

官報 號外

大正十年三月二十七日 日曜日

印刷局

第四十四回 衆議院議事速記録第三十六號

大正十年三月二十六日(土曜日)午前十時二十八分開議

議事日程 第三十五號 大正十年三月二十六日

午前十時開議

第一 區制案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 身元保證ニ關スル法律案(上島益三郎君提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 刑事訴訟法中改正法律案(禰苗代君提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 遠東鐵道速成ニ關スル建議案(松浦五兵衛君外五名提出)

(委員長報告)

第五 大垣、大野、金澤間鐵道速成ニ關スル建議案(西村正則君外八名提出)

(委員長報告)

第六 熱海線完成ニ關スル建議案(森格君提出)

(委員長報告)

第七 中央線淺川驛鹽山驛間電力速成ニ關スル建議案(三枝彦太郎君提出)

(委員長報告)

第八 濃飛鐵道速成ニ關スル建議案(匹田銳吉君外三名提出)

(委員長報告)

第九 富山伏木間鐵道建設ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)

(委員長報告)

第十 東京大阪間高速度交通機關ノ設備ニ關スル建議案(久下豐忠君提出)

(委員長報告)

第十一 信越東線鐵道速成ニ關スル建議案(武田德三郎君外一名提出)

(委員長報告)

第十二 敦賀今津間輕便鐵道豫定線追加ニ關スル建議案(安原仁兵衛君外一名提出)

(委員長報告)

第十三 御殿場大宮間及吉田大月間鐵道速成ニ關スル建議案(岩崎勲君外二名提出)

(委員長報告)

第十四 山田川三河川法適用ニ關スル建議案(原田藤次郎君外五名提出)

(委員長報告)

第十五 斐伊川治水工事速成ニ關スル建議案(原夫次郎君外五名提出)

(委員長報告)

第十六 土器川外四川改修ニ關スル建議案(大林森次郎君外四名提出)

(委員長報告)

第十七 宮河内谷川改修費國庫補助ニ關スル建議案(岡順次君外三名提出)

(委員長報告)

第十八 阿武隈川阿賀川改修工事費國庫補助增額ニ關スル建議案(八田宗吉君外六名提出)

(委員長報告)

第十九 阿武隈川阿賀川改修工事費國庫補助增額ニ關スル建議案(中野寅吉君外三名提出)

(委員長報告)

第二十 石油政策ニ對スル燃料調查會設立ニ關スル建議案(高野毅君提出)

(委員長報告)

第二十一 太茂、大黑鐵道敷設ニ關スル建議案(松岡俊三君外三名提出)

(委員長報告)

第二十二 市實鐵道敷設ニ關スル建議案(友常毅三郎君外二名提出)

(委員長報告)

第二十三 宇岩鐵道敷設ニ關スル建議案(植竹龍三郎君外五名提出)

(委員長報告)

第二十四 福相鐵道速成ニ關スル建議案(鐸木三郎兵衛君外七名提出)

(委員長報告)

第二十五 高田川井間鐵道速成ニ關スル建議案(菊池長右衛門君外三名提出)

(委員長報告)

第二十六 江戶崎境間及佐貫佐野間鐵道速成ニ關スル建議案(市村貞造君外十一名提出)

(委員長報告)

第二十七 平小名濱間鐵道速成ニ關スル建議案(白井博之君外六名提出)

(委員長報告)

第二十八 境飯能間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山崎猛君外十名提出)

(委員長報告)

第二十九 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)

(委員長報告)

第三十 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外七名提出)

(委員長報告)

第三十一 柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)

(委員長報告)

第三十二 柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外七名提出)

(委員長報告)

第三十三 大斐茂木間鐵道速成ニ關スル建議案(石井三郎君外三名提出)

(委員長報告)

第三十四 八王子高崎間鐵道速成ニ關スル建議案(長谷川宗治君外十名提出)

(委員長報告)

第三十五 水戸鹿島間高濱延方及玉造鉾田間鐵道速成ニ關スル建議案(宮古啓三郎君外二名提出)

(委員長報告)

第三十六 溫泉政策ニ關スル建議案(成田榮信君外一名提出)

(委員長報告)

第三十七 港灣行政ニ關スル建議案(三善清之君外四名提出)

(委員長報告)

第三十八 鹿兒島縣各離島航海補助增額ニ關スル建議案(禰苗代君外七名提出)

(委員長報告)

第三十九 日向沿岸國庫補助港設定ニ關スル建議案(長峰與一君外二名提出)

(委員長報告)

第四十 松江隱岐間海底電線增設速成ニ關スル建議案(若林德懋君外五名提出)

(委員長報告)

第四十一 三國港築港ニ關スル建議案(野村勘左衛門君外四名提出)

(委員長報告)

第四十二 北海道本州連絡完成ニ關スル建議案(伊藤廣幾君外四名提出)

(委員長報告)

第四十三 函館釜谷間鐵道速成ニ關スル建議案(黑住成章君外一名提出)

(委員長報告)

(委員長報告)

第四十四

北海道鐵道速成ニ關スル建議案(松實喜代太君外七名提出)

第四十五

酒造税法中改正ニ關スル建議案(中村清造君外四名提出)

第四十六

清酒ノ滓引及貯藏減量控除額増加ニ關スル建議案(山邑太三郎君外二名提出)

第四十七

酒造税法中改正ニ關スル建議案(早川龍介君外一名提出)

第四十八

酒造税法中改正ニ關スル建議案(日野辰次君外十名提出)

第四十九

三原吳間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(井上角五郎君外三名提出)

第五十

木次三次間鐵道建設ニ關スル建議案(原夫次郎君外四名提出)

第五十一

落合木次間鐵道起工年度繰上ニ關スル建議案(佐野正雄君外五名提出)

第五十二

福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外三名提出)

第五十三

大田龍原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(平田民之助君外四名提出)

第五十四

兵庫福崎間鐵道敷設ニ關スル建議案(木下甚三郎君提出)

第五十五

國幣大社大山祇神社昇格ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出)

第五十六

國幣大社大山祇神社國寶殿建築ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出)

第五十七

縣社乃木神社昇格ニ關スル建議案(横田千之助君外二名提出)

第五十八

官幣大社三島神社ノ修繕並境内擴張整理ニ關スル建議案(岩崎齋君外一名提出)

第五十九

賣藥營業稅廢止ニ關スル建議案(高見之通君外二名提出)

第六十

金融機關整備ニ關スル建議案(河上哲太君外十一名提出)

第六十一

織物消費稅交付金増額ニ關スル建議案(竹上藤次郎君外三名提出)

第六十二

自治體ノ貯蓄銀行經營ニ關スル建議案(赤田瑳一君外一名提出)

第六十三

水產銀行設置ニ關スル建議案(鶴澤宇八君外四名提出)

第六十四

日本大博覽會開設ニ關スル建議案(竹澤太一君提出)

第六十五

平和記念東京博覽會費國庫補助ニ關スル建議案(前田米藏君外十四名提出)

第六十六

衛生行政機關ノ統一及擴大ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)

第六十七

癪狂院増設ニ關スル建議案(中馬興九君外三名提出)

第六十八

精神病院法施行促進ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)

第六十九

癪豫防關係法規改正ニ關スル建議案(中馬興九君外二名提出)

第七十

癪傳染絕對防止ニ關スル建議案(鶴澤總明君外二名提出)

第七十一

學校衛生ノ振興改善ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)

第七十二

大阪和歌山間鐵道敷設ニ關スル建議案(山口義一君外四名提出)

第七十三

櫻井松坂間鐵道速成ニ關スル建議案(津野田是重君外九名提出)

第七十四

勢江鐵道速成ニ關スル建議案(天春文衛君外七名提出)

第七十五

相可町大口港間鐵道敷設ニ關スル建議案(伊坂秀五郎君外四名提出)

第七十六

吉野縱貫鐵道建設ニ關スル建議案(岩本平藏君外三名提出)

第七十七

山田豐岡間鐵道速成ニ關スル建議案(長田桃藏君外二名提出)

第七十八

五條新宮間鐵道速成ニ關スル建議案(玉置良直君外五名提出)

第七十九

信樂(貴生川加茂間)輕便鐵道敷設ニ關スル建議案(安原仁兵衛君外一名提出)

第八十

片町四條間電力鐵道延長ニ關スル建議案(植場平君外一名提出)

第八十一

那賀川改修速成ニ關スル建議案(原田佐之治君外三名提出)

第八十二

千曲川鳴瀬川江合川改修工事費國庫補助増額ニ關スル建議案(遠藤良吉君外十四名提出)

第八十三

仁淀川外五川改修費國庫支辨ニ關スル建議案(水野吉太郎君外四名提出)

第八十四

四國鐵道各線速成ニ關スル建議案(原田佐之治君外十五名提出)

第八十五

三戸千曳間鐵道速成ニ關スル建議案(野村治三郎君外七名提出)

第八十六

青森築港國營ニ關スル建議案(北山一郎君外十四名提出)

第八十七

北海道產業資金充實ニ關スル建議案(伊藤廣幾君外七名提出)

第八十八

北海道糖業政策ニ關スル建議案(木下成太郎君外七名提出)

第八十九

國分岩川間鐵道敷設ニ關スル建議案(日野辰次君外一名提出)

第九十

大直鐵道建設速成ニ關スル建議案(吉良元夫君外三名提出)

第九十一

蛤港牛深間鐵道敷設ニ關スル建議案(池田泰親君外四名提出)

第九十二

楠浦港富岡間鐵道敷設ニ關スル建議案(池田泰親君外四名提出)

(委員長報告)

第九十三

竹田三田井間鐵道速成ニ關スル建議案(吉原元夫君外六名提出)

(委員長報告)

第九十四

長崎五島佐世保間交通運輸ノ設備ニ關スル建議案(牧山耕藏君外三名提出)

(委員長報告)

第九十五

境港修築速成ニ關スル建議案(清瀬規矩雄君外六名提出)

(委員長報告)

第九十六

四國重要港灣整備ニ關スル建議案(原田佐之治君外七名提出)

(委員長報告)

第九十七

社會政策ニ必要ナル資金ニ關スル建議案(三善清之君外八名提出)

(委員長報告)

第九十八

橫須賀ヨリ浦賀三崎ヲ經テ三浦半島ヲ一周スル鐵道敷設ニ關スル建議案(森格君外三名提出)

(委員長報告)

第九十九

岡崎大井間鐵道建設ニ關スル建議案(齋藤鷲太郎君外二名提出)

(委員長報告)

第一百

醫師ニ對スル適當ノ教育機關設置ニ關スル建議案(香川保忠君外二名提出)

(委員長報告)

第一百一

地方稅財源擴張ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)

(委員長報告)

第一百二

免囚差別待遇撤廢ニ關スル建議案(鮎川盛貞君提出)

(委員長報告)

第一百三

宇都宮岐阜及和歌山監獄ノ移轉促進ニ關スル建議案(植竹龍三郎君外二名提出)

(委員長報告)

第一百四

京都監獄移轉ニ關スル建議案(竹上藤次郎君外三名提出)

(委員長報告)

第一百五

德島監獄廳舍移轉ニ關スル建議案(海原清平君外三名提出)

(委員長報告)

第一百六

山形福島高知神戸德島及京都ノ監獄移轉ニ關スル建議案(戶狩權之助君外五名提出)

(委員長報告)

第一百七

高田川井間及世田米水澤間鐵道敷設ニ關スル建議案(志賀和多利君外一名提出)

(委員長報告)

第一百八

日本海沿岸鐵道完成ニ關スル建議案(田邊熊一君外五名提出)

(委員長報告)

第一百九

佐原松岸間鐵道速成ニ關スル建議案(濱口吉兵衛君外一名提出)

(委員長報告)

第一百十

日足鐵道速成ニ關スル建議案(松岡俊三君提出)

(委員長報告)

第一百十一

滿洲大學設立ニ關スル建議案(佐藤寅太郎君提出)

(委員長報告)

第一百十二

東洋文庫設立ニ關スル建議案(澤來太郎君外五名提出)

(委員長報告)

第一百十三

漢學振興ニ關スル建議案(木下成太郎君外十名提出)

(委員長報告)

第一百十四

私立中學校私立高等女學校ニ補助金下付ニ關スル建議案(鳩山一郎君外四名提出)

(委員長報告)

第一百十五

林間學校獎勵補助ニ關スル建議案(大林森次郎君外五名提出)

(委員長報告)

第一百十六

支那共和國留學生教育ニ關スル建議案(一宮房治郎君提出)

(委員長報告)

第一百十七

九州藥學專門學校設置ニ關スル建議案(原田十衛君外六名提出)

(委員長報告)

第一百十八

鴨綠江岸道路修築ニ關スル建議案(高見之通君外五名提出)

(委員長報告)

第一百十九

朝鮮ニ於ケル植林事業保護ニ關スル建議案(松山常次郎君外二名提出)

(委員長報告)

第一百二十

科學知識普及ニ關スル建議案(鈴木錠藏君提出)

(委員長報告)

第一百二十一

農產物收穫調查及農家經濟調查確立ニ關スル建議案(土井權大君提出)

(委員長報告)

第一百二十三

國立綿業試驗所設置ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出)

(委員長報告)

第一百二十四

穀物檢査統一ニ關スル建議案(田中萬逸君外二名提出)

(委員長報告)

第一百二十五

米穀貯藏方法調查研究ニ關スル建議案(山口嘉藏君外四名提出)

(委員長報告)

第一百二十六

(特別報告第六十五號)義務教育費國庫負擔額增加ノ請願外百七件

(委員長報告)

第一百二十七

(特別報告第六十六號)小學校教員俸給國庫支辨ノ請願外五十二件

(委員長報告)

第一百二十八

(特別報告第六十七號)義務教育費國庫支辨ノ請願

(委員長報告)

第一百二十九

(特別報告第六十九號)瀧原大田間鐵道敷設速成ノ請願外二件

(委員長報告)

第一百三十

(特別報告第七十四號)柳津、小出間及只見、古町間鐵道敷設速成ノ請願外一件

(委員長報告)

第一百三十一

(特別報告第七十八號)木次、三次間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第一百三十二

(特別報告第八十一號)野岩羽鐵道延長線敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第一百三十三

(特別報告第九十四號)境、飯能間輕便鐵道敷設速成ノ請願外七件

(委員長報告)

第一百三十四

(特別報告第九十五號)喜多方、米澤間(野岩羽線)鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第一百三十五

(特別報告第九十六號)今市、田島間(野岩羽線)鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第一百三十六

(特別報告第九十四號)小松島町、後免町間(四國循還線)鐵道敷設ノ請願外四件

(委員長報告)

第三百三十七

(特別報告第三百三十五號)貴生川驛、加茂驛間輕便鐵道敷設、請願

(委員長報告)

第三百三十八

(特別報告第三百三十二號)小學校教員俸給國庫支辨、請願外八件

(委員長報告)

第三百三十九

(特別報告第三百三十三號)義務教育費國庫負擔額增加、請願外二百五十三件

(委員長報告)

第四百

(特別報告第三百三十六號)五條驛、新宮町間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第四百一

(特別報告第三百三十九號)大田驛、瀧原間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第四百二

(特別報告第三百四十五號)境、飯能間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第四百三

(特別報告第三百五十五號)神祇密議院設置、請願

(委員長報告)

第四百四

(特別報告第三百五十七號)國幣大社大山祇神社國寶館建築費國庫補助、請願

(委員長報告)

第四百四十五

(特別報告第三百六十五號)山田川二河川法ヲ適用スル、請願

(委員長報告)

第四百四十六

(特別報告第三百七十三號)帝國在鄉軍人會國庫補助、請願

(委員長報告)

第四百四十七

(特別報告第三百九十五號)小學校教員俸給國庫支辨、請願外十七件

(委員長報告)

第四百四十八

(特別報告第九十六號)義務教育費國庫負擔額增加、請願外三百三十九件

(委員長報告)

第四百四十九

(特別報告第三百九十七號)義務教育費國庫支辨、請願外二件

(委員長報告)

第四百五十

(特別報告第二百號)小松島町、後免町間(四國循環線)鐵道敷設、請願外十四件

(委員長報告)

第五百一

(特別報告第二百二號)柳津、小出間及只見、古町間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第五百十二

(特別報告第二百三號)八王子、高崎間(飯能、越生町、寄居經由)鐵道敷設、請願

(委員長報告)

第五百十三

(特別報告第二百六號)三戸、千曳鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第五百十四

(特別報告第二百十三號)掛川驛、大井驛間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第五百十五

(特別報告第二百十八號)五條驛、新宮町間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第五百十六

(特別報告第二百二十號)三原驛、吳驛間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第五百十七

(特別報告第二百四十號)濱田浦築港、請願

(委員長報告)

第五百十八

(特別報告第二百四十一號)青森築港國營、請願

(委員長報告)

第五百十九

(特別報告第二百八十八號)小學校教員俸給國庫支辨、請願外百七件

(委員長報告)

第六十

(特別報告第二百八十九號)義務教育費國庫負擔額增加、請願外百七件

(委員長報告)

第六十一

(特別報告第二百九十號)義務教育費國庫支辨、請願

(委員長報告)

第六十二

(特別報告第二百九十二號)小松島町後免町間(四國循環線)鐵道敷設、請願外七件

(委員長報告)

第六十三

(特別報告第二百九十四號)吉野縱貫鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第六十四

(特別報告第二百九十六號)高濱驛、延方村間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第六十六

(特別報告第三百五號)米澤、今市間(野岩羽線)鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第六十七

(特別報告第三百十九號)三國港開港、請願

(委員長報告)

第六十八

(特別報告第三百五十四號)義務教育費國庫負擔額增加、請願外八十八件

(委員長報告)

第六十九

(特別報告第三百五十五號)小學校教員俸給國庫支辨、請願外九十四件

(委員長報告)

第七十

(特別報告第三百五十六號)義務教育費國庫支辨、請願外一件

(委員長報告)

第七十一

(特別報告第三百五十七號)私立中學校並高等女學校國庫補助、請願

(委員長報告)

第七十二

(特別報告第三百六十一號)五條、新宮間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第七十三

(特別報告第三百六十九號)掛川町、大井町間(遠美線鐵道)敷設速成、請願

(委員長報告)

第七十四

(特別報告第三百七十一號)四日市、敦賀港間(勢江線)鐵道敷設速成、請願外一件

(委員長報告)

第七十五

(特別報告第三百七十九號)松阪驛、櫻井驛間鐵道敷設速成、請願

(委員長報告)

第七十六

(特別報告第三百九十九號)官幣大社三島神社大修繕並境內擴張整理、請願

(委員長報告)

第七十七

(特別報告第三百八十六號)僧侶其、他諸宗教師三種ノ被選舉權附與、請願

(委員長報告)

第七十八

(特別報告第三百九十號)直江津港築港、請願

(委員長報告)

第七十九

(特別報告第三百九十一號)宮河內谷川改修、請願

(委員長報告)

第八十

(特別報告第三百九十二號)斐伊川治水工事速成、請願

(委員長報告)

第百八十一 (特別報告第四百二號) 戰闘若ハ公務起因傷病軍人恩給額增加ノ請願外一件 (委員長報告)

第百八十二 (特別報告第四百三號) 戰闘若ハ公務起因傷病軍人ヲ官立病院ニ於テ國費ヲ以テ診療並入院セシムルノ請願外一件 (委員長報告)

第百八十三 (特別報告第四百四號) 不具療疾ノ軍人ニ給セラルル恩給額增加ノ請願 (委員長報告)

第百八十四 (特別報告第四百五號) 軍人恩給法第十一條廢止ノ請願 (委員長報告)

第百八十五 (特別報告第四百二十四號) 航海補助ノ請願 (委員長報告)

第百八十六 (特別報告第四百二十六號) 宇都宮監獄移轉ノ請願 (委員長報告)

第百八十七 (特別報告第四百三十三號) 小學校教員俸給國庫支辨ノ請願外四十五件 (委員長報告)

第百八十八 (特別報告第四百三十四號) 義務教育費國庫負擔額增加ノ請願外六十二件 (委員長報告)

第百八十九 (特別報告第四百五十四號) 八百津町ニ稅務署設置ノ請願 (委員長報告)

第百九十 (特別報告第四百五十五號) 取手稅務署復舊ノ請願 (委員長報告)

第百九十一 (特別報告第四百五十六號) 鳥取縣二部稅務署移轉ノ請願 (委員長報告)

第百九十二 (特別報告第四百五十七號) 粗製樟腦及樟腦油業者補償ノ請願外一件 (委員長報告)

第百九十三 (特別報告第四百五十八號) 粗製樟腦及樟腦油專賣實施ニ伴フ損害補償ノ請願 (委員長報告)

第百九十四 (特別報告第四百六十號) 朝鮮ニ於ケル煙草製造業者救済ノ請願 (委員長報告)

第百九十五 (特別報告第四百六十一號) 鎮南浦築港ノ請願 (委員長報告)

第百九十六 (特別報告第四百六十二號) 西伯利引揚民救済ノ請願 (委員長報告)

第百九十七 (特別報告第四百六十三號) 杉山神社ヲ官幣社ニ昇格ノ請願 (委員長報告)

第百九十八 (特別報告第四百六十四號) 府縣社以下神社經費國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第百九十九 (特別報告第四百六十五號) 帝國軍人後援會國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第二百 (特別報告第四百六十六號) 特殊部落又ハ部落ナル稱號廢止ノ請願 (委員長報告)

第二百一 (特別報告第四百六十七號) 新河岸川改修ノ請願 (委員長報告)

第二百二 (特別報告第四百六十八號) 今治築港國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第二百三 (特別報告第四百七十三號) 戰闘若ハ公務起因傷病軍人恩給額並遺族扶助料增加ノ請願 (委員長報告)

第二百四 (特別報告第四百七十四號) 屯田兵ニ對シ普通師團勤務將校下士卒ト同一ナル恩給制實施ニ關スル請願外四件 (委員長報告)

第二百五 (特別報告第四百七十五號) 和田村ニ國立種馬所又ハ種馬牧場分廐設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六 (特別報告第四百七十七號) 水内村字平瀧ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七 (特別報告第四百七十八號) 燒山村ニ集配郵便局復活ノ請願 (委員長報告)

第二百八 (特別報告第四百七十九號) 東郷郵便局ニ電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百九 (特別報告第四百八十號) 賀名生郵便局外二十箇郵便局間電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百十 (特別報告第四百八十一號) 半平山郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十一 (特別報告第四百八十二號) 竹生村大字弓削ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十二 (特別報告第四百八十三號) 北宇智村大字住川ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十三 (特別報告第四百八十四號) 都路郵便局ニ電信、電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百十四 (特別報告第四百八十五號) 國分郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十五 (特別報告第四百八十六號) 多摩村大字東寺方ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十六 (特別報告第四百八十七號) 神田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十七 (特別報告第四百八十八號) 澤渡村大字下市萱ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十八 (特別報告第四百八十九號) 里郵便局ニ集配事務開始並電信、電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百十九 (特別報告第四百九十號) 直江津、大島、室野、松代間電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十 (特別報告第四百九十一號) 水見郡ニ郵便局増設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十一 (特別報告第四百九十二號) 十津川村神納川ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二十二 (特別報告第四百九十三號) 豐田村大字和木ニ登記所新設ノ請願 (委員長報告)

- 第二百二十四 (特別報告第四百九十五號)北
鄉村大字郷之原ニ飢肥區裁判
所出張所新設ノ請願(委員長報告)
- 第二百二十五 (特別報告第四百九十六號)都
谷村ニ廣島區裁判所出張所新
設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十六 (特別報告第四百九十七號)船
木區裁判所吉部出張所移轉ノ
請願 (委員長報告)
- 第二百二十七 (特別報告第四百九十八號)福
岡地方裁判所飯塚支部ヲ甲號
支部ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十八 (特別報告第四百九十九號)幸
手區裁判所復活ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十九 (特別報告第五百號)單科醫科
大學補習科設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十 (特別報告第五百一號)小學校
教員俸給國庫支辨ノ請願外四
十六件 (委員長報告)
- 第二百三十一 (特別報告第五百二號)義務教
育費國庫負擔額增加ノ請願外
八十九件 (委員長報告)
- 第二百三十二 (特別報告第五百三號)義務教
育費國庫支辨ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第二百三十三 (特別報告第五百四號)國定教
科書編制規定中改正ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十四 (特別報告第五百六號)上伊集
院村ニ簡易停車場新設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十五 (特別報告第五百七號)與部、小
頓別間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十六 (特別報告第五百八號)劍村字
小牧ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十七 (特別報告第五百九號)飯山、高
田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十八 (特別報告第五百十號)松山、大
洲間鐵道敷設計畫ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十九 (特別報告第五百十一號)姫路、
津山(姫津鐵道)鐵道敷設速成ノ
請願 (委員長報告)
- 第二百四十 (特別報告第五百十二號)大牟
田、三池港間鐵道敷設ノ請願外
一件 (委員長報告)
- 第二百四十一 (特別報告第五百十三號)上土
幌「ヌカナン太」間鐵道敷設ノ請
願 (委員長報告)
- 第二百四十二 (特別報告第五百十四號)福滿
村字小泉ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十三 (特別報告第五百十五號)鐵道
運賃統一ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百四十四 (特別報告第五百十六號)能代、
船川間鐵道敷設ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第二百四十五 (特別報告第五百十七號)吳、三
原間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十六 (特別報告第五百十八號)貴生
川停車場構内ニ跨線橋架設ノ請
願 (委員長報告)
- 第二百四十七 (特別報告第五百十九號)今津
町、敦賀港間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十八 (特別報告第五百二十號)愛別
市街地ニ停車場新設ニ關スル請
願 (委員長報告)
- 第二百四十九 (特別報告第五百二十一號)玉
造停車場設備變更ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十 (特別報告第五百二十二號)富
山、新湊町間(飛越線延長)鐵道
敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十一 (特別報告第五百二十三號)氷
見驛、羽咋驛間(能越線)鐵道敷
設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十二 (特別報告第五百二十四號)天
鹽線ノ天鹽市街地經由ニ關スル
請願 (委員長報告)
- 第二百五十三 (特別報告第五百二十五號)長
岡驛移轉改築ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百五十四 (特別報告第五百二十六號)千
丁村ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十五 (特別報告第五百二十七號)大
井驛、岡崎驛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十六 (特別報告第五百二十八號)廣
島市、濱田町間(廣濱線)鐵道敷
設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十七 (特別報告第五百二十九號)不
足祿追給ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十八 (特別報告第五百三十號)日下
部稅務署復舊ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十九 (特別報告第五百三十一號)議
院建築ニ關スル請願(委員長報告)
- 第二百六十 (特別報告第五百三十二號)朝
鮮產牛改良ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十一 (特別報告第五百三十三號)北
支那饑饉救濟ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十二 (特別報告第五百三十四號)西
伯利引揚民救濟ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十三 (特別報告第五百三十五號)按
摩術營業取締規則ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百六十四 (特別報告第五百三十六號)鶴
見川改修費國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十五 (特別報告第五百三十七號)未
成年者飲酒禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百六十六 (特別報告第五百三十八號)柏
木神社ヲ特別保護建造物ニ指定
ノ請願 (委員長報告)

第二百六十七

(特別報告第五百三十九號)廣島市比治山ニ明治天皇奉祭ノ請願 (委員長報告)

第二百六十八

(特別報告第五百四十號)松尾神社及月讀神社境内整理擴張國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第二百六十九

(特別報告第五百四十一號)伊會乃神社昇格ノ請願 (委員長報告)

第二百七十

(特別報告第五百四十二號)國立養老院設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十一

(特別報告第五百四十三號)國立劇場設立ノ請願 (委員長報告)

第二百七十二

(特別報告第五百四十四號)部落改善ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百七十三

(特別報告第五百四十五號)海外遊覽客誘致ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百七十四

(特別報告第五百四十六號)町村農會費徵收ニ關稅滯納處分法準用ノ請願 (委員長報告)

第二百七十五

(特別報告第五百四十七號)香取式金時釜及ボイラー調査ノ請願 (委員長報告)

第二百七十六

(特別報告第五百四十八號)千代川改修ノ請願外一件 (委員長報告)

第二百七十七

(特別報告第五百四十九號)利根川架橋新設ノ請願 (委員長報告)

第二百七十八

(特別報告第五百五十號)仁淀渡、物部、鏡、奈半利、國分、六河川治水ノ請願 (委員長報告)

第二百七十九

(特別報告第五百五十一號)安倍川治水ノ請願 (委員長報告)

第二百八十

(特別報告第五百五十二號)小農保護ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百八十一

(特別報告第五百五十三號)產業組合法中改正ノ請願 (委員長報告)

第二百八十二

(特別報告第五百五十四號)官國有林野所在地町村へ交付金下附ノ請願 (委員長報告)

第二百八十三

(特別報告第五百五十五號)賀露漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第二百八十四

(特別報告第五百五十六號)佐賀縣住ノ江港ヲ輸入港ニ追加ノ請願 (委員長報告)

第二百八十五

(特別報告第五百五十七號)屯田兵ニ對シ普通師團勤務將校下士卒ト同一ナル恩給制實施ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百八十六

(特別報告第五百五十八號)軍馬補充部大山支部還附及拂下ノ請願 (委員長報告)

第二百八十七

(特別報告第五百五十九號)河內村大字上河内字宿ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百八十八

(特別報告第五百六十號)平群村信貴山ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百八十九

(特別報告第五百六十一號)平群村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十

(特別報告第五百六十二號)大任村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十一

(特別報告第五百六十三號)千島國擇提島ニ無線電線ヲ架設シ並同色丹島及根室國志發島ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十二

(特別報告第五百六十四號)羽和泉村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十三

(特別報告第五百六十五號)西大寺ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十四

(特別報告第五百六十六號)十町郵便局ニ集配事務開始 (委員長報告)

第二百九十五

(特別報告第五百六十七號)葛西村大字桑川ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十六

(特別報告第五百六十八號)吉田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十七

(特別報告第五百六十九號)長澤村大字萩堀ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九十八

(特別報告第五百七十號)西二階町郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百九十九

(特別報告第五百七十一號)八條村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百

(特別報告第五百七十二號)今治郵便局昇格ノ請願 (委員長報告)

第三百一

(特別報告第五百七十三號)及位村大字釜淵ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百二

(特別報告第五百七十四號)戸ヶ崎郵便局ニ電信、電話架設ノ請願 (委員長報告)

第三百三

(特別報告第五百七十五號)男女群島ニ燈臺並無線電信建設ノ請願 (委員長報告)

第三百四

(特別報告第五百七十六號)彦成村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百五

(特別報告第五百七十七號)山野郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六

(特別報告第五百七十八號)植木町ニ特設電話架設ノ請願 (委員長報告)

第三百七

(特別報告第五百七十九號)若山村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八

(特別報告第五百八十號)阿尾村阿尾ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百九

(特別報告第五百八十一號)北恩加島町ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十一

(特別報告第五百八十三號)芦邊港口ニ燈臺設置ノ請願

第三百十二

(特別報告第五百八十四號)田河村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十三

(特別報告第五百八十五號)北吉野村大字瀧本ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十四

(特別報告第五百八十六號)瀧川郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百十五

(特別報告第五百八十七號)船木區裁判所位置變更ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百十六

(特別報告第五百八十八號)折尾町ニ區裁判所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百十七

(特別報告第五百八十九號)金ヶ崎村ニ水澤區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百十八

(特別報告第五百九十號)羽和泉村ニ區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百十九

(特別報告第五百九十一號)深川町ニ區裁判所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十

(特別報告第五百九十二號)水戸監獄土浦分監移轉ノ請願 (委員長報告)

第三百二十一

(特別報告第五百九十三號)佐比賣村池田ニ今市區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十二

(特別報告第五百九十四號)長崎町ニ山形區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十三

(特別報告第五百九十五號)福井村ニ富岡區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十四

(特別報告第五百九十七號)名古屋高等工業學校專攻科設置ノ請願 (委員長報告)

第三百二十五

(特別報告第五百九十八號)義務教育費國庫負擔額增加ノ請願外百九件 (委員長報告)

第三百二十六

(特別報告第五百九十九號)義務教育費國庫支辨ノ請願 (委員長報告)

第三百二十七

(特別報告第六百號)小學校教員俸給國庫支辨ノ請願外七件 (委員長報告)

第三百二十八

(特別報告第六百一號)義務教育費國庫負擔額相當增加ノ請願 (委員長報告)

第三百二十九

(特別報告第六百三號)八王子高崎間(飯能、越生町、寄居經由)鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百三十

(特別報告第六百五號)傷痍條例特典ヲ傷痍將校準士官ニ適用ノ請願 (委員長報告)

第三百三十一

(特別報告第六百六號)別當賀斜里間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十二

(特別報告第六百七號)澁川町、長野原間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十三

(特別報告第六百八號)郡家、八鹿間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十四

(特別報告第六百九號)高濱驛、延方間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十五

(特別報告第六百十號)水戸、鹿島間並高濱、延方間及玉造、鉾田間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十六

(特別報告第六百十一號)北川村熊田ニ停車場新設ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三十七

(特別報告第六百十三號)生山驛、多里間輕便鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百三十八

(特別報告第六百十三號)谷川、姫路間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十九

(特別報告第六百十四號)東信號所ヲ停車場ニ改設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十

(特別報告第六百十五號)大衡村字針、中新田驛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十一

(特別報告第六百十六號)須賀川、長沼間並石川、植田間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十二

(特別報告第六百十七號)須賀川驛、鏡石驛中間ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十三

(特別報告第六百十八號)大間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十四

(特別報告第六百十九號)川尻、宇石間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十五

(特別報告第六百二十號)御殿場、大宮間並吉田、大月間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十六

(特別報告第六百二十一號)須川町ニ一哩停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十七

(特別報告第六百二十二號)相去村ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十八

(特別報告第六百二十三號)珠洲郡ニ通スル鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十九

(特別報告第六百二十四號)片町線電車併用ノ請願 (委員長報告)

第三百五十

(特別報告第六百二十五號)長篠驛、辰野驛間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百五十一

(特別報告第六百二十六號)播州鐵道ヲ國有ト爲スノ請願 (委員長報告)

第三百五十二 (特別報告第六百二十七號)大崎停車場乘降口新設ノ請願

第三百五十三 (特別報告第六百二十八號)委員長報告

長柄停留所ニ關スル請願 (委員長報告)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ省略セリ〕

一昨二十五日貴族院ヨリ回付セラレタル政府提出案左ノ如シ

米穀法案

日本勸業銀行法中改正法律案

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

滿洲ニ於ケル取引所政策ニ關スル質問主意書

提出者 森田 茂君

日本勸業銀行不當貸付ニ付大藏大臣ノ責任ニ關スル質問主意書

提出者 八並 武治君 鈴木周三郎君

〔以上三月二十五日提出〕

一昨二十五日政府ヨリ受領シタル各辯書左ノ如シ

衆議院議員板野友造君提出都市政策ニ關スル質問

ニ對スル答辯書

衆議院議員山田永俊君提出血清販賣及之ニ關聯スル事項ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員鮎川盛貞君提出朝鮮ニ於ケル行政司法ノ衝突ニ關スル質問ニ對スル答辯書

〔都市政策ニ關スル質問主意書ハ大正十年三月十五日速記録第十四號二七七頁掲載〕

大正十年三月二十五日

衆議院議長與繁三郎殿 敬

衆議院議員板野友造君提出都市政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一電車電燈及瓦斯等ニ關スル事業ハ之ヲ都市ノ公營事業ト爲スヲ大體ニ於テ都市行政上適當ナリト認ム

大正十年三月二十五日

内務大臣 床次竹二郎

血清販賣及之ニ關聯スル事項ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月十七日

提出者 山田 永俊

贊成者 波多野喜右衛門

外三十四人

血清販賣及之ニ關聯スル事項ニ關スル質問主意書

一政府ハ明治四十三年五月(衛生局長通牒)衛生第三

五八號ヲ以テ傳染病研究所ノ發賣スル血清(液體ヲ

フテリヤ血清以下八種)ニシテ使用前效力持續期間

ヲ經過シタル者アルトキハ同所ニ於テ無料引換ノ請求

ニ應ジ來リタルトコロ大正九年十一月二十九日附文

部省發第一六七號ヲ以テ各地方長官ニ通牒ヲ發シ

向後ハ購入者ノ資格ニ依リテ引換條件ヲ異ニシ即チ

市町村其ノ他ノ公共團體ニ賣渡シタル血清ニ付テハ

無料引換ヲ行フニ反シ其ノ他ノ購入者ノ血清特約販

賣人、開局藥劑師、藥種商(醫師)ニ對シテハ(一)液體

ヲフテリヤ血清及液體破傷風血清ニ付テハ引換請求

ノ爲送付シタル當該血清合計代價二分ノ一ニ相當

スル數量ヲ以テ引換ヲ行ヒ(二)前記二種以外ノ血清

ニ付テハ全然引換ノ請求ニ應ゼサルコトニ改正シタル

一或ハ政府ハ醫事衛生ノ改良發達ヲ目的トスル法人タル醫師會ハ既ニ前項ニ所謂公共團體ト認メ居ルヤ否

ヤ若之ヲ認メストセハ販賣規程第五條ニ於テ之ヲ追

加明記スルノ意思ナキヤ

一市町村其ノ他ノ公共團體ヲ始メトシテ多數ノ取次販

賣者アルニ拘ラス當局ヨリ變更スヘキ事項ヲ單ニ地方

長官ニ對スル通牒ニ留メタルハ甚タ不徹底ナリト認ム

政府ノ所見如何

一政府ハ大正九年十二月二十八日附ヲ以テ傳染病研

究所痘苗血清等販賣規程ヲ改正シテ血清等ノ値上

ヲ行ヒタリ物價下落シタルニ際シテ何故ニ國民ノ

治療費ヲ増加セシムルカ如キ非人道ノ舉ニ出テタルヤ

血清痘苗等ノ販賣ハ國民ノ衛生國家ノ防疫ヲ目的

トスルモノニシテ決シテ收入ヲ目的トスルモノニ非スト

思考ス政府ノ所見如何

一傳染病研究所ニ於テハフテリヤ血清ヲ賣惜ミタルヲ

以テ大正九年四月五月以來全國ノ醫師社會ニ於テ治

療上ノ大恐慌ヲ來シ治療スヘキ患者ヲシテ空ク不歸

ノ客ヲシメタル者尠カラズ而モ傳染病研究所ニ於テ

ハ其ノ際尙三萬三千〇〇〇貯藏セリト云フ國民ノ衛生

防疫上容赦スヘカラサル失態ナリト認ム其ノ供給ヲ拒

ミタル理由如何

一傳染病研究所ハ血清供給ノ必要ヲ豫知シ大正九年

八月三至四萬圓ノ豫備金支出ヲ請求セリ然ルニ四箇月ヲ經過シテ漸ク十一月三至解決ヲ見タリト云フ政府ハ何故ニ人道上急ヲ要スル事件ニ對シテ甚トシテ之ヲ遷延シタルヤ

九

大正十年三月二十五日

衆議院議長與繁三郎殿 敬

衆議院議員山田永俊君提出血清販賣及之ニ關聯スル事項ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員山田永俊君提出血清販賣及之ニ關聯スル事項ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一政府ガ明治四十三年以來傳染病研究所ノ發賣スル

血清事

九七五

官報號外

大正十年三月二十七日

衆議院議事速記録第三十六號

議長ノ報告

九七五

血清ニシテ效力持續期間ヲ經過シタルモノノ無料引換ヲ爲シ來レルハ當初血清類ノ效果ヲ全國ニ普及セシメ其ノ使用ヲ獎勵セントスルニ出テタル便法ニ外ナラス今日ニ於テハ血清ノ效果世間ニ周知セラレ其需要益々増加シ當時ト其ノ狀況ヲ異ニスルノミナラス往往買占等弊ヲ生スルノ虞ナシトセス其他各般ノ事情ヲ斟酌シテ從來ノ引換制度ニ改正ヲ爲シタルモノナリ血清等ノ賣渡ニ關シ醫師會ニ對シテ特例ヲ設クルノ要否ニ付テハ尙考慮ヲ要ス

一政府ガ血清等ノ販賣ヲ爲スハ固ヨリ收益ヲ目的トスルモノニアラサルモ物價ノ騰貴ニ伴ヒ若シク製造費ニ増加ヲ來セルカ爲幾分ノ値上ヲ行ヒタルハ實ニ已ムヲ得サルニ出テタルモノナリ

一傳染病研究所ニ於テハ血清等ノ購入申込ニ應シ常ニ出來得ル限リ其供給ニ力メツアリ殊更ニデフテリヤ血清ヲ賣惜ミタリト云フカ如キ事實ナシ

一血清製造ニ要スル豫備金ノ支出ニ關シ政府ニ於テ之ヲ政府ハ目下傳染病研究所ノ所管ヲ變更スルノ意思ヲ有セス

右及答辯候也

大正十年三月二十五日

文部大臣 中橋徳五郎
内務大臣床次竹二郎殿

〔朝鮮ニ於ケル行政司法ノ衝突ニ關スル質問主意書ハ大正十年三月二十二日速記録第三十二號八〇八頁掲載〕
大正十年三月二十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員鮎川盛貞君提出朝鮮ニ於ケル行政司法ノ衝突ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候
(別紙)

衆議院議員鮎川盛貞君提出朝鮮ニ於ケル行政司法ノ衝突ニ關スル質問ニ對スル答辯書
本件ハ假定ノ問題ニ關スル質問ナルヲ以テ答辯ノ限リニ在ラス
右及答辯候也

大正十年三月二十五日

内閣總理大臣 原 敬

一昨二十五日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナル(キ契約ヲ爲スヲ要スル件)

戶籍法中改正法律案(政府提出)

實用新案法改正法律案(政府提出)

意匠法改正法律案(政府提出)

商標法改正法律案(政府提出)

辦理士法案(政府提出)

米穀需給調節特別會計法案(政府提出)

明治三十八年法律第十七號中改正法律案(政府提出)

大正九年法律第十號中改正法律案(政府提出)

憲兵補ノ恩給ニ關スル法律案(政府提出)

地方鐵道法中改正法律案(政府提出)

供託法中改正法律案(政府提出)

朝鮮私設鐵道補助法案(政府提出)

樺太地方鐵道補助法案(政府提出)

產業組合法中改正法律案(政府提出)

明治四十一年法律第三十五號中改正法律案(政府提出)

小田原電氣鐵道株式會社所屬軌道經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出)

市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出)

府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出)

明治二十九年法律第十三號中改正法律案(政府提出)

明治四十五年法律第十一號中改正法律案(政府提出)

明治三十三年法律第七十七號中改正法律案(政府提出)

簡易生命保險特別會計法中改正法律案(政府提出)

樺太ノ地方制度ニ關スル法律案(政府提出)

日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律案(政府提出)

農工銀行法中改正法律案(政府提出)

農工銀行補助法中改正法律案(政府提出)

地方學事通則中改正法律案(政府提出)

埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案(本院提出)

又同日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

罹災救助基金法中改正法律案(政府提出)

又同日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ニ對シ第二讀會ヲ開カサルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

國有土地森林原野下戻ニ關スル法律案(本院提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一昨二十五日理事補選選舉ノ結果左ノ如シ
航空事業ノ擴張及其ノ行政機關ノ統一ニ關スル建議案委員

理事 高木 正年君(理事田中武雄君補闕)

理事 小山 松壽君(永井柳太郎君補闕)

一昨二十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
地方稅財源擴張ニ關スル建議案委員

委員長 龍野周一郎君 理事 八田 宗吉君

一昨二十五日發明獎勵ニ關スル建議案外一件委員吉川吉郎兵衛君淺野順平君辭任ニ付其ノ補闕トシテ出口直吉君飯塚春太郎君ヲ、溫泉政策ニ關スル建議案外三件委員齋苗代君辭任ニ付其ノ補闕トシテ水野吉太郎君ヲ、植民省設置ニ關スル建議案委員守屋松之助君辭任ニ其ノ補闕トシテ松下禎二君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ

○議長(奥繁三郎君) 會議ヲ開キマス、日程第一、區制案第一讀會ノ續ヲ開キマス——委員長田邊熊一君

第一 區制案(政府提出)第一讀會ノ續

(委員長報告)

報告書

一區制案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正ス(キモノト議決致候此段及報告候也)

大正十年三月二十五日

區制案委員長 田邊 熊一

衆議院議長奥繁三郎殿

區制案中左ノ通修正ス

第二十條中「市制中第百三十二條第一項及第二項ノ規定ヲ除キ」ヲ削ル

〔田邊熊一君登壇、拍手起ル〕

○田邊熊一君 極メテ簡單ニ其結果ヲ御報告申上デマス
委員會ハ慎重審議ヲ致シマシテ討論ニ入リマシタ、宮崎三
之助君ノ發議ニ依リマシテ、第二十條中ニ修正ヲ加ヘマシ
タ、即チ區ノ財務ニ關シテハ前二條ニ規定スルモノノ外ノ
下「市制中第百三十二條第一項及第二項ノ規定ヲ除キ」
ト云フ二十二字ヲ削除スルコトニ致シテアリマス、之ニ
對シマシテ國民黨ノ大口喜六君ヨリ、希望ヲ付シテ御賛成
ニナクテアリマス、其希望ハ區制ヲ適用セラルベキ市ニ對
シテハ速ニ特別市制ヲ制定セラレムコトヲ望ム、次ニ憲政
會ノ作問君ヨリ、即チ宮崎君ノ修正ノ意見ニ賛成スルト共
ニ、大口君ノ希望ニモ同意ヲ表セラレタ譯アリマス、滿場
一致此修正ヲ可決致シマシテ、其他ハ總テ政府ノ原案ヲ
可決シテアリマス、簡單ニ御報告申上デマス〔拍手起
ル〕

○議長〔與繁三郎君〕 太田信治郎君

〔太田信治郎君登壇、拍手起ル〕

○太田信治郎君 本員ハ極メテ簡單ニ本案ニ賛成致シ
マシタ理由ヲ一言申述ベタイト存ジマス、本案ハ區ノ自治
ノ權限ヲ擴張スル案デアリマシテ、豫テ吾々ノ主張ト合致ス
ル點モアリマス、本案ニ就テハ賛成ヲ表スル次第デアリ
マス、併ナガラ現在ノ制度ノ下ニ於テ、即チ現今ノ市制ノ
下ニ於テ區制ヲ直チニ施行スル致シマスレバ、是ガ實行上
ニ支障ヲ生ズベキ虞カアリマス、故ニ委員長ノ只今御報告
ニナリマシタ通り、希望ヲ付シテ本案ヲ賛成スル次第デア
リマス、而シテ其希望ハ國民黨ノ大口君ヨリ御提案ニナリ
マシタ、我ガ憲政會モ又政友會モ、庚申俱樂部ノ諸君モ一
致致シマシテ、滿場一致賛成ヲ得マシタ次第アリマス、デ
本案ヲ實施致シマス市ニ對シテハ、特別市制ニ依テ其權限
ヲ擴張スルト同時ニ、市ト區及區相互間ノ事業及財政ノ
連絡按排ヲ圖リマシテ、市區ノ統一的發展ヲ期スベキ制度
ヲ設ケルコトガ、本案ヲ實施セラレタ區ニ於テ必要デ、又最
モ重大ナル關係ヲ有スル次第アリマス、故ニ明カニ爰ニ一
言致シテ置キマス、特別市制ノ必要ナルコトハ喋々申シマ
セヌデモ、既ニ本院ニ於キマシテモ屢、建議案トナリマシテ是
ガ審議セラレマシテ、今デハ其必要ヲ認メルコトハ的確ニナ
テ居リマス、是ガ提出ハ何時提出スルカト云フ、唯ダ時間ノ
問題ニナッテ居ルデアリマス、故ニ本案ノ如キ第一次ニ於
テ市長ノ監督ヲ受ケ、第二次ニ於テ府知事ノ監督ヲ受ケ、
第三次ニ於テ内務大臣ノ監督ヲ受ケルト云フ、斯ノ如キ三
重ノ監督ヲ受ケルト云フコトハ、全ク不便ニシテ不合理デア
ル

リマス、又財政上カラ見マシテモ、行政ノ整理、稅制ノ整理
ヲ爲サレバ、本案ヲ施行シタ結果、區民ノ負擔ガ増加スベ
キ虞ガアラウト信ジマス、ミナラズ、區ニ依リマシテハ課稅ノ
均衡ヲ失シテ、種々ノ支障ヲ生ズルコト、思ヒマス、只今ハ
御承知ノ通り、附加稅ニハ課稅ノ制限ガ有ルモノト無イモ
トアリマス、カラ、區ノ歲入ニ不足ヲ生ジマシタ時分ニハ、此
種ノ制限ノ無イ稅ニ向テ收入ヲ圖ルコト、ナリマス、左様
致シマス、此負擔ガ偏重スルコトニナリマス、即チ平均ヲ失
スルデアリマス、特別市制ニ於キマシテモ、稅制ノ整理、即
チ地方稅ノ整理ヲシナケレバ、現今ノ如ク稅種ガ非常ニ多
クナリマシテ、複雜デアリマス、是亦區民ガ負擔ノ困難
ヲ感ズル次第デアリマス、又公共事業ヲ施行スル上カラ見
マシテ、實際ニ事業ヲ施行スル上ニ於キマシテ市ト區トノ分
擔區劃ヲ判明シテ置ク必要ガアリマス、尤モ自治團體ノ事
業ト致シマシテハ、多額ノ支出ヲ要スルモノハ土木費デア
リマス、道路、橋梁、護岸等ノ土木費デアリマス、又衛生費
如キモ塵芥、下水等ノ如キ、共有財產ニ屬スル所ノ校舍ノ
増築改築又ハ新築ノ如キ、是等ハ市ニ於テスベキ事業ト區
ニ於テスベキ事業トノ區別ガ判然シナケレバ、是ガ分擔ノ方
法ニ依テハ、其經費ノ支出ニ於テ、財政ノ計畫ニ從テ相違
ヲ來スベキハ當然ノ結果デアリマス、故ニ市ノ經濟ヲ以テ支
出スル金ヲ以テ、區ニ委任ヲ受ケテスル事業モアリマセウシ、
又區自ラ經營スベキモノモアリマセウ、故ニ市ト區ノ事業及
財政ノ連絡ヲ圖リマシテ、之ヲ統一セシメザルトキハ、區制
ヲ施クモ自治ノ向上發達ヲ圖ル上ニ於テ、實際ノ效果ヲ舉
ゲルコトガ甚ダ薄弱デアルト信ジマス、故ニ本案ヲ適用スル
市ニ於キマシテモ、先ヅ第一ニ特別市制ヲ制定シ、ソレカラ
市ト區トノ事業及財政ノ連絡統一ニ圖リ、而シテ行政ヲ整
理シテ地方稅ノ整理ヲ按排シテ、國民ノ負擔ノ公平ヲ期シ
テ、而シテ本案ヲ施行スルコトガ順序ト信ジマス、故ニ、本
案ノミ獨リ先ニ施行スルコト云フコトハ、全ク主客顛倒ノ觀ガ
ゴザイマス、デアリマス、併ナガラ亦本案ヲ施行スルコトハ、
却テ特別市制ノ設定ヲ促進スルコトニモナルカト存ジマス
ガ故ニ、以上述べマシタル事ヲ具備シタル所ノ特別市制ノ
制定ヲ希望致シマシテ、サウシテ本案ヲ賛成シタ次第デアリマ
ス〔拍手起ル〕

○議長〔與繁三郎君〕 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御
諮リ致シマス

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長〔與繁三郎君〕 第二讀會ヲ開クニ御異議ナシト認
メマス、仍テ開クコトニ決シマシタ

○岩崎勳君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ
省略シテ、委員長報告ノ通り、可決確定ヲランコトヲ望ミマ
ス

〔贊成〕〔贊成〕ノ聲起ル

○議長〔與繁三郎君〕 岩崎君ノ勸議ニ御異議ナシト認
メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キマス

區制案 第二讀會〔確定讀〕

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長〔與繁三郎君〕 御異議ナシト認メマス、仍テ岩崎
君ノ勸議ノ如ク決シマシタ—日程第二ニ身元保證ニ關ス
ル法律案第一讀會ヲ開キマス、委員長加藤重三郎君

第二 身元保證ニ關スル法律案〔上島益三郎君提出〕

第一讀會ノ續〔委員長報告〕〔確定讀〕

報告書

一身元保證ニ關スル法律案〔上島益三郎君提出〕
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此
段及報告候也
大正十年三月二十三日
身元保證ニ關スル法律案委員長
加藤重三郎

衆議院議長與繁三郎殿

第一條 身元保證契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年ヲ經
過シタルトキハ身元保證人ニ於テ之ヲ解除スルコトヲ
得

前項ノ場合ニ於テ契約ノ解除ハ六月前ノ豫告ヲ以テ
之ヲ爲スコトヲ得

第二條 身元保證契約成立ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル
トキハ其ノ契約ハ當然解除セラレタルモノト看做ス
但シ此ノ期間ハ商工業見習者ノ身元保證ニ付テハ之
ヲ十年トス

第三條 身元保證契約ノ解除ハ將來ニ向テノ其ノ效
力ヲ生ス

附則

第四條 前三條ノ規定ニ反スル特約ニシテ身元保證人
ニ不利益ナルモノハ之ヲ爲サザリシモノト看做ス

本法ノ規定ハ本法施行前ニ成立シタル身元保證契約
ニ亦之ヲ適用ス但シ第一條第一項及第二條ノ期間ハ本
法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

〔加藤重三郎君登壇、拍手起ル〕

○加藤重三郎君 本案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、身元保證ノ契約ト申シマスルノハ、世間ニ多數アリマスル契約デゴザイマスルガ、但シ民法ニ特別ノ規定ガアリマセヌ、多クハ其契約ノ狀態ハ、責任程度ヲ示サズ、又年限ヲ定メズ保證ヲ致シマスノガ實狀ニナテ居リマスルガ爲メニ、保證ヲ致シマス本人も、意外ナ時ニ於テ、意外ナル程度ノ責任ヲ負ハナケレバナラヌコトモアリマスシ、又其子孫ノ代ニナリマシテ、或ハ先代或ハ先々代等ノ身元保證ヲ致シテ置キマシタ爲メニ、意外ナル程度ノ責任ヲ負擔スルト云フヤウナコトガ事實任々アリマスノデ、其等ノ事實ニ適シマスルヤウニ、本案ノ提出ガアリマシタ譯デアリマス、委員會ニ於テハ修正ガアリマシテ、全會一致ヲ以テ之ヲ可決致シタ次第デゴザイマス、ドウカ滿場ノ御賛成ヲ願ヒマス

○岩崎勳君 本案ハ讀會ノ順序ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り、可決確定アラシコトヲ望ミマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ讀會ノ順序ヲ省略シ、委員長報告ノ通り可決致シマシタ、日程第三、刑事訴訟法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長高見之通君

第三 刑事訴訟法中改正法律案(禰苗代君提出)

報告書

刑事訴訟法中改正法律案(禰苗代君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十五日

刑事訴訟法中改正法律案委員長

高見之通

衆議院議長奥繁三郎殿

〔高見之通君登壇、拍手〕

○高見之通君 禰苗代君ヨリ提出ニナテ居リマスル刑事訴訟法ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、刑事訴訟法ノ第九十條、第九十四條、第二百八條、第二百八十七條、第二百九十二條ノ數條ニ互ル改正案デアリマス、是等ハ總テ多年法曹界ニ於ケル宿題トナテ居ルノデアリマシテ、人權蹂躪ノ體シキ今日ニ於テ、特に必要ト認メ、諸般輻輳シテ居ル此委員會ニ於テハ、之ヲ特ニ拔出シテ委員會ニ於テ可決シテ、諸君ニ報告スル次第デゴザイマス、ドウカ

滿場一致御賛成アラシコトヲ希望シマス(拍手)
○議長(奥繁三郎君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮リ致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 第二讀會ヲ開クニ御異議ナイト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○岩崎勳君 直チニ本案第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直チニ二讀會ヲ開キマス

刑事訴訟法中改正法律案 第二讀會(確定議)

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ——日程第四ヨリ第十三迄ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括シテ議題ニ供シマス、一々議題ヲ朗讀致シマセヌ、委員長池田猪三次君

第四 遠美鐵道速成ニ關スル建議案(松浦五兵衛君外五名提出)

報告書

一遠美鐵道速成ニ關スル建議案(松浦五兵衛君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月十七日

遠美鐵道速成ニ關スル建議案委員長

池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿

第五 大垣(大野、金澤間鐵道速成ニ關スル建議案(西村正則君外八名提出)

報告書

一 大垣、大野、金澤間鐵道速成ニ關スル建議案(西村正則君外八名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月十七日

大垣、大野、金澤間鐵道速成ニ關スル建議案委員長

池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿

第六 熱海線完成ニ關スル建議案(森格君提出)

報告書

一熱海線完成ニ關スル建議案(森格提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

熱海線完成ニ關スル建議案委員長

池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿

第七 中央線淺川驛鹽山驛間電力速成ニ關スル建議案(三枝彦太郎君提出)

報告書

一中央線淺川驛鹽山驛間電力速成ニ關スル建議案(三枝彦太郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

中央線淺川驛鹽山驛間電力速成ニ關スル建議案委員長

池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿

第八 濃飛鐵道速成ニ關スル建議案(田銳吉君外三名提出)

報告書

一濃飛鐵道速成ニ關スル建議案(田銳吉君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

濃飛鐵道速成ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

池田猪三三

第九 富山伏木間鐵道建設ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)

(委員長報告)

報告書

一富山伏木間鐵道建設ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

富山伏木間鐵道建設ニ關スル建議案委員長

池田猪三三

衆議院議長奥繁三郎殿

第十 東京大阪間高速度交通機關ノ設備ニ關スル建議案(久下豐忠君提出)

(委員長報告)

報告書

一東京大阪間高速度交通機關ノ設備ニ關スル建議案(久下豐忠君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

東京大阪間高速度交通機關ノ設備ニ關スル建議案委員長

池田猪三三

衆議院議長奥繁三郎殿

第十一 信越東線鐵道速成ニ關スル建議案(武田德三郎君外一名提出)

(委員長報告)

報告書

一信越東線鐵道速成ニ關スル建議案(武田德三郎君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

信越東線鐵道速成ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

池田猪三三

第十二 敦賀今津間輕便鐵道豫定線追加ニ關スル建議案(安原仁兵衛君外一名提出)

(委員長報告)

報告書

一敦賀今津間輕便鐵道豫定線追加ニ關スル建議案(安原仁兵衛君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

敦賀今津間輕便鐵道豫定線追加ニ關スル建議案委員長

池田猪三三

衆議院議長奥繁三郎殿

第十三 御殿場大宮間及吉田大月間鐵道速成ニ關スル建議案(岩崎勳君外二名提出)

(委員長報告)

報告書

一御殿場大宮間及吉田大月間鐵道速成ニ關スル建議案(岩崎勳君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

御殿場大宮間及吉田大月間鐵道速成ニ關スル建議案委員長

池田猪三三

衆議院議長奥繁三郎殿

第十四 池田猪三三君登壇(拍手)

○池田猪三三君 遠美鐵道速成ニ關スル建議案外九件ノ委員會ニ於ケル經過、並ニ結果ヲ御報告致シマス、委員會議ニ於キマシテハ提出者ノ説明ヲ聴取シ、質問應答ヲ重ネマシタガ、是ハ速記録ニ譲リ、爰ニハ唯タ其結果ノミヲ御報告致シマス、日程第四遠美鐵道速成ニ關スル建議案、第五大垣、大野、金澤間鐵道速成ニ關スル建議案、日程第八濃飛鐵道速成ニ關スル建議案、第十一信越東線鐵道速成ニ關スル建議案、第十三御殿場大宮間及吉田大月間鐵道速成ニ關スル建議案、以上五件ハ鐵道線路網ニ明記

サレタル線路デアリマシテ、政府ニ於テモ至極同感ノ旨ヲ言明サレテ居リマス、申スマデモナク殖産興業上、地方開發上焦眉ノ急務タルノミナラズ、收支計算ノ上ニ於キマシテモ亦相當ニ有利ナル線路デアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ滿場一致可決セラレタ、次ニ熱海線完成ニ關スル建議案ハ御承知ノ如ク大正四年ニ帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ、大正五年ヨリ大正十三年ニ亙ル期間ニ完成スルノ目的ヲ以テ、今工事中デアリマス、既ニ昨年國府津小田原間ハ完成ヲ告ゲマシテ、一部ノ開通ヲ見ルニ至ラ、デアリマスガ、物價騰貴ノタメ多クノ經費ニ不足ヲ告ゲマシテ、(簡單ニヤリ給ヘト呼フ者アリ)豫定期間内ニ竣工覺束ナキ今日ノ狀況ニ居ルノデゴザイマス、仍テ政府ハ適當ノ方法ヲ講ジ、成ベク豫定期間内ニ完成ヲ告ゲルト共ニ、小田原ヨリ湯ケ原ニ至ル線路ヲ一日モ早ク開通ヲ告ゲマシテ、地方ノ沿道人民ノ便宜ヲ圖ラレタイト云フ趣意デアリマス、是亦滿場一致ヲ以テ可決セラレマシタ、次ニ日程第七中央線淺川驛鹽山驛間電力速成ニ關スル建議案、本線ハ笹子小佛ノ二隧ヲ首メ、隧道復タ隧道ア煤煙多イ爲メニ旅客ハ非常ニ苦痛ヲ感ジ、婦女ノ如キハ往々室息スルト云フヤウナ狀態アルノデアリマス、仍テ此線路ハ成ベク速ニ動力ヲ電力ヲ以テスルコトニ致シタイ希望デアリマス、是亦全會一致ヲ以テ可決セラレマシタ、次ニ日程第十東京大阪間高速度交通機關ノ設備ニ關スル建議案、本案ハ二箇ノ目的ヲ有スル建議案デアリマス、一ハ現在ノ鐵道ヲ施設ヲ改善致シマシテ、此兩京間ノ時間ノ短縮ヲ圖リ、一ツハ航空事業ニ依ル施設ヲ完ウシタイ、斯ウ云フ二箇ノ希望ヲ有スル建議案デアリマス、是モ時代ノ要求トシテ全會一致可決セラレマシタ、次ノ第九富山伏木間鐵道建設ニ關スル建議案、第十二ノ敦賀今津間輕便鐵道豫定線追加ニ關スル建議案、右二件ハ鐵道網ニ漏レタル線路デアリマシテ、新シク追加シタイト云フノデアリマス、此富山伏木間ハ、富山ト高山ノ鐵道ガ今工事中デアリマスガ、是ガ完成スレバ、富山ヨリ伏木間ヲ直通ノ線路ヲ設ケタイ、斯ウ云フ希望デアリマス、敦賀今津間ノ輕便鐵道、是ハ敦賀ヨリ江若ニ接續スレバ、現在米原ヲ迂迴スルノヨリハ、是ガ通りマスルト二十餘哩距離ヲ短縮スルコトデアリマス、故ニ右二線共ニ、政府ハ速ニ調査ヲ遂ゲテ提案スベシト云フ趣旨ニ依リマシテ、是亦滿場一致可決セラレマシタ、以上十件、滿場一致ノ御賛成ヲ願ヒマス

○岩崎勳君 日程第四ヨリ第十三ニ至ル建議案ハ、何レモ委員長報告ノ通り、可決セラレムコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ此各案ハ委員長報告通り可決セラレマシタ、日程第十四乃至第十九ハ、同一委員ニ付託セラレタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、其議題ハ一々朗讀致シマセヌ、委員長ノ報告ヲ求メマス、阿部武智雄君

第十四 山田川ニ河川法適用ニ關スル建議案(原田藤次郎君外五名提出)

報告書 (委員長報告)

一 山田川ニ河川法適用ニ關スル建議案(原田藤次郎君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

山田川ニ河川法適用ニ關スル建議案委員長 阿部武智雄

衆議院議長奥繁三郎殿

第十五 斐伊川治水工事速成ニ關スル建議案(原夫次郎君外五名提出)

報告書 (委員長報告)

一 斐伊川治水工事速成ニ關スル建議案(原夫次郎君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十三日

斐伊川治水工事速成ニ關スル建議案委員長 阿部武智雄

衆議院議長奥繁三郎殿

第十六 土器川外四河川改修ニ關スル建議案(大林森次郎君外四名提出)

報告書 (委員長報告)

一 土器川外四河川改修ニ關スル建議案(大林森次郎君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

土器川外四河川改修ニ關スル建議案委員長 阿部武智雄

衆議院議長奥繁三郎殿

第十七 宮河内谷川改修費國庫補助ニ關スル建議案(岡順次君外三名提出)

報告書 (委員長報告)

一 宮河内谷川改修費國庫補助ニ關スル建議案(岡順次君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

宮河内谷川改修費國庫補助ニ關スル建議案委員長 阿部武智雄

衆議院議長奥繁三郎殿

第十八 阿武隈川阿賀川改修工事費國庫補助増額ニ關スル建議案(八田宗吉君外六名提出)

報告書 (委員長報告)

一 阿武隈川阿賀川改修工事費國庫補助増額ニ關スル建議案(八田宗吉君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

阿武隈川阿賀川改修工事費國庫補助増額ニ關スル建議案委員長 阿部武智雄

衆議院議長奥繁三郎殿

第十九 阿武隈川阿賀川改修工事費國庫補助増額ニ關スル建議案(中野實吉君外三名提出)

報告書 (委員長報告)

一 阿武隈川阿賀川改修工事費國庫補助増額ニ關スル建議案(中野實吉君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

○阿部武智雄君 山田川外八件ノ委員會ノ經過、並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、其中只今御報告申上グルノハ即チ日程ニ上テ居ル山田川外四河川デアリマス、此各河川共提出者ノ説明ヲ求メ、政府ノ意見ヲ聽キマシテ、慎重審議ノ上、總テ滿場一致委員會デアリ建議案原案ノ通り決定致シマシタ、今其内容ヲ極ク極ク簡明ニ申上ゲテ見タイト思ヒマス、是ガ一河川毎ニ多少ノ違ガアルカラ、已ムヲ得ヌノデ、極ク簡單ニ申上ゲマス、第一番ニ山田川、山田川ニ河川法適用ニ關スル建議ト斯ウ出シテ居リマスガ、是ハ山田川改修速成ニ關スル建議ト提出者ノ要求モアリマシテ、委員會デモ其方ガ穩當デアラウト云フコトデ、此建議案ノ問題ヲ斯ノ如ク改ムルコトニ決定致シマシタ、サウシテ此山田川ハ岩木川ノ即チ支流トモ申スベキ、其上流トモ申スベキモノデアリマシテ、岩木川ノ工事ハ現在經年年限デ工事ニ着手シテ居ルデアリマス、其工事ガ甚ダ今政府ノ遣方デハ消極的デ、效果ガ少ナイヤウニ思ハレル、仍テ更ニ山田川ニ特別ナ方法ヲ以テ水害排除ノ方法ヲ講ジテ貰ヒタイト云フデアリマス、委員會デハ政府ノ意見モ聽キ、色々審議ノ上此建議ガ相當ナリト云フコトデ決定ヲ致シマシタ、細カイ事ハ省キマス、ソレカラ其次ノ斐伊川、斐伊川ハ是ハ多少ノ事情ヲ異ニシテ居リマス、斐伊川ニ就キマシテハ水源山ガ非常ニアル、尚ホ下流ハ穴戸湖ニ入リマスノデ、此湖カラ海ニ出ル間、年々歳々大分ナ水害ヲ被リ、且ツ河床ガ年々高ナナルカラ、非常ナ害ヲ受ケル、斯ウ云フデアリマス、此詳シイ事ハ建議書ノ説明ニアリマスカラ、省キマス唯タ政府ニ、此斐伊川ニ就テ政府ノ意見ヲ聽イテ見マシタラバ、政府デ申シマスニハ、明治四十三年治水調査會ノ場合ニ、全國デ六十五河川ノ河川ヲ調査シ、更ニ其中ヨリ二十河川ノ第一期川ヲ選抜シテ、其一期川ノ中今殘ッテ居ルモノハ此斐伊川ト、熊本ノ線川ト、此二ツヨリ殘ッテ居ラス、ソレガ爲メニ内務省ニ於テハ此十年度ノ豫算ニ組ム積リテ設計モ拵ヘ、計畫モ立テ、豫算ニ出シテ見タ、大藏省ノ經濟ノ都合上到頭目的ヲ達シ得ナカッタト斯ウ云フデアリマシテ、成ルベク早く之ヲ拵ヘル考デアルト云フ内務省ノ語デアリマシタ、之ニ依テ委員會ハ、此建議案ガ最も焦眉ノ急ナル有カナルモノトシテ、原案ノ通り可決致シマシタ、次ハ此香川縣ノ土器川外四河川、此土器川外四河川ノ建議ガ、先般提出者カラ説明ヲ申上ゲタ通り、尚又委員會デモ説明シマシタ通り、丸龜市ニ關係ノアル問題デ、此川ノ改修ガ最も必要ナル、ソレカラ其次ニ香東川、香東川ハ高松市ニ

報告書

一 石油政策ニ對スル燃料調査會設立ニ關スル建議案
(高野毅君提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此
段及報告候也
大正十年三月二十二日

石油政策ニ對スル燃料調査會
設立ニ關スル建議案委員長
高野 毅

衆議院議長與繁三郎殿
石油政策ニ對スル燃料調査會設立ニ關スル建議
政府ハ速ニ石油調査會ヲ設ケ左ノ事項ヲ主トシテ石油
政策ヲ樹立セラレムコトヲ望ム
一 地質調査ヲ迅速ニ施行スルコト
二 内地油田ノ試掘ヲ獎勵スルコト
三 海外起業ヲ援助スルコト
四 代用燃料品ノ調査ヲ進ムルコト
右建議ス

〔坂本素魯君登壇、拍手起ル〕
○坂本素魯君 本問題ニ對シマスル所ノ質問 及討論
ノ内容ハ速記録ニ譲リマシテ、本案ガ修正ノ上ニ滿場一致
ヲ以テ可決致シテ居リマスルカ、其修正ノ箇條ダケヲ、御
報告申上ゲルコトニ致シマス、此石油政策ニ對スル燃料調
査會設立ニ關スル建議ト云フノヲ、「政府ハ速ニ石油調査
會ヲ設ケ左ノ事項ヲ主トシテ石油政策ヲ樹立セラレムコト
ヲ望ム」サウシテ、「地質調査ヲ迅速ニ施行スルコト」、「内
地油田ノ試掘ヲ獎勵スルコト」、「海外企業ヲ援助スルコ
ト」、「四代用燃料品ノ調査ヲ進ムルコト」、斯ノ如ク修正
上デ、滿場一致ヲ以テ可決セラレマシタ、右御報告申上
デマス

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り、即チ委員會ニ於
テ修正可決ノ通り、可決アラントラ望ミマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ本案ハ委員長報告ノ通り決シマシタ、日程第
二十一乃至第三十五ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ
依リ、一括議題ニ供シマス、其議題ハ一々朗讀致シマセヌ、
委員長小山田信藏君

第二十一 太茂大黒鐵道敷設ニ關スル建
議案(松岡俊三君外三名提出)
(委員長報告)

報告書
一 太茂、大黒鐵道敷設ニ關スル建議案(松岡俊三君外
三名提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此
段及報告候也
大正十年三月二十二日

太茂、大黒鐵道敷設ニ
關スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長與繁三郎殿
太茂、大黒鐵道敷設ニ關スル建議
眞岡輕便線及木驛ヨリ栃木縣那須郡烏山、大桶ヲ經
テ茨城縣久慈郡太子ニ達スル線路並大桶ヨリ川西町
ヲ經テ東北本線黑磯ニ達スル線路及那須郡栗井ヨリ分
岐シテ伊王野、若野ヲ經テ黑田原ニ達スル線路並伊王
野ヨリ分岐シテ寶澤ヲ經テ福島縣下棚倉ニ達スル線路
ハ常陸、下野、磐城三國ノ産業開發並軍事用兵上鐵道
敷設ヲ要スルコト極メテ切ナルモノアリ依テ速ニ政府ハ
其ノ計畫ヲ立テ之ガ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム
右建議ス

第二十二 市實鐵道敷設ニ關スル建議案
(友常毅三郎君外二名提出)
(委員長報告)

報告書
一 市實鐵道敷設ニ關スル建議案(友常毅三郎君外二
名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也
大正十年三月二十二日

市實鐵道敷設ニ關
スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長與繁三郎殿

第二十三 宇岩鐵道敷設ニ關スル建議案
(植竹龍三郎君外五名提出)
(委員長報告)

報告書
一 宇岩鐵道敷設ニ關スル建議案(植竹龍三郎君外五
名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也
大正十年三月二十二日

報告書

關係ガアルノデ、是モ亦非常ナ大關係ヲ持テ居ル、其他財
田川、綾川、鴨部川、共ニ水源山ガ非常ニ荒廢シ、且ツ年々
ノ水害デ多大ノ損害ヲ被テ居ル、其損害ノ細マイ數ナドハ
省キマス、ソコデ此川ニ就テ政府ノ意見ヲ聽イデ見マシタ
ラ、政府ハ此川ニ就テ「マダ調査ナド出テ來テ居
ラス、仍テ速ニ技術者ヲ出シテ調査ヲシテ、サウシテ適當
ノ方法ヲ講ジマセウツ云フ譯デアリマス、此意味ニ於テ此建
議案モ原案ノ通り決定致シマシタ、其次ハ宮内省河内谷川、是ハ
德島縣ノ川デアリマス、此川モ此建議案ノ理由書ニ詳
シク書イテアリマス、非常ナ害ヲ被ルコト云フコトデア
リマシタ、其狀況數字等ハ省キマス、此川ニ就テ「マダ調査
ヲ速ニ調査ヲシ、相當ノ方法ヲ講ジテ居ル」ト云フコトヲ言
明セシレテアリマス、是モ採擇ニ決シマシタ、デアリマス、其次
ハ阿武隈川、阿賀川、此二河川デアリマス、此阿武隈川、阿
賀川ノ建議案ガ、八田宗吉君外幾名カラ出シマシタモノト、
中野寅吉君外幾名カラ出シタモノト、内容モ稍、同ジモノガ
二ツ出テ居マス、仍テ之ヲ一括シテ決議シマシタカラ、一括
シテ御報告申上ゲマス、此兩川ハ共ニ繼續事業ニナド、既
ニ工事ノ著手ニ掛テ居ルノデアリマス、併ナガラ其政府ノ
補助ガ二分ノ一シカ賁テ居ラスヤウデ、此川ニ對シテハ國
庫ノ補助ノ最限度、即チ河川法ノ定ムル所ノ三分ノ一ハ地
方ノ負擔、三分ノ二ハ國費ノ負擔ト云フコトニ決シマシタ
イト云フコト第一ノ目的、第二ハ物價騰貴、其他此河川ノ
變更ト工事ノ變更デ、向又工事費ガ嵩ヤニ見エル、其嵩
ムモノモ同等ニ補助歩合ヲシテ賁キタイト云フノガ目的
ノヤウニ思ハレマス、之ニ就テ政府當局ノ意見ヲ聽イデ見マス
レバ、此川ノ工事ヲ始メマシタ頃ハ、第一ハ工事ヲ早クヤ
賁ヒタイ、急イデ工事ニ著手シテ賁ヒタイト云フ爲メニ、至
急著手スルコトニシマシタ、當時政府ノ治水費ノ金額ガサ
ウ澤山ナイノデ、已ムラ得ヌ二分ノ一ニナド、他ニ何等
ノ理由モ無イノデアル、仍テ近イ中ニ第二期計畫ガ成立致
シマス、云フ、其場合ニハ必ズ相當ニ、地方ノ利益ニナル
機會モアルダラウト云フノデアリマス、是モ建議案ノ通
リ全部可決致シマシタ、以上委員會ノ經過ヲ御報告申上
ゲマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第十四ヨリ第十九ニ至ル各案ハ委員
長ノ報告ノ通り即チ第十八第十九ハ委員會ニ於テ併合
修正ノ通り、可決確定アラントラ望ミマス
〔贊成々々ト呼フ者アリ〕
○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ此各案ハ委員長報告ノ通り可決致シマシタ、日
程第二十、石油政策ニ對スル燃料調査會設立ニ關スル建
議案ヲ議題ト致シマス、委員長坂本素魯君

第二十 石油政策ニ對スル燃料調査會設
立ニ關スル建議案(高野毅君提
出)
(委員長報告)

宇岩鐵道敷設ニ關
スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第二十四 福相鐵道速成ニ關スル建議案
(鐸木三郎兵衛君外七名提出)

(委員長報告)

報告書

一福相鐵道速成ニ關スル建議案(鐸木三郎兵衛君外七名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

福相鐵道速成ニ關
スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第二十五 高田川井間鐵道速成ニ關スル
建議案(菊池長右衛門君外三
名提出)

(委員長報告)

報告書

一高田川井間鐵道速成ニ關スル建議案(菊池長右衛門君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

高田川井間鐵道速成
ニ關スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第二十六 江戸崎境間及佐貫佐野間鐵道
速成ニ關スル建議案(市村貞
造君外十一名提出)

(委員長報告)

報告書

一江戸崎境間及佐貫佐野間鐵道速成ニ關スル建議案(市村貞造君外十一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十一日

江戸崎境間及佐貫佐野間鐵
道速成ニ關スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第二十七 平小名濱間鐵道速成ニ關スル
建議案(白井博之君外六名提
出)

(委員長報告)

報告書

一平小名濱間鐵道速成ニ關スル建議案(白井博之君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

平小名濱間鐵道速成
ニ關スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第二十八 境飯能間鐵道敷設速成ニ關ス
ル建議案(山崎猛君外十名提
出)

(委員長報告)

報告書

一境飯能間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山崎猛君外十名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

境飯能間鐵道敷設速成
ニ關スル建議案委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第二十九 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議
案(八田宗吉君外三名提出)

(委員長報告)

報告書

一野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

一野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外七名提出)
右ハ本院ニ於テ二案ヲ併合シ表題ヲ「野岩羽鐵道速成ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

野岩羽鐵道速成ニ關ス
ル建議案外一件委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議

政府ハ山形縣下米澤市ヨリ福島縣下喜多方町田島町栃木縣下今市町ヲ經テ茨城縣下古河町ニ至ル間ノ鐵道ヲ速成シ以テ運輸交通ノ發達ヲ促進シ地方開發ノ實ヲ擧ケラレムコトヲ望ム
右建議ス

第三十一 柳津小出間及只見古町間鐵道
速成ニ關スル建議案(八田宗
吉君外三名提出)

(委員長報告)

報告書

一柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ二案ヲ併合シ表題ヲ「柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外七名提出)

一柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外七名提出)
右ハ本院ニ於テ二案ヲ併合シ表題ヲ「柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

柳津小出間及只見古町間鐵道速
成ニ關スル建議案外一件委員長
小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ二案ヲ併合シ表題ヲ「柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

シ以テ運輸交通ノ發達ヲ促進シ地方開發ノ實ヲ擧ケラ
レムコトヲ望ム
右建議ス

第三十三

大甕茂木間鐵道速成ニ關スル
建議案(石井三郎君外三名提
出)
(委員長報告)

報告書

一大甕茂木間鐵道速成ニ關スル建議案(石井三郎君
外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年三月二十四日

大甕茂木間鐵道速成ニ
關スル建議案委員長

小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第三十四

八王子高崎間鐵道速成ニ關ス
ル建議案(長谷川宗治君外十
名提出)
(委員長報告)

報告書

一八王子高崎間鐵道速成ニ關スル建議案(長谷川宗
治君外十名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

八王子高崎間鐵道速成
ニ關スル建議案委員長

小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

第三十五

水戸鹿島間高濱延方及玉造鉾
田間鐵道速成ニ關スル建議案
(宮古啓三郎君外二名提出)
(委員長報告)

報告書

一水戸鹿島間高濱延方間及玉造鉾田間鐵道速成ニ
關スル建議案(宮古啓三郎君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年三月二十四日

官報號外

大正十年三月二十七日

衆議院議事速記第三十六號

水戸鹿島間高濱延方間及玉造鉾田
間鐵道速成ニ關スル建議案委員長

小山田信藏

衆議院議長奥繁三郎殿

(小山田信藏君登壇、拍手起ル)

○小山田信藏君 只今上程ニナリマシタ大茂、大黒鐵道
敷設ニ關スル建議案外十四件ノ委員會ニ於テ、經過及
結果ヲ一括致シマシテ、極メテ簡單ニ御報告申上ゲマス、委
員會ニ於キマシテハ、各案ノ中、野岩羽鐵道速成ニ關スル建
議案、並ニ柳津小出間、及只見古町間鐵道速成ニ關スル
建議案此二案ニ就キマシテハ、八田宗吉君外三名提出ノ
モノト、中野寅吉君外七名提出ノモノト、其内容ハ全ク同
一デアリマス、故ニ委員會ニ於キマシテハ、此二案ヲ併合致
シマシテ一案ト致シ、名稱ハ元ノ通り致シテ置キマシタ、次
ハ大茂大黒線デアリマス、之ニ就キマシテハ山口熊野君ヨ
リ線路追加ノ動議ガアリマシタ、即チ大桶ヨリ黒磯ニ達ス
ル線路ノ中間寒井ヨリ分岐シテ蘆野ヲ經テ、黒田原ニ達スル
線、及其間中間伊王野ヨリ分岐シテ箕澤ヲ經テ、福島縣下
棚倉ニ達スル線デアリマス、其他多少ノ質問、モアリマシタ、政
府委員ハ各案ニ對シマシテ、既ニ鐵道網ニ列記サレテ居ル
線ニ就テハ、早晚計畫ヲ立テ、敷設ヲスルト云フ積リデア
ルシ、又鐵道網ニ列記セラレザル線ニ就テハ、本建議案ガ本院
ヲ通過シタル後ニ於テ、之ヲ調査スルト云フ答辯デアリマシ
タ、委員會ニ於キマシテハ、山口君動議ノ線路追加、及各案
共滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告申上ゲマ
ス(拍手起ル)
○岩崎勳君 日程第二十一ヨリ第三十五ニ至ル各案ハ、
何レモ委員長ノ報告通り可決アラシコトヲ望ミマス
(「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三十六乃至第
四十一ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題
ニ供シマス、議題ハ一々朗讀致シマセヌ、委員長成田榮信
君

第三十六

溫泉政策ニ關スル建議案(成
田榮信君外一名提出)
(委員長報告)

報告書

一溫泉政策ニ關スル建議案(成田榮信君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年三月二十二日

溫泉政策ニ關スル
建議案委員長

成田 榮信

衆議院議長奥繁三郎殿

第三十七

港灣行政ニ關スル建議案(三
善清之君外四名提出)

報告書

一港灣行政ニ關スル建議案(三善清之君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年三月二十二日

港灣行政ニ關スル
建議案委員長

成田 榮信

衆議院議長奥繁三郎殿

第三十八

鹿兒島縣各離島航海補助増額
ニ關スル建議案(禮苗代君外
七名提出)
(委員長報告)

報告書

一鹿兒島縣各離島航海補助増額ニ關スル建議案(禮
苗代君外七名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年三月二十二日

鹿兒島縣各離島航海補助増
額ニ關スル建議案委員長

成田 榮信

衆議院議長奥繁三郎殿

第三十九

日向沿岸國庫補助港設定ニ關
スル建議案(長峰與一君外二
名提出)
(委員長報告)

報告書

一日向沿岸國庫補助港設定ニ關スル建議案(長峰與
一君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

日向沿岸國庫補助港設
定ニ關スル建議案委員長

成田 榮信

衆議院議長奥繁三郎殿

第四十 松江隠岐間海底電線増設速成ニ關スル建議案(若林德懋君外五名提出)

報告書

一松江隠岐間海底電線増設速成ニ關スル建議案(若林德懋君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

松江隠岐間海底電線増設
速成ニ關スル建議案委員長

成田 榮信

衆議院議長奥繁三郎殿

第四十一 三國港築港ニ關スル建議案(野村勘右衛門君外四名提出)

報告書

一三國港築港ニ關スル建議案(野村勘左衛門君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十二日

三國港築港ニ關スル
建議案委員長

成田 榮信

衆議院議長奥繁三郎殿

〔成田榮信君登壇、拍手起ル〕

○成田榮信君 溫泉政策ニ關スル建議案外五件ノ委員會ノ經過、及結果ヲ御報告致シマス、日本ハ頗ル溫泉ニ富シテ居ルニ拘ラズ、總テ其設備ガ行届イテ居ラス、殊ニ近來

外國人ガ非常ニ日本ニ參ルニ拘ラズ、溫泉場デ長ク氣持好ク滞在シテ居ルト云フコトガ出來ヌト云フノハ、其設備ヲ總テ缺イテ居ルト云フノガ大原因ニナラデ居ルノデアリマス、是ハ人類衛生ノ意味カラ申シマシテモ、頗ル遺憾ナ點デ、大缺陥ト謂ハナケレバイケナイ、又一面國家ノ政策カラ申シマシテモ、財政ノ政策カラ申シマシテモ、甚ダ缺陷デアラウト思フ、此意味カラシマシテ、至急ニ是等ノ設備ヲシタイト云フノガ本案提出ノ理由ナラデ、ソレデ希望條件トシマシテハ、政府ハ速ニ全國有數ナル溫泉所ニ向テ、施設ヲスベシト云フコトノ希望條件ヲ附ケマシテ、本案ヲ可決シテ次第デゴザイマス、次ニ港灣行政ニ關スル建議案、全國十四港ノ重要ナル港灣ガアルニ拘ラズ、未ダ是等ノ港灣ニ向テ修築改善ガ出來テ居ラス、殊ニ此敦賀港ノ如キハ、最モ外國貿易ノ上カラ見マシテモ、軍事ノ上カラ見マシテモ、必要ナルニ拘ラズ、是等ハ未ダ著手シテ居ラスト云フ譯デ、頗ル遺憾ナ譯ダト云フコトデ、此點ニ就テ政府ノ意見ヲ求メマシタガ、政府ニ於テモ至極同感デアッテ、近ク法案ヲ出シテ見タイト云フヤウナ意見ヲ漏サレテ居リマシテ、最モ緊要ナ事トシテ、全會一致デ是モ可決シタ譯デアリマス、其他鹿兒島縣各離島航海補助増額ニ關スル建議案、日向沿岸國庫補助ニ關スル建議案、松江隠岐間海底電線増設ニ關スル建議案、三國港築港ニ關スル建議案、孰レモ緊要ナル事ト認メマシテ、全會一致デ可決ヲ致シマシタ、此段御報告申上ゲマス

○岩崎勲君 日程第三十六ヨリ四十一ニ至ル各案ハ、孰レモ委員長ノ報告ノ通り、可決アラシコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第四十二乃至第四十四ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括シテ議題ニ供シマス、伊藤廣幾君

第四十二 北海道本州連絡完成ニ關スル建議案(伊藤廣幾君外四名提出)

報告書

一北海道本州連絡完成ニ關スル建議案(伊藤廣幾君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十三日

北海道本州連絡完成ニ
關スル建議案委員長

木下成太郎

衆議院議長奥繁三郎殿

第四十三 函館釜谷間鐵道速成ニ關スル建議案(黒住成章君外一名提出)

報告書

一函館釜谷間鐵道速成ニ關スル建議案(黒住成章君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

函館釜谷間鐵道速成ニ
關スル建議案委員長

木下成太郎

衆議院議長奥繁三郎殿

第四十四 北海道鐵道速成ニ關スル建議案(松實喜代太君外七名提出)

報告書

一北海道鐵道速成ニ關スル建議案(松實喜代太君外七名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

北海道鐵道速成ニ關
スル建議案委員長

木下成太郎

衆議院議長奥繁三郎殿

〔伊藤廣幾君登壇、拍手起ル〕

○伊藤廣幾君 委員長ニ代リマシテ御報告致シマス、北海道本州連絡完成ニ關スル建議案、函館釜谷間鐵道速成ニ關スル建議案、北海道鐵道速成ニ關スル建議案、此三案ヲ一括致シマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス

委員會ニ於キマシテハ提案者ノ説明ヲ求メ、質疑應答ヲ重
ネ、更ニ政府委員ノ意見ヲ求メ、其同意ヲ得テ而シテ後ニ
討論ニ入り、全會一致ヲ以テ可決致シタルデアリマス、此段
御報告致シマス

○岩崎勳君 日程第四十二、ヨリ第四十四ニ至ル各案ハ
何レモ委員長報告ノ通り、可決アランコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ三案共委員長報告通り可決致シマシタル一
程第四十五乃至四十八ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナ
ルニ依リ、一括議題ニ供シマス—委員長鐸木三郎兵衛君

第四十五 酒造税法中改正ニ關スル法律

案(中村清造君外四名提出)

(委員長報告)

第四十六 清酒ノ滓引及貯藏減量控除額

增加ニ關スル建議案(山邑太

三郎君外二名提出)

(委員長報告)

第四十七 酒造税法中改正ニ關スル建議

案(早川龍介君外一名提出)

(委員長報告)

第四十八 酒造税法中改正ニ關スル建議

案(日野辰次君外十名提出)

(委員長報告)

報告書

一 酒造税法中改正ニ關スル建議案(中村清造君外四
名提出)

一 清酒ノ滓引及貯藏減量控除額増加ニ關スル建議案
(山邑太三郎君外二名提出)

一 酒造税法中改正ニ關スル建議案(早川龍介君外一
名提出)

一 酒造税法中改正ニ關スル建議案(日野辰次君外十
名提出)

右ハ本院ニ於テ四案ヲ併合シテ一案トシ表題ヲ「酒造税
法中改正ニ關スル建議」ニ改メ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十三日

酒造税法中改正ニ關ス
ル建議案外三件委員長

鐸木三郎兵衛

衆議院議長奥繁三郎殿

酒造税法中改正ニ關スル建議

酒造税法第八條但書ヲ左ノ如ク改ムヘシ

但シ命令ノ定ムル所ニ依リ清酒ハ査定石數ノ百分ノ
七以內、味淋ハ百分ノ四以內、焼酎ハ百分ノ五以內
ノ滓引減量又ハ貯藏減量ヲ控除スルコトヲ得

右建議ス

○鐸木三郎兵衛君 此席カラ御報告致シマス、此建議ハ
悉ク酒造税法第八條ノ但書ニ、改正ヲシテ貫ヒタイト云フ
ノガ骨子デアリマス、ソレデ委員會ニ於キマシテ、政府委員
トノ間ニ質疑應答ヲ致シマシタガ、政府ニ於キマシテハ、ソレ
ゾレ調査ノ上相當ノ處置ヲ執ル、斯ウ云フコトデアリマシテ
結局風聞君ノ動議ニ依リマシテ、此四案ヲ併合致シ一案
ト致シマシテ、表題ヲ「酒造税法中改正ニ關スル建議案」ト
改メマシテ、内容ヲ左ノ如ク修正致シマシタ「酒造税法第
八條但書ヲ左ノ如ク改ムヘシ」但シ命令ノ定ムル所ニ依
リ清酒ハ査定石數ノ百分ノ七以內、味淋ハ百分ノ四以
內、焼酎ハ百分ノ五以內ノ滓引減量又ハ貯藏減量ヲ控
除スルコトヲ得」斯様ニ致シマシテ満場一致可決致シマシ
タ、此段御報告致シマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第四十五ヨリ四十八ニ至ル各案ハ、委
員長報告通り可決確定アランコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタル一程第四十九乃至
第五十四ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議
題ニ供シマス—海原清平君

報告書

一 三原吳間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(井上角五郎君外三
名提出)

一 三原吳間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(井上角五
郎君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年三月二十四日

衆議院議長奥繁三郎殿

三原吳間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

建議案(永屋茂君外三名提出)

(委員長報告)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

一 福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案(永屋茂君外
三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

福山三次間鐵道速成ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

海原 清平

第五十三

大田瀧原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(平田民之助君外四名提出) (委員長報告)

報告書

一大田瀧原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(平田民之助君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

大田瀧原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

海原 清平

第五十四

兵庫福崎間鐵道敷設ニ關スル建議案(木下甚三郎君提出) (委員長報告)

報告書

一兵庫福崎間鐵道敷設ニ關スル建議案(木下甚三郎君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

兵庫福崎間鐵道敷設ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

海原 清平

〔海原清平君登壇、拍手起ル〕

○海原清平君 本委員會ニ於テ審議致シマシタル案件ハ、三原吳間外五件ノ鐵道線路敷設、並ニ起工年度繰上ニ關スル建議案デアリマス、審議ノ結果何レモ交通機關完成上必要ナル線路デアルカラ、財政ノ許ス範圍ニ於テ、成ベ

ク速ニ著手セントストノ政府ノ辯明ヲ得マシテ、委員會ハ原案ヲ可決致シマシタ、此旨御報告致シマス

○岩崎勳君 日程第四十九乃至五十四ニ至ル各案ハ、何レモ委員長報告通り可決アランコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五十五ヨリ五十八ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス——委員長河上哲太君

第五十五

國幣大社大山祇神社昇格ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出) (委員長報告)

報告書

一國幣大社大山祇神社昇格ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

國幣大社大山祇神社昇格ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

河上 哲太

第五十六

國幣大社大山祇神社國寶殿建築ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出) (委員長報告)

報告書

一國幣大社大山祇神社國寶殿建築ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

國幣大社大山祇神社國寶殿建築ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

河上 哲太

第五十七

縣社乃木神社昇格ニ關スル建議案(横田千之助君外二名提出) (委員長報告)

報告書

一縣社乃木神社昇格ニ關スル建議案(横田千之助君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

縣社乃木神社昇格ニ關スル建議案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

河上 哲太

第五十八

官幣大社三島神社ノ修繕並境内擴張整理ニ關スル建議案(岩崎勳君外一名提出) (委員長報告)

報告書

一官幣大社三島神社ノ修繕並境内擴張整理ニ關スル建議案(岩崎勳君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

官幣大社三島神社ノ修繕並境内擴張整理ニ關スル建議案委員長

河上 哲太

衆議院議長奥繁三郎殿

〔河上哲太君登壇、拍手起ル〕

○河上哲太君 御報告申上デマス、此委員會ニ付託サレマシタル案ハ、主トシテ神社神宮ニ關係致シテ居ル案デアリマシタ爲メニ、委員諸君モ、提出者諸君モ、終始非常ナル熱誠ト敬虔ノ態度ヲ以テマシテ、是等ノ案ヲ審議致シマシタ一例ヲ申上デマスナレバ、乃木神社ノ昇格ニ關係致シテ居リマスル説明者植竹君ノ如キハ、不世出ノ英主明治大帝ノ御跡ヲ慕ヒマシタ無二ノ忠臣、乃木將軍ノ事ニ關係致シマス關係上、同日早朝齋戒沐浴、明治神宮ニ參拜致シマシテ、其事ヲ御報告申上デ、祈願ヲ籠メタル後チニ、委員會ニ出マシテ説明致シマシタ次第デゴザイマス、如何ニ此委員會會ガ敬虔ノ氣ニ満チテ居リマシタカハ、御推察ノコト、思ヒ

マス、(拍手起ル)斯ノ如キ態度ヲ以チマシテ、慎重審議ノ結果、此所ニ掲ゲテアリマス案ハ、何レモ満場一致ヲ以テ可結致シマシタ、此段御報告致シマス

○岩崎勳君 日程第五十五ヨリ五十八ニ至ル各條ハ、何レモ委員長報告通り、可決アラシコトヲ望ミマス

〔賛成〕下呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五十九乃至六十三ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス——委員長遠藤良吉君——委員岩本平藏君——兩君共居リマセスカラ、本建議案ハ後廻シニ致シマス——日程第六十四六十五ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス——竹澤太一君

第六十四 日本大博覽會開設ニ關スル建議案(竹澤太一君提出)

(委員長報告)

報告書

一日本大博覽會開設ニ關スル建議案(竹澤太一君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

日本大博覽會開設ニ關スル建議案委員長 竹澤 太一

衆議院議長奥繁三郎殿

第六十五 平和記念東京博覽會費國庫補助ニ關スル建議案(前田米藏君外十四名提出)

(委員長報告)

報告書

一平和記念東京博覽會費國庫補助ニ關スル建議案(前田米藏君外十四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

平和記念東京博覽會費國庫補助ニ關スル建議案委員長 竹澤 太一

衆議院議長奥繁三郎殿

〔竹澤太一君登壇、拍手起ル〕

○竹澤太一君 只今上程サレマシタル議題ハ、日本大博覽會開設ニ關スル建議案、並ニ平和記念東京博覽會費補助ニ關スル建議案、此二案共ニ三回ニ互リマシテ審議ヲ致シマシタ、政府委員ノ出席ヲ求メテ審議ノ結果、兩案共満場一致ヲ以テ可決致シマシタ、ドウゾ……(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第六十四六十五ハ、何レモ委員長報告通り可決アラシコトヲ望ミマス

〔賛成〕下呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第六十六乃至七十一ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員長池田猪三君

第六十六 衛生行政機關ノ統一及擴大ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)

(委員長報告)

報告書

一衛生行政機關ノ統一及擴大ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

衛生行政機關ノ統一及擴大ニ關スル建議案委員長 池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿

第六十七 癲狂院増設ニ關スル建議案(中馬與丸君外三名提出)

(委員長報告)

第六十八 精神病院法施行促進ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)

(委員長報告)

報告書

一癲狂院増設ニ關スル建議案(中馬與丸君外三名提出)

一精神病院法施行促進ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)

外五名提出)

右ハ本院ニ於テ二案ヲ併合シ表題ヲ「精神病院設立ニ關スル建議」ニ改メ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

癲狂院増設ニ關スル建議案外一件委員長 池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿

精神病院設立ニ關スル建議

我カ邦ニ於ケル精神病患者ハ逐年増加ノ傾向アリ而シテ癡ニ精神病院法制定セラレタルニ係ラス未タ各府縣ニ之カ設立ヲ見サルハ誠ニ昭代ノ缺陷ナリト云ハサルヘカラス政府ハ速ニ萬難ヲ排シテ之カ設置ヲ命セラレムコトヲ望ム

右建議ス

第六十九 癲癩防關係法規改正ニ關スル建議案(中馬與丸君外二名提出)

(委員長報告)

第七十 癲癩傳染絕對防止ニ關スル建議案(鵜澤總明君外二名提出)

(委員長報告)

報告書

一癲癩防關係法規改正ニ關スル建議案(中馬與丸君外二名提出)

一癲癩傳染絕對防止ニ關スル建議案(鵜澤總明君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ二案ヲ併合シ表題ヲ「癲癩ノ徹底の豫防ニ關スル建議」ニ改メ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

癲癩防關係法規改正ニ關スル建議案外二件委員長 池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿

癲癩ノ徹底の豫防ニ關スル建議

癲癩ノ豫防ニ對シテハ姑息ナル現在ノ施設ヲ以テ満足ス

ヘキニ非ス政府ハ宜シク國費ヲ以テ徹底的方法ヲ講スヘシ
右建議ス

第七十一 學校衛生ノ振興改善ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出) (委員長報告)

報告書

一學校衛生ノ振興改善ニ關スル建議案(山田永俊君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

學校衛生ノ振興改善ニ關スル建議案委員長

池田猪三次

衆議院議長奥繁三郎殿
〔池田猪三次君登壇、拍手起ル〕

○池田猪三次君 御報告致シマス、日程六十六衛生行政機關ノ統一及擴大ニ關スル建議案、衛生行政ノ事ハ主トシテ内務省ノ所管ニナリ居リマス、學校衛生ノ事ハ文部省ニ、又工場衛生ノ事ハ農商務省ニ屬シテ居ルト云フヤウナ次第、甚ダ遺憾ニ存ジマス、仍テ政府ハ此機關ノ統一擴大ヲ圖リ、施設刷新改善ヲ圖ルベシト云フ趣旨アリマス、次ノ癲狂院増設ニ關スル建議案、精神病院法施行促進ニ關スル建議案、右二案ハ其精神内容殆ド同一デアリマシテ、精神病院法ヲ制定セラレマシテ、主務大臣ハ北海道及各府縣ニ、精神病院ヲ設置スベク命令スルコトニナリ居ルノデアリマス、未ダ各府縣一縣モ是ガ設立ヲ見ズ、公立病院トシテ、唯ダ東京ニ一箇所アルノミト云フ狀態デアリマス、右兩案同一精神デアリマス、カ、委員會ニ於キマシテハ之ヲ合一修正ヲ致シマシタ、其表題ヲ變ニ朗讀致シマス、精神病院設置ニ關スル建議案、我邦ニ於テ精神病者逐年増加ノ傾向アリ而シテ癲ニ精神病院法ハ制定セラレタルニモ拘ラス未ダ各府縣ニ是ガ設置ヲ見サルハ昭代ノ一大缺陷ナリト言ハサルヘカラス仍テ政府ハ萬難ヲ排シ速ニ是ガ設置ヲ命セラレンコトヲ望ム右建議ス」ト斯ノ如ク修正可決シタルデアリマス、次ニ癲癲預防關係法規改正ニ關スル建議案、癲癲傳染絕對防止ニ關スル建議案、是亦兩案トモニ殆ド同一デアリマス、現在全國ニ五箇所ノ癲癲養所ガ在リ

マス、此收容人員ハ通ジテ千三百内外デ、殆ド全國ノ患者總數ノ二十分ノ一ニ過ギナシト云フ現況デアリマシテ、今尙ホ各神社佛閣ノ門前ニハ、實ニ見ルニ忍ビザル所ノ醜態ヲ暴露シテ、憐レヲ路人ニ乞ウテ居ルト云フヤウナ姿デアリマシテ、外國人ノ思惑批評等モ甚ダ好シカラズ、延テハ國際關係ニモ面白カラザル影響ヲ及ボスヤウナ狀態デアリマス、仍テ此兩案ノ精神ヲ採リマシテ、兩案一括シテ茲ニ修正ヲ致シマシタ、其修正案ヲ朗讀致シマス「癲癲徹底の預防ニ關スル建議案、癲癲預防ニ對シテハ姑息ナル現在ノ施設ヲ以テ満足スヘキニアラス政府ハ宜シク國費ヲ以テ徹底の癲癲預防ノ方法ヲ講スヘシ右建議ス」斯ノ如ク修正致シマシタ、次ニ學校衛生ノ振興改善ニ關スル建議案、是ハ讀ンデ字ノ如ク學校衛生ノ事ハ忽セニスベカラズト云フノデアリマス、右五案トモニ右ノ修正ニ依リマシテ、全會一致可決確定致シマシタ(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程六十六乃至七十一ニ至ル各案ハ、何レモ委員長報告通り、即チ六十七、六十八、及六十九、七十八、委員會ニ於テ併合修正ノ通り可決アランコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○岩崎勳君 北際日程ヲ變更シテ、癲癲ニ後廻シトナリタル日程第五十九乃至六十三ヲ議題ト爲シ、委員長遠藤良吉君ノ報告ヲ求メラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ日程變更ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ變更サレマシタ、即チ日程第五十九乃至六十三ヲ議題ト致シマス——遠藤良吉君

第五十九 賣藥營業稅廢止ニ關スル建議案(高見之通君外二名提出) (委員長報告)

報告書

一賣藥營業稅廢止ニ關スル建議案(高見之通君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

賣藥營業稅廢止ニ關スル建議案委員長

遠藤 良吉

第六十 金融機關整備ニ關スル建議案(河上哲太郎君外十一名提出) (委員長報告)

報告書

一金融機關整備ニ關スル建議案(河上哲太郎君外十一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

金融機關整備ニ關スル建議案委員長

遠藤 良吉

衆議院議長奥繁三郎殿

第六十一 織物消費稅交付金増額ニ關スル建議案(竹上藤次郎君外三名提出) (委員長報告)

報告書

一織物消費稅交付金増額ニ關スル建議案(竹上藤次郎君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

織物消費稅交付金増額ニ關スル建議案委員長

遠藤 良吉

衆議院議長奥繁三郎殿

第六十二 自治體ノ貯蓄銀行經營ニ關スル建議案(赤田瑛一君外一名提出) (委員長報告)

報告書

一自治體ノ貯蓄銀行經營ニ關スル建議案(赤田瑛一君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

自治體ノ貯蓄銀行經營

ニ關スル建議案委員長

遠藤 良吉

衆議院議長與繁三郎殿

第六十三 水産銀行設置ニ關スル建議案

(鵜澤宇八君外四名提出)

(委員長報告)

報告書

一 水産銀行設置ニ關スル建議案(鵜澤宇八君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十年三月二十四日

水産銀行設置ニ關スル建議案委員長

遠藤 良吉

衆議院議長與繁三郎殿

〔遠藤良吉君登壇、拍手起ル〕

○遠藤良吉君 只今議題ニナリマシタ五十九號、賣藥營業稅廢止ニ關スル建議案、是ハ提案者ノ説明ヲ聽キ、又政府委員ノ説明モ聽キマシテ、委員會ニ於テハ提案者ノ理由ハ頗ル道理アルモノトナシマシテ、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告申上ゲマス、次ニ金融機關整備ニ關スル建議案、是モ同一理由ヲ以テ委員會ハ滿場一致ヲ以テ可決ニナリマシタ、次ノ織物消費稅交付金増額ニ關スル建議案、是モ前段ノ理由ニ依リマシテ、一人ノ反對ナク可決致シマシタ、次ニ六十二ノ自治體ノ貯蓄銀行經營ニ關スル建議案ニ對シマシテハ、只ダ一人ノ延期シテ、而シテ黨議ニ問ウタ後ニ賛否ヲ決シタイト云フ人ガアリマシタケドモ、黨議杯ニ關係スルコトデナイ、斯ウ云フコトデ、只ダ一人其異議ヲ申述立タノミデ、是亦多數ヲ以テ可決致シマシタ、此六十三ノ水産銀行設置ニ關スル建議案、是モ前段ノ理由ニ依リマシテ、委員會ニ於テハ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告致シマス(拍手起ル)

○議長(與繁三郎君) 此中日程ノ六十二ニ對シテ反對意見ノ通告アリマス、之ヲ許シマス、鵜澤宇八君

○鵜澤宇八君 極ク簡單デゴザイマスカラ此席ヨリ御許ヲ願ヒマス、此自治體ノ貯蓄銀行經營ノ事ニ就キマシテハ、趣意ニ於テハ強チ反對ヲスヘカラザルモノデアルクモ考ヘ

官報號外

大正十年三月二十七日

衆議院議事速記録第三十六號

大阪和歌山間鐵道敷設ニ關スル建議案外八件

九八九

第七十六 吉野縱貫鐵道建設ニ關スル建議案(岩本平藏君外二名提出)

(委員長報告)

第七十七 山田豐岡間鐵道建設ニ關スル建議案(長田桃藏君外二名提出)

(委員長報告)

第七十八 五條新宮間鐵道建設ニ關スル建議案(玉置良造君外五名提出)

(委員長報告)

第七十九 信樂(貴生川加茂間)輕便鐵道敷設ニ關スル建議案(安原仁兵衛君外一名提出)

(委員長報告)

第八十 片町四條間電力鐵道延長ニ關スル建議案(植場平君外一名提出)

(委員長報告)

○議長(與繁三郎君) 起立多數、仍テ六十二ハ委員長報告ノ通り決シマシタ

○岩崎勲君 日程五十九、六十、六十一、六十三ハ、何レモ委員長報告ノ通り可決アラシコトヲ望ミマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ只今各案ハ總テ委員長報告ノ通り決シマシタ

一 日程第七十二乃至八十八、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス——委員長井上敬之助君

第七十二 大阪和歌山間鐵道敷設ニ關スル建議案(山口義一君外四名提出)

第七十三 櫻井松坂間鐵道敷設ニ關スル建議案(津野田是重君外九名提出)

第七十四 勢江鐵道速成ニ關スル建議案(天春文衛君外七名提出)

第七十五 相可町大口港間鐵道敷設ニ關スル建議案(伊坂秀五郎君外四名提出)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス(拍手起ル)日程第八十一乃至八十三ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ一括議題ニ供シマス、委員長阿武部智雄君

第八十一

那賀川改修速成ニ關スル建議案(原田佐之治君外三名提出)

(委員長報告)

第八十二

千曲川鳴瀬川江合川改修工事費國庫補助増額ニ關スル建議案(遠藤良吉君外十四名提出)

(委員長報告)

第八十三

仁淀川外五川改修費國庫支辨ニ關スル建議案(水野吉太郎君外四名提出)

(委員長報告)

(阿部武智雄君登壇、拍手起ル)

○阿部武智雄君 委員會ノ經過、並ニ結果ヲ御報告申上デマス、只今議題ニ上リテ居リマスル仁淀川外五川、此川ハ頗ル大キイ川デ、又損害等モ澤山アル川デアリマス、全國ノ川ノ大體カラ見マシテモ、疾ニ適當ナ改修方法ヲ講ズベキ川ノヤウニ見エマス、此詳細ハ建議案ノ理由ニ書イテ居リマスカラ省キマスガ、之ニ對スル政府ノ意見ヲ聽イテ見マシタラバ、能ク實地調査ヲ致シ、其調査書モアルノデ、近イ中ニ適當ノ方法ヲ講ジテ見ヤウト云フコトノ答辯ヲ得マシタ、仍テ委員會ハ此建議ヲ原案ノ通り可決致シマシタ、次ニハ那賀川モ四國ニ於キマシテ、頗ル大關係アル大キナ川ニナッテ居リマス、此川モ説明ハ詳細ニ書イテアリマスカラ省キマシガ長サト云ヒ、幅ト云ヒ、頗ル大キナ關係ヲ持テ居ル、此川ニ對シテモ政府ハ至急相當ナ調査ヲシ、且ツ適當ノ方法ヲ立テヤウト云フ、工事スベキ川ニ認メテ居ルヤウニ伺ヒマシタノデ、委員會ハ原案ノ通り決定致シマシタ、次ニ千曲川、鳴瀬川、江合川、此川ハ前ニ阿武隈川ノ場合ニ申上ゲタ通り、就レモ或年限ニ依テ工事ニ掛テ居ル場所デアリマス、千曲川ハ長野縣、鳴瀬川、及江合川ハ宮城縣デアリマスガ、此狀況ハ前ニ阿武隈川デ申上ゲタ如ク、二分ノ一ノ補助デア

ルカラ、此補助ノ額ヲ多クシテ費ヒタイト云フノト、今一ツハ矢張阿武隈川ノ如ク他日工費ノ増額シタ場合ハ、ソレ相當ノ國費ノ補助ヲ出シテ費ヒタイ、即チ河川法ニ定メタ所ノ最高度ノ補助ヲ出シテ費ヒタイト云フノガ、此建議案ノ大眼目デアリマス、是モ矢張原案ノ通り可決致シマシタ、川ノ方ノ報告ハ是デ済ミマシタ、尙ホ此山田川外八ヶ川ノ委員會ニ於キマシテハ、治水ノ事業ハ水源山ガ荒レテ居ル結果氾濫ヲシテ居ルコトガ既ニ今見エテ居ルヤウナ狀況デアルカラ、政府ハ須ラク治水ヲヤルト同時ニ、山ノ水源ノ涵養モ注

第八十六

青森築港國營ニ關スル建議案(北山一郎君外十四名提出)

(委員長報告)

第八十七

北海道產業資金充實ニ關スル建議案(伊藤廣幾君外七名提出)

(委員長報告)

第八十八

北海道糖業政策ニ關スル建議案(木下成太郎君外七名提出)

(委員長報告)

○伊藤廣幾君 此席ヨリ報告致シマス、三戸千曳間鐵道速成ニ關スル建議案、青森築港國營ニ關スル建議案、北海道產業資金充實ニ關スル建議案、北海道糖業政策ニ關スル建議案、之ヲ一括致シマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、委員會ニ於キマシテハ慎重審議ヲ爲シ、更ニ政府委員ノ意見ヲ求メ、其同意ヲ得、而シテ後ヲ討論ニ入り、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告致シマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第八十五ヨリ第八十八ニ至ル各案ハ、就レモ委員長報告ノ通り可決アラシコトヲ望ミマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十九乃至第九十三ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員長日野辰次君——日野君

(理事ハ居リマセヌカト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 古賀君——委員長モ理事モ缺席デゴザイマスカラ、後廻シニ致シマス——日程第九十四乃至第九十六ニ至ル各案ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、成田榮信君

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り可決アラシコトヲ望ミマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八十五乃至第八十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員伊藤廣幾君

○成田榮信君 長崎五島佐世保間交通運輸ノ設備ニ關スル建議案、境港修築速成ニ關スル建議案、四國重要港灣整備ニ關スル建議案ヲ一括シテ御報告申上ゲマス、何レモ重要ナル建議ト認メマシテ、委員會一致可決致シマシタ此段御報告申上ゲマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第九十四ヨリ第九十六ニ至ル各案ハ何レモ委員長報告ノ通り、可決セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第九十七社會政策ニ必要ナル資金ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、中村喜平君——委員長ハ居リマセヌカ——理事奥村安太郎君——是モ居リマセヌカ、後廻シニ致シマス、日程第九十八乃至第九十九ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、池田猪三次君

第九十八

橫須賀ヨリ浦賀三崎ヲ經テ三浦半島ヲ一周スル鐵道敷設ニ關スル建議案(森恪君外三名提出)

第九十九

岡崎大井間鐵道建設ニ關スル建議案(齋藤賢太郎君外二名提出)

○池田猪三次君 此席ヨリ報告致シマス、橫須賀ヨリ浦賀ニ至ル六哩ダケハ、鐵道網ニ載テ居ル線路デアリマス、其他ハ兩線共新線路デアリマス、調査ノ結果、相當價值アル線路ト認メマシテ、委員會ニ於テハ全會一致可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り可決アランコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハ無イト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第百、醫師ニ對スル適當ノ教育機關設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長池田猪三次君

第百

醫師ニ對スル適當ノ教育機關設置ニ關スル建議案(香川保忠君外二名提出)

○池田猪三次君 本案ハ修正可決セラレマシタ、茲ニ朗

官報號外

大正十年三月二十七日

衆議院議事速記第三十六號

橫須賀ヨリ浦賀三崎ヲ經テ三浦半島ヲ一周スル鐵道敷設外一件、醫師ニ對スル適當ノ教育機關設置、地方稅財源擴張、高田川井間及世田米水澤間鐵道敷設外三件各建議案

讀致シマス「醫師ニ對スル研究機關設置ニ關スル建議案醫育ハ須ク之ヲ統一セサルヘカラサルヲ以テ研究機關ヲ擴張又ハ増設シ醫師免許狀ヲ有スル者ニシテ尙研究ヲ希望スル者ヲ收容シ假令大學出身者ニ非サル者ト雖其ノ卒業生ト同等若ハ以上ノ學力ト位置トヲ附與スルノ必要アリ故ニ各醫科大學ニ於テハ適當ノ方法ヲ講セラレンコトヲ望ム右建議ス」斯ク修正致シマシタ、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告致シマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り、即チ委員會ニ於テ修正議決ノ通り可決アランコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハ無イト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第百一 地方稅財源擴張ニ關スル建議案ヲ議題ニ供シマス、委員長龍野周一郎君

第百一

地方稅財源擴張ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)

○龍野周一郎君 本案ハ提出者タル八田宗吉君カラ提案ノ理由ハ十分ニ御述ニナッテ居リマス、大修正ヲ加ヘマシタ、地方稅財源擴張ニ關スル目的ヲ以テ國有林野所在ノ公共團體ニ對シ毎年一定ノ金額ヲ國庫ヨリ交付スルコト、次ニハ酒造稅ニ對シ附加稅ノ課稅ヲ許スコト、次ニハ鑛業稅ニ對スル附加稅率ヲ定ムルコト、此三項ヲ列記シテ八田君ヨリ御提案ニナリマシタガ、委員會ニ於テハ大藏省、農商務省ノ政府委員ヲ出席セシメマシテ、政府ノ所見ヲ質シタ上、第二ノ酒造稅ニ對シ附加稅ヲ課スルコト、云フコトハ、是ハ重大ナル問題デアリマシテ、消費稅ニ附加稅ヲ課スルト云フコトハ、稅法ノ根本ニモ影響シマスルコトデアリマスルカラ、是ハ創制ノコトニ致シマシタ、第三ノ鑛業稅ニ對シ稅率ヲ定メルコトニ云フコトモ、是モ今日ノ場合大ニ考慮スベキ事デアリマシテ、鑛業法ニモ關係ヲ致シマス、又此提案ノ目的ガ試掘採掘ノ鑛區稅ニ向テ稅率ヲ高メル目的デアルノカ、或ハ鑛山稅ニ向テ高メルデアルカ、御提案ノ趣旨モ十分ハキリ致シテ居リマセヌ、而シテ此事ハ政府ニ於テモ、財政經濟調查會ニ於テ十分審査シテ見タイト云フ考モアリマスカラ、此二ノ項目ヲ創リマシテ、第一ニ舉ゲラレマシタ所ノ項目ヲ本文ノ末文ニ之ヲ加ヘマシテ修正ノ上各派選出ノ委員諸君モ滿場一致可決ニナリマシタノデゴザイマス、此段御報告ニ及ビマス

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告、即チ委員會ニ於テ修正ノ通り可決アランコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第百二乃至第百六ハ同一委員ニ付託サレタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス委員長高見之通君——高見君

〔居リマセヌカト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 後廻シニ致シマス、日程第百七乃至第百十八同一委員ニ付託サレタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員長小山田信藏君

第百七

高田川井間及世田米水澤間鐵道敷設ニ關スル建議案(志賀和多利君外一名提出)

第百八

日本海沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(田邊熊一君外五名提出)

第百九

佐原松岸間鐵道速成ニ關スル建議案(濱口吉兵衛君外一名提出)

第百十

日足鐵道速成ニ關スル建議案(松岡俊三君提出)

○小山田信藏君 上程サレマシタ高田川井間及世田米水澤間鐵道敷設ニ關スル建議案外三件ノ委員會ノ經過ヲ御報告申上ゲマス、委員會ニ於テハ各案共何レモ必要ナルモノト致シマシテ、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告申上ゲマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第百七ヨリ第百十二至ル各案ハ、何レモ委員長報告ノ通り可決アランコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハ無イト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第百十一乃至第百十三ハ同一委員ニ付託サレタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員長戶水君

第百十一

滿洲大學設立ニ關スル建議案(佐藤寅太郎君提出)

委員長報告

第百十二 東洋文庫設立ニ關スル建議案

(澤來太郎君外五名提出)

(委員長報告)

第百十三 漢學振興ニ關スル建議案(木下成太郎君外十名提出)

(委員長報告)

(戸水寛人君登壇、拍手起ル)

○戸水寛人君 滿洲大學設立ニ關スル建議案、東洋文庫設立ニ關スル建議案、漢學振興ニ關スル建議案、此三案ニ就テ委員會ヲ開キマシタ所ガ、委員悉ク一人モ殘ラズ非常ニ熱心ニ、本案ノ趣意ノ實行セラレンコトヲ希望シテ居ラレマシタ、全會一致ヲ以テ可決シタコトハ勿論デゴザイマス御報告申上ゲマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第百十一ヨリ第百十三ニ至ル各案ハ、何レモ委員長ノ報告通り、可決アラントヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第百十四乃至第百十七ハ同一委員ニ付託サレタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ致シマス、委員長阪上貞信君

第百十四 私立中學校私立高等女學校ニ補助金下付ニ關スル建議案

(鳩山一郎君外四名提出)

(委員長報告)

第百十五 林間學校獎勵補助ニ關スル建議案

(大林森次郎君外五名提出)

(委員長報告)

第百十六 支那共和國留學生教育ニ關スル建議案(一宮房次郎君提出)

(委員長報告)

第百十七 九州藥學專門學校設置ニ關スル建議案(原田十衛君外六名提出)

(委員長報告)

○阪上貞信君 本席ヨリ御報告申上ゲマス、日程第百十四私立中學校私立高等女學校ニ補助金下付ニ關スル建議案、日程第百十五林間學校獎勵補助金ニ關スル建議案、第百十六支那共和國留學生教育ニ關スル建議案、第百十

七九州藥學專門學校設置ニ關スル建議案、右四案ハ委員會ニ於テ提出者ノ説明ヲ求メ、尙ホ外務ノ政府委員、並ニ文部ノ政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、質問應答ヲ重ネマシタ結果、私立中學校私立高等女學校ニ關シマシテハ、原案ヲ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、支那共和國留學生教育ニ關スル建議案、林間學校獎勵補助ニ關スル建議案、九州藥學校設置ニ關スル建議案ニ就テハ、委員會ニ於キマシテ修正ノ上、之ヲ可決致シマシテゴザイマス、右委員會ノ經過ヲ御報告致シマス

○岩崎勳君 日程第百十四ヨリ第百十七ニ至ル各案ハ何レモ委員長報告ノ通り可決アラントヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第百十八乃至第百十九ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト致シマス、委員長高木第四郎君

第百十八 鴨綠江岸道路修築ニ關スル建議案(高見之通君外五名提出)

(委員長報告)

第百十九 朝鮮ニ於ケル植林事業保護ニ關スル建議案(松山常次郎君外二名提出)

(委員長報告)

○高木第四郎君 只今上程セラレマシタ日程第百十八鴨綠江岸道路修築ニ關スル建議案、日程第百十九朝鮮ニ於ケル植林事業保護ニ關スル建議案、此兩案ニ就キマシテハ二回委員會ヲ開キ、政府委員ノ説明ヲ求メマシタ上、滿場一致ヲ以テ兩案共可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○岩崎勳君 日程第百十八、第十九ハ孰レモ委員長報告通り可決アラントヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第百二十乃至第百二十五ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ニ供シマス、委員長波多野承五郎君

第百二十 科學知識普及ニ關スル建議案

(鈴木錠藏君提出)

(委員長報告)

第百二十一 農產物收穫調査及農家經濟調査確立ニ關スル建議案

(土井權大君提出)

(委員長報告)

第百二十二 米麥多收穫獎勵ニ關スル建議案(多木久米次郎君外一名提出)

(委員長報告)

第百二十三 國立綿業試驗所ニ關スル建議案(深見寅之助君外五名提出)

(委員長報告)

第百二十四 穀物検査統一ニ關スル建議案(田中萬逸君外二名提出)

(委員長報告)

第百二十五 米穀貯藏方法調査研究ニ關スル建議案(山口嘉藏君外四名提出)

(委員長報告)

○波多野承五郎君 第百二十ヨリ第百二十五ニ至ル六案ハ、委員會ニ於テ原案ノ通り滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、御報告致シマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第百二十乃至第百二十五ノ各案ハ、孰レモ委員長報告ノ通り可決アラントヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○岩崎勳君 此際日程ヲ變更シテ、曩ニ後廻シニナリマシタ日程第九十七、社會政策ニ必要ナル資金ニ關スル建議案ヲ議題ト爲シ、委員長吉良元夫君ノ報告ヲ求メ、且ツ其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ日程變更ノ動議ニ異議ナイト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第九十七、委員長ノ報告ヲ求メマス、吉良元夫君

第九十七 社會政策ニ必要ナル資金ニ關スル建議案(三善清之君外八名提出)

(委員長報告)

○吉良元夫君 日程第九十七社會政策ニ必要ナル資金ニ關スル建議案ニ就キマシテハ、委員會ヲ開キマシテ政府ノ

意見モ參酌致シマシテ、政府モ大ニ同意ノ意見ヲ表明サレマシク、委員會ニ於テハ滿場一致ヲ以テ此建議案ヲ可決致シマシク、右御報告致シマス

○岩崎勲君 本案ハ委員長報告ノ通り可決アラシコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(與繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタリ 日程第二百二十六乃至第三百五十三ニ請願特別報告ナルヲ以テ、例ニ依リ一括シテ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長植場平君

- 第二百二十六 (特別報告第六十五號)義務教育費國庫負擔額増加ノ請願外百七件 (委員長報告)
- 第二百二十七 (特別報告第六十六號)小學校教員俸給國庫支辨ノ請願外五十二件 (委員長報告)
- 第二百二十八 (特別報告第六十七號)義務教育費國庫支辨ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十九 (特別報告第六十九號)瀧原大田間鐵道敷設速成ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第二百三十 (特別報告第七十四號)柳津、小出間及只見、古町間鐵道敷設速成ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第二百三十一 (特別報告第七十八號)木次、三次間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十二 (特別報告第八十一號)野岩羽鐵道延長線敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十三 (特別報告第九十四號)境、飯能間輕便鐵道敷設速成ノ請願外七件 (委員長報告)
- 第二百三十四 (特別報告第九十五號)喜多方、米澤間(野岩羽線)鐵道敷設速成ノ請願(委員長報告)

- 第三百三十五 (特別報告第九十六號)今市、田島間(野岩羽線)鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十六 (特別報告第九十四號)小松島町、後免町間(四國循環線)鐵道敷設ノ請願外四件 (委員長報告)
- 第三百三十七 (特別報告第九十五號)貴生川驛、加茂驛間輕便鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十八 (特別報告第九十二號)小學校教員俸給國庫支辨ノ請願外八件 (委員長報告)
- 第三百三十九 (特別報告第九十三號)義務教育費國庫負擔額増加ノ請願外二百五十三件 (委員長報告)
- 第三百四十 (特別報告第九十六號)五條驛、新宮町間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十一 (特別報告第九十九號)大田驛、瀧原間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十二 (特別報告第一百零五號)境、飯能間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十三 (特別報告第一百五十四號)神祇審議院設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十四 (特別報告第一百五十七號)國幣大社大山祇神社國寶館建築費國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十五 (特別報告第一百六十五號)山田川ニ河川法ヲ適用スルノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十六 (特別報告第一百七十三號)帝國在鄉軍人會國庫補助ノ請願 (委員長報告)

- 第四百十七 (特別報告第九十五號)小學校教員俸給國庫支辨ノ請願外十七件 (委員長報告)
- 第四百十八 (特別報告第九十六號)義務教育費國庫負擔額増加ノ請願外三百三十九件 (委員長報告)
- 第四百十九 (特別報告第九十七號)義務教育費國庫支辨ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第四百五十 (特別報告第二百號)小松島町、後免町間(四國循環線)鐵道敷設ノ請願外十四件 (委員長報告)
- 第四百五十一 (特別報告第二百二號)柳津、小出間及只見、古町間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十二 (特別報告第二百三號)八王子、高崎間(飯能、越生町、寄居經由)鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十三 (特別報告第二百六號)三戸、千曳鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十四 (特別報告第二百十三號)掛川驛、大井驛間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十五 (特別報告第二百十八號)五條驛、新宮町間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十六 (特別報告第二百二十號)三原驛、吳驛間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十七 (特別報告第二百四十號)濱田浦築港ノ請願(委員長報告)
- 第四百五十八 (特別報告第二百四十一號)青森築港國營ノ請願 (委員長報告)

第百五十九

(特別報告第二百八十八號)
小學校教員俸給國庫支辨、
請願外百七件 (委員長報告)

第百六十

(特別報告第二百八十九號)
義務教育費國庫負擔額増加
ノ請願外百七件 (委員長報告)

第百六十一

(特別報告第二百九十號)義
務教育費國庫支辨ノ請願
(委員長報告)

第百六十二

(特別報告第二百九十二號)
小松島町後免町間(四國循
環線)鐵道敷設ノ請願外七
件 (委員長報告)

第百六十三

(特別報告第二百九十四號)
吉野縱貫鐵道敷設速成ノ請
願 (委員長報告)

第百六十四

(特別報告第二百九十六號)
高濱驛延方村間鐵道敷設速
成ノ請願 (委員長報告)

第百六十五

(特別報告第二百九十八號)
岩國、日原間鐵道ヲ江崎港
ニ延長敷設ノ請願 (委員長報告)

第百六十六

(特別報告第三百五號)米澤、
今市間(野岩羽線)鐵道敷設
速成ノ請願 (委員長報告)

第百六十七

(特別報告第三百十九號)三
國港開港ノ請願 (委員長報告)

第百六十八

(特別報告第三百五十四號)
義務教育費國庫負擔額増加
ノ請願外八十八件 (委員長報告)

第百六十九

(特別報告第三百五十五號)
小學校教員俸給國庫支辨、
請願外九十四件 (委員長報告)

第百七十

(特別報告第三百五十六號)
義務教育費國庫支辨ノ請願
外一件 (委員長報告)

第百七十一

(特別報告第三百五十七號)
私立中學校並高等女學校國
庫補助ノ請願 (委員長報告)

第百七十二

(特別報告第三百六十一號)
五條、新宮間鐵道敷設速成
ノ請願 (委員長報告)

第百七十三

(特別報告第三百六十九號)
掛川町、大井町間(遠美線)鐵
道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第百七十四

(特別報告第三百七十一號)
四日市、敦賀港間(勢江線)
鐵道敷設速成ノ請願外一件
(委員長報告)

第百七十五

(特別報告第三百七十九號)
松阪驛、櫻井驛間鐵道敷設
速成ノ請願 (委員長報告)

第百七十六

(特別報告第三百九十九號)
官幣大社三島神社大修繕並
境內擴張整理ノ請願 (委員長報告)

第百七十七

(特別報告第三百八十六號)
僧侶其ノ他諸宗教師ニ各種
ノ被選舉權附與ノ請願 (委員長報告)

第百七十八

(特別報告第三百九十號)直
江津港築港ノ請願 (委員長報告)

第百七十九

(特別報告第三百九十一號)
宮河内谷川改修ノ請願 (委員長報告)

第百八十

(特別報告第三百九十二號)
斐伊川治水工事速成ノ請願
(委員長報告)

第百八十一

(特別報告第四百二號)戰國
若ハ公務起因傷病軍人恩給
額増加ノ請願外一件
(委員長報告)

第百八十二

(特別報告第四百三號)戰國
若ハ公務起因傷病軍人ヲ官
立病院ニ於テ國費ヲ以テ診
療並入院セシムルノ請願外
一件 (委員長報告)

第百八十三

(特別報告第四百四號)不具
廢疾ノ軍人ニ給セラル恩
給額増加ノ請願 (委員長報告)

第百八十四

(特別報告第四百五號)軍人
恩給法第十一條廢止ノ請願
(委員長報告)

第百八十五

(特別報告第四百二十四號)
航海補助ノ請願 (委員長報告)

第百八十六

(特別報告第四百二十六號)
宇都宮監獄移轉ノ請願
(委員長報告)

第百八十七

(特別報告第四百三十三號)
小學校教員俸給國庫支辨、
請願外四十五件 (委員長報告)

第百八十八

(特別報告第四百三十四號)
義務教育費國庫負擔額増加
ノ請願外六十二件 (委員長報告)

第百八十九

(特別報告第四百五十四號)
八百津町ニ稅務署設置ノ請
願 (委員長報告)

第百九十

(特別報告第四百五十五號)
取手稅務署復舊ノ請願
(委員長報告)

第百九十一

(特別報告第四百五十六號)
鳥取縣二部稅務署移轉ノ請
願 (委員長報告)

第百九十二

(特別報告第四百五十七號)
粗製樟腦及樟腦油業者補償
ノ請願外一件 (委員長報告)

第百九十三

(特別報告第四百五十八號)
粗製樟腦及樟腦油專賣實施
ニ伴フ損害補償ノ請願
(委員長報告)

第九百九十四

(特別報告第四百六十號)朝鮮ニ於ケル煙草製造業者救済ノ請願 (委員長報告)

第九百九十五

(特別報告第四百六十一號)鎮南浦築港ノ請願 (委員長報告)

第九百九十六

(特別報告第四百六十二號)西伯利引揚民救済ノ請願 (委員長報告)

第九百九十七

(特別報告第四百六十三號)杉山神社ヲ官幣社ニ昇格ノ請願 (委員長報告)

第九百九十八

(特別報告第四百六十四號)府縣社以下神社經費國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第九百九十九

(特別報告第四百六十五號)帝國軍人後援會國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第二百

(特別報告第四百六十六號)特殊部落又ハ部落ナル稱號廢止ノ請願 (委員長報告)

第二百一

(特別報告第四百六十七號)新河岸川改修ノ請願 (委員長報告)

第二百二

(特別報告第四百六十八號)今治築港國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第二百三

(特別報告第四百七十三號)關若ハ公務起因傷病軍人恩給額並遺族扶助料増加ノ請願 (委員長報告)

第二百四

(特別報告第四百七十四號)屯田兵ニ對シ普通師團勤務將校下士卒ト同一ナル恩給制實施ニ關スル請願外四件 (委員長報告)

第二百五

(特別報告第四百七十五號)和田村ニ國立種馬所又ハ種馬牧場分廐設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六

(特別報告第四百七十七號)水内村字平瀧ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七

(特別報告第四百七十八號)燒山村ニ集配郵便局復活ノ請願 (委員長報告)

第二百八

(特別報告第四百七十九號)東郷郵便局ニ電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百九

(特別報告第四百八十號)賀名生郵便局外二十箇郵便局間電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百十

(特別報告第四百八十一號)半平山郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十一

(特別報告第四百八十二號)竹生村大字弓削ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十二

(特別報告第四百八十三號)北宇智村大字住川ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十三

(特別報告第四百八十四號)都路郵便局ニ電信、電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百十四

(特別報告第四百八十五號)國分郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十五

(特別報告第四百八十六號)多摩村大字東寺方ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十六

(特別報告第四百八十七號)神田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十七

(特別報告第四百八十八號)澤渡村大字下市萱ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十八

(特別報告第四百八十九號)里郵便局ニ集配事務開始並電信、電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百十九

(特別報告第四百九十號)直江津、大島、室野、松代間電話架設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十

(特別報告第四百九十一號)氷見郡ニ郵便局増設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十一

(特別報告第四百九十二號)十津川村神納川ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二十二

(特別報告第四百九十三號)豐田村大字和水ニ登記所新設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十三

(特別報告第四百九十四號)船木區裁判所位置變更ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十四

(特別報告第四百九十五號)北郷村大字郷之原ニ飲肥區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十五

(特別報告第四百九十六號)都谷村ニ廣島區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十六

(特別報告第四百九十七號)船木區裁判所吉部出張所移轉ノ請願 (委員長報告)

第二百二十七

(特別報告第四百九十八號)福岡地方裁判所飯塚支部ヲ甲號支部ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第二百二十八

(特別報告第四百九十九號)幸手區裁判所復活ノ請願 (委員長報告)

第二百二十九

(特別報告第五百號)單科醫科大學補習科設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十

(特別報告第五百一號)小學校教員俸給國庫支辨ノ請願外四十六件

(委員長報告)

第二百三十一

(特別報告第五百二號)義務教育費國庫負擔額增加ノ請願外八十九件

(委員長報告)

第二百三十二

(特別報告第五百三號)義務教育費國庫支辨ノ請願外一件

(委員長報告)

第二百三十三

(特別報告第五百四號)國定教科書翻刻規定中改正ノ請願

(委員長報告)

第二百三十四

(特別報告第五百六號)上伊集院村ニ簡易停車場新設ノ請願

(委員長報告)

第二百三十五

(特別報告第五百七號)興部、小傾別間鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第二百三十六

(特別報告第五百八號)劍村字小牧ニ停車場新設ノ請願

(委員長報告)

第二百三十七

(特別報告第五百九號)飯山、高田間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第二百三十八

(特別報告第五百十號)松山、大洲間鐵道敷設計畫ノ請願

(委員長報告)

第二百三十九

(特別報告第五百十一號)姫路、津山(姫津鐵道)鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第二百四十

(特別報告第五百十二號)大牟田、三池港間鐵道敷設ノ請願外一件

(委員長報告)

第二百四十一

(特別報告第五百十三號)上士幌「ヌカナン」太間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)

第二百四十二

(特別報告第五百十四號)福滿村字小泉ニ停車場新設ノ請願

(委員長報告)

第二百四十三

(特別報告第五百十五號)鐵道運賃統一ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百四十四

(特別報告第五百十六號)能代、船川間鐵道敷設ノ請願外一件

(委員長報告)

第二百四十五

(特別報告第五百十七號)吳、三原間鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第二百四十六

(特別報告第五百十八號)貴生川停車場構内ニ跨線橋架設ノ請願

(委員長報告)

第二百四十七

(特別報告第五百十九號)今津町、敦賀港間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第二百四十八

(特別報告第五百二十號)愛別市街地ニ停車場新設ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百四十九

(特別報告第五百二十一號)玉造停車場設備變更ノ請願

(委員長報告)

第二百五十

(特別報告第五百二十二號)富山、新湊町間(飛越線延長)鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第二百五十一

(特別報告第五百二十三號)氷見澤、羽咋驛間能越線鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第二百五十二

(特別報告第五百二十四號)天鹽線ノ天鹽市街地經由ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十三

(特別報告第五百二十五號)長岡驛移轉改築ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十四

(特別報告第五百二十六號)千丁村ニ停車場新設ノ請願

(委員長報告)

第二百五十五

(特別報告第五百二十七號)大井驛、岡崎驛間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第二百五十六

(特別報告第五百二十八號)廣島市、濱田町間(廣濱線)鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第二百五十七

(特別報告第五百二十九號)不足祿追給ノ請願

(委員長報告)

第二百五十八

(特別報告第五百三十號)日下部稅務署復舊ノ請願

(委員長報告)

第二百五十九

(特別報告第五百三十一號)議院建築ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十

(特別報告第五百三十二號)朝鮮產牛改良ノ請願

(委員長報告)

第二百六十一

(特別報告第五百三十三號)北支那饑饉救濟ノ請願

(委員長報告)

第二百六十二

(特別報告第五百三十四號)西伯利引揚民救濟ノ請願

(委員長報告)

第二百六十三

(特別報告第五百三十五號)按摩術營業取締規則ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十四

(特別報告第五百三十六號)鶴見川改修費國庫補助ノ請願

(委員長報告)

第二百六十五

(特別報告第五百三十七號)未成年者飲酒禁止ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十六

(特別報告第五百三十八號) 柏木神社ヲ特別保護建造物ニ指定ノ請願
(委員長報告)

第二百六十七

(特別報告第五百三十九號) 廣島市比治山ニ明治天皇奉祭ノ請願
(委員長報告)

第二百六十八

(特別報告第五百四十號) 松尾神社及月讀神社境内整理擴張國庫補助ノ請願
(委員長報告)

第二百六十九

(特別報告第五百四十一號) 伊曾乃神社昇格ノ請願
(委員長報告)

第二百七十

(特別報告第五百四十二號) 國立養老院設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十一

(特別報告第五百四十三號) 國立劇場設立ノ請願
(委員長報告)

第二百七十二

(特別報告第五百四十四號) 部落改善ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百七十三

(特別報告第五百四十五號) 海外遊覽客誘致ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百七十四

(特別報告第五百四十六號) 町村農會費徵收ニ國稅滯納處分法準用ノ請願
(委員長報告)

第二百七十五

(特別報告第五百四十七號) 香取式金時釜及ボイラー調査ノ請願
(委員長報告)

第二百七十六

(特別報告第五百四十八號) 千代川改修ノ請願外一件
(委員長報告)

第二百七十七

(特別報告第五百四十九號) 利根川架橋新設ノ請願
(委員長報告)

第二百七十八

(特別報告第五百五十號) 仁淀、渡、物部、鏡、奈半利、國分ノ六河川治水ノ請願
(委員長報告)

第二百七十九

(特別報告第五百五十一號) 安倍川治水ノ請願
(委員長報告)

第二百八十

(特別報告第五百五十二號) 小農保護ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百八十一

(特別報告第五百五十三號) 產業組合法中改正ノ請願
(委員長報告)

第二百八十二

(特別報告第五百五十四號) 官國有林野所在地町村へ交付金下附ノ請願
(委員長報告)

第二百八十三

(特別報告第五百五十五號) 賀露漁港修築ノ請願
(委員長報告)

第二百八十四

(特別報告第五百五十六號) 佐賀縣住ノ江港ヲ輸入港ニ追加ノ請願
(委員長報告)

第二百八十五

(特別報告第五百五十七號) 屯田兵ニ對シ普通師團勤務將校下士卒ト同一ナル恩給制實施ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百八十六

(特別報告第五百五十八號) 軍馬補充部大山支部還附及拂下ノ請願
(委員長報告)

第二百八十七

(特別報告第五百五十九號) 河内村大字上河内字宿ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百八十八

(特別報告第五百六十號) 平群村信貴山ニ無集配郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百八十九

(特別報告第五百六十一號) 平群村ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十

(特別報告第五百六十二號) 大任村ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十一

(特別報告第五百六十三號) 千島國擇捉島ニ無線電線ヲ架設シ同色丹島及根室國志發島ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十二

(特別報告第五百六十四號) 羽和泉村ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十三

(特別報告第五百六十五號) 西大寺ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十四

(特別報告第五百六十六號) 十町郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百九十五

(特別報告第五百六十七號) 葛西村大字桑川ニ無集配郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十六

(特別報告第五百六十八號) 吉田村ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十七

(特別報告第五百六十九號) 長澤村大字荻堀ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十八

(特別報告第五百七十號) 西二階町郵便局ニ電信事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百九十九

(特別報告第五百七十一號) 八條村ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第三百

(特別報告第五百七十二號) 今治郵便局昇格ノ請願
(委員長報告)

第三百一

(特別報告第五百七十三號)及位村大字釜淵ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百二

(特別報告第五百七十四號)戸々崎郵便局ニ電信、電話架設ノ請願 (委員長報告)

第三百三

(特別報告第五百七十五號)男女群島ニ燈臺並無線電信建設ノ請願 (委員長報告)

第三百四

(特別報告第五百七十六號)彦成村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百五

(特別報告第五百七十七號)山野郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六

(特別報告第五百七十八號)植木町ニ特設電話架設ノ請願 (委員長報告)

第三百七

(特別報告第五百七十九號)若山村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八

(特別報告第五百八十號)阿尾村阿尾ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百九

(特別報告第五百八十一號)北恩賀島町ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十

(特別報告第五百八十二號)染田郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百十一

(特別報告第五百八十三號)芦邊港口ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十二

(特別報告第五百八十四號)田河村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十三

(特別報告第五百八十五號)北吉野村大字瀧本ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十四

(特別報告第五百八十六號)瀧川郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百十五

(特別報告第五百八十七號)船木區裁判所位置變更ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百十六

(特別報告第五百八十八號)折尾町ニ區裁判所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百十七

(特別報告第五百八十九號)金ヶ崎村ニ水澤區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百十八

(特別報告第五百九十號)羽和泉村ニ區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百十九

(特別報告第五百九十一號)深川町ニ區裁判所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十

(特別報告第五百九十二號)水戸監獄土浦分監移轉ノ請願 (委員長報告)

第三百二十一

(特別報告第五百九十三號)佐比賣村池田ニ今市區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十二

(特別報告第五百九十四號)長崎町ニ山形區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十三

(特別報告第五百九十五號)福井村ニ富岡區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十四

(特別報告第五百九十七號)名古屋高等工業學校專攻科設置ノ請願 (委員長報告)

第三百二十五

(特別報告第五百九十八號)義務教育費國庫負擔額增加ノ請願外百九件 (委員長報告)

第三百二十六

(特別報告第五百九十九號)義務教育費國庫支辨ノ請願 (委員長報告)

第三百二十七

(特別報告第六百號)小學教員俸給國庫支辨ノ請願外七件 (委員長報告)

第三百二十八

(特別報告第六百一號)義務教育費國庫負擔額相當增加ノ請願 (委員長報告)

第三百二十九

(特別報告第六百二號)八王子、高崎間(飯能、越生町、寄居經由)鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百三十

(特別報告第六百五號)傷痕條例特典ヲ傷痕將校、準士官ニ適用ノ請願 (委員長報告)

第三百三十一

(特別報告第六百六號)別當賀、斜里間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十二

(特別報告第六百七號)瀧川町、長野原間鐵道敷設速成ノ請願外一件 (委員長報告)

第三百三十三

(特別報告第六百八號)那家、八鹿間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十四

(特別報告第六百九號)高濱驛、延方間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十五

(特別報告第六百十號)水戸、鹿島間並高濱、延方間及玉造、鉾田間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百三十六

(特別報告第六百十一號)北川村熊田ニ停車場新設ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三十七

(特別報告第六百十二號)生山驛、多里間輕便鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百三十八

(特別報告第六百十三號)
谷川姫路間鐵道敷設速成
ノ請願 (委員長報告)

第三百三十九

(特別報告第六百十四號)
東信號所ヲ停車場ニ改設
ノ請願 (委員長報告)

第三百四十

(特別報告第六百十五號)
大衡村字針、中新田驛間
鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十一

(特別報告第六百十六號)
須賀川、長沼間並石川、植
田間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十二

(特別報告第六百十七號)
須賀川驛、鏡石驛中間ニ
停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十三

(特別報告第六百十八號)
大間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十四

(特別報告第六百十九號)
川尻、雫石間鐵道敷設速
成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十五

(特別報告第六百二十號)
御殿場、大宮間並吉田、大
月間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十六

(特別報告第六百二十一
號) 須川町ニ一哩停車場
新設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十七

(特別報告第六百二十二
號) 相去村ニ停車場新設
ノ請願 (委員長報告)

第三百四十八

(特別報告第六百二十三
號) 珠洲郡ニ通スル鐵道
敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十九

(特別報告第六百二十四
號) 片町線電車併用ノ請
願 (委員長報告)

第三百五十

(特別報告第六百二十五
號) 長篠驛、辰野驛間鐵道
敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第三百五十一

(特別報告第六百二十六
號) 播州鐵道ヲ國有ト爲
スノ請願 (委員長報告)

第三百五十二

(特別報告第六百二十七
號) 大崎停車場乗降口新
設ノ請願 (委員長報告)

第三百五十三

(特別報告第六百二十八
號) 長柄停留所ニ關スル
請願 (委員長報告)

〔植場平君登壇、拍手起ル〕

○植場平君 只今上程ニナリマシタ各案ハ、議長御宣告
ノ通り請願委員ノ特別報告デアリマス、此各案ニ就キマシ
テハ慎重審議致シマシタ結果、各案共相當ノ理由アル請願
ト認メマシテ、採擇ニ決シマシタデアリマス、又報告ニ添附
致シマスル意見書ハ、例ニ依リマシテ議長ノ承諾ヲ經テ、速
記録ニ掲載スルコトニ致シマス、右御報告申シマス(拍手起ル)

〔特別報告意見書ハ追テ掲記ス〕

○議長(奥繁三郎君) 諸君ニ御諮リ致シマスガ、本日ノ
日程ノ中、尙ホ委員長理事ノ缺席ノ爲メ、議題ヲ後廻シニ
致シタ分ガアリマス、是ハ午後ノ議事ニ讓ルコトニ致シマス、
十二時ニ近ヅキマシタカラ、此請願委員長ノ報告ヲ採決シ
テ休憩スル考デアリマス、(拍手)請願委員長ノ報告ニ御異
議アリマセスカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 總テ百二十六乃至三百五十三ハ、
請願委員長ノ報告通り、採擇スルコトニ決シマシタ、(拍手
起ル)ソコデ午後ハ二時若クハ二時以後カラ開キマス、貴族
院廻付ノ都合ニ依ッテ開キマス、二時以前ニ開クコトハアリ
マセヌ、二時以後ハ議長ノ都合ニヨリマシテ、振鈴ニ依ッ
テ開キマスカラ二時以後ハ必ず院内ニ居ラレルコトヲ望ミマ
ス(拍手起ル)

午前十一時五十六分休憩

午後三時三十三分開議

○議長(奥繁三郎君) 休憩前ニ引繼キマシテ、會議ヲ開
キマス、只今貴族院ヨリ借地法案及借家法案ガ廻付セラレ
マシタ、此際日程ヲ變更シテ兩案一括議題ト爲スニ御異

議アリマセスカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ兩案
ヲ一括シテ議題ニ供シマス

借地法案(貴族院回付)

借家法案(貴族院回付)

○議長(奥繁三郎君) 貴族院廻付ノ箇所ヲ朗讀サセマ
ス

○鳩山一郎君 借地借家兩法案ニ關シテ——今日程ニ
上リマシタカ

○議長(奥繁三郎君) 上リマシタガ、朗讀ガ済ンデカラ發
議ヲ願ヒマス

〔原田書記官朗讀〕

借地法案中貴族院回付ノ箇所左ノ如シ

第三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ第四條ヲ第五條ニ改メ以
下順次繰下ク

第四條 借地權消滅ノ場合ニ於テ建物アルトキハ借地
權者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコトヲ得

土地所有者カ契約ノ更新ヲ欲セサルトキハ時價ヲ以
テ建物其ノ他借地權者カ權原ニ因リテ土地ニ附屬セ
シメタル物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第九條中「土地ノ上ニ存スル建物」及「時價ヲ以テ建
物」ノ下ニ「其ノ他借地權者カ權原ニ因リテ土地ニ附屬
セシメタル物」ヲ加フ

(小字及——ハ貴族院修正)

〔參照〕

借地法

第一條 本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ
目的トスル地上權及賃借權ヲ謂フ

第二條 借地權ノ存續期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ
之ニ類スル堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テ
ハ六十年、其ノ他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付
テハ三十年トス但シ建物カ此ノ期間満了前朽廢シタ
ルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス

契約ヲ以テ堅固ノ建物ニ付三十年以上、其ノ他ノ建
物ニ付二十年以上ノ存續期間ヲ定メタルトキハ借地
權ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ期間ノ満了ニ因リテ消
滅ス

第三條 契約ヲ以テ借地權ヲ設定スル場合ニ於テ建物ノ種類及構造ヲ定メサルトキハ借地權ハ堅固ノ建物以外ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノト看做ス

第四條 借地權消滅ノ場合ニ於テ建物アルトキハ借地權者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコトヲ得

土地所有権者ハ契約ノ更新ヲ欲セサルトキハ時價ヲ以テ建物其ノ他借地權者カ權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタル物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第四條 當事者カ契約ヲ更新スル場合ニ於テハ借地權ノ存続期間ハ更新ノ時ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年トス此ノ場合ニ於テハ第二條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

當事者カ前項ニ規定スル期間ヨリ長キ期間ニ定メタルトキハ其ノ定ニ從フ

第五條 借地權者借地權ノ消滅後土地ノ使用ヲ繼續スル場合ニ於テ土地所有権者カ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地權ヲ設定シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第六條 借地權ノ消滅前建物カ滅失シタル場合ニ於テ殘存期間ヲ超エテ存続スヘキ建物ノ築造ニ對シ土地所有権者カ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ借地權ハ建物滅失ノ日ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年間、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年間存続ス但シ殘存期間之ヨリ長キトキハ其ノ期間ニ依ル

第七條 前二條ノ規定ハ借地權者カ更ニ借地權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 前六條ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲借地權ヲ設定シタルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用ス

第九條 第三者カ賃借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ取得シタル場合ニ於テ賃貸人カ賃借權ノ讓渡又ハ轉貸ヲ承諾セサルトキハ賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ建物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十條 第二條、第四條乃至第七條及前條ノ規定

ニ反スル契約條件ニシテ借地權者ニ不利ナルモノハ之ヲ定メサルモノト看做ス

第十一條 地代又ハ借賃カ土地ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ増減若ハ土地ノ價格ノ昂低ニ因リ又ハ比隣ノ土地ノ地代若ハ借賃ニ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ契約ノ條件ニ拘ラス當事者ハ將來ニ向テ地代又ハ借賃ノ増減ヲ請求スルコトヲ得但シ一定ノ期間地代又ハ借賃ヲ増加セサルヘキ特約アルトキハ其ノ定ニ從フ

第十二條 土地所有権者又ハ賃貸人ハ辨濟期ニ至リタル最後ノ二年分ノ地代又ハ借賃ニ付借地權者カ其ノ土地ニ於テ所有スル建物ノ上ニ先取特權ヲ有ス前項ノ先取特權ハ地上權又ハ賃貸借ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ保存ス

第十三條 前條ノ先取特權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ效力ヲ有ス但シ國稅徵收法ニ依リ徵收スルコトヲ得ヘキ請求權、共益費用不動産保存不動産工事ノ先取特權及地上權又ハ賃貸借ノ登記前登記シタル質權抵當權ニ後ル

附則

第十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 本法施行前設定シタル地上權又ハ賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノノ存続期間ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年、其ノ他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ二十年トス但シ建物カ此ノ期間満了前朽廢シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年ヲ超エ、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年ヲ超ユル存続期間ノ定アル地上權ハ其ノ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス

建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ賃借權ニ付存続期間ノ定ナキ場合ニ於テ本法施行前二十年以上ヲ經過シタルトキハ當事者ハ二十年毎ニ契約ヲ更新シタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第一項ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲設定シタルコト明ナル地上權及賃貸借ニ付之ヲ適用セス

第十七條 前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法施行ノ際現ニ存スル地上權又ハ賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付亦本法ヲ適用ス

借家法案中貴族院回付ノ箇所左ノ如シ

第三條第四條及第十一條中「一年」ヲ「六月」ニ改ム

(參照)

借家法案中貴族院修正ノ箇所左ノ如シ

第三條 賃貸人ノ解約申入ハ一年前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

六月

一年未滿ノ期間ノ定アル賃貸借ハ之ヲ期間ノ定ナキモノト看做ス

前條ノ規定ハ賃貸借カ解約申入ニ因リテ終了シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 解約申入ニ因リテ終了スヘキ轉賃借アル場合ニ於テ賃貸借カ終了スヘキトキハ賃貸人ハ轉賃借人ニ對シ其ノ旨ノ通知ヲ爲スニ非サレハ其ノ終了ヲ以テ轉賃借人ニ對抗スルコトヲ得ス

賃貸人カ前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ轉賃借ハ其ノ通知ノ後一年ヲ經過スルニ因リテ終了ス

六月

第十一條 本法ハ本法施行前ニ爲シタル建物ノ賃貸借ニ付亦之ヲ適用ス但シ本法施行前ニ賃貸人ノ解約ノ申入アリタル場合ニ於テハ賃貸借ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ一年ヲ經過スルニ因リテ終了ス

○議長(奥繁三郎君) 鳩山一郎君

○鳩山一郎君 借地借家兩法案ニ對スル貴族院ノ修正ハ、別ニ反對スベキ程ノ事柄トモ思ヒマセヌ、仍テ其修正ニ賛成ヲ表シマス

○議長(奥繁三郎君) 採決致シマス、只今朗讀致シマス

○議長(奥繁三郎君) 採決致シマス、只今朗讀致シマス

○議長(奥繁三郎君) 起立多數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマス、尙ホ一ツ貴族院ヨリ回付セラレタル案ガアリマス、即チ市制中改正法律案アリマス、此際日程ヲ變更シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(奥繁三郎君) 起立多數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマス、尙ホ一ツ貴族院ヨリ回付セラレタル案ガアリマス、即チ市制中改正法律案アリマス、此際日程ヲ變更シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(奥繁三郎君) 起立多數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマス、尙ホ一ツ貴族院ヨリ回付セラレタル案ガアリマス、即チ市制中改正法律案アリマス、此際日程ヲ變更シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(奥繁三郎君) 起立多數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマス、尙ホ一ツ貴族院ヨリ回付セラレタル案ガアリマス、即チ市制中改正法律案アリマス、此際日程ヲ變更シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(奥繁三郎君) 起立多數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマス、尙ホ一ツ貴族院ヨリ回付セラレタル案ガアリマス、即チ市制中改正法律案アリマス、此際日程ヲ變更シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(奥繁三郎君) 起立多數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマス、尙ホ一ツ貴族院ヨリ回付セラレタル案ガアリマス、即チ市制中改正法律案アリマス、此際日程ヲ變更シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異存ナイト認メマス、仍テ三案共委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手起ル)次ハ療兵優遇及軍人遺族扶助料改正ニ關スル建議案、陸軍給與令改正ニ關スル建議案、航空業保護獎勵ニ關スル建議案、帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案、此四案ヲ一括シテ議題ニ供シマス——委員長菅原傳君——菅原君——是ハ後廻ニ致シマス——次ハ寺泊築港ニ關スル建議案、直江津港築港ニ關スル建議案ヲ議題ニ供シマス、成田榮信君

寺泊築港ニ關スル建議案(高橋金治郎君
外二名提出)
(委員長報告)

直江津港築港ニ關スル建議案(鈴木義隆
君外三名提出)
(委員長報告)

○成田榮信君 只今上程ニナリマシタ一案ハ全會一致デ可決致シマシタ、此段御報告申上ゲマス

○岩崎勳君 兩案共ニ委員長報告ノ通り可決アラシコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ兩案共ニ委員長報告通り決シマシタ、次ニ明治三十年法律第二十九號中改正ニ關スル建議案——遠藤良吉君——是モ委員長ガ今居リマセヌカラ後廻シニ致シマス

○岩崎勳君 便宜上日程ヲ變更シテ、前ニ後廻シニナリマシタ日程第八十九乃至九十三ヲ一括議題ト爲シ、次ニ日程第九十二乃至九十六ヲ一括シテ議題ニ付シ、各、委員長ノ報告ヲ求メ、且ツ其審議ヲ進メラシコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ日程變更ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ日程ハ變更サレマシタ、日程第八十九乃至九十三ハ同一委員ニ付託サレタルモノナルヲ以テ、一括シテ議題ト致シマス、委員長日野辰次君

第八十九

國分岩川間鐵道敷設ニ關スル
建議案(日野辰次君外一名提
出)
(委員長報告)

第九十

大直鐵道建設速成ニ關スル建
議案(吉良元夫君外三名提出)
(委員長報告)

第九十一

蛤港牛深間鐵道敷設ニ關スル
建議案(池田泰親君外四名提
出)
(委員長報告)

第九十二

楠浦港富岡間鐵道敷設ニ關ス
ル建議案(池田泰親君外四名
提出)
(委員長報告)

第九十三

竹田三田井間鐵道速成ニ關ス
ル建議案(吉良元夫君外六名
提出)
(委員長報告)

○日野辰次君 此席ヨリ御免ヲ蒙リタイト思ヒマス、委員
會ニ付託ニ相成リマシタ案ハ、國分岩川間鐵道敷設ニ關
スル建議案外四ツノ建議案デアリマス、何レモ鐵道敷設ニ
關スルモノデアリマシタ、地方ノ開發上最モ必要ナリト認
メマシテ、是ガ敷設ヲ政府ニ要望スルノガ此建議案ノ要旨デ
アリマス、委員會ハ大村政府委員ノ之ニ對スル意見ヲ求
メマシテ、滿場一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、ドウゾ本
院
ニ於テモ諸君ノ御賛成ヲ望ミマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第八十九乃至九十三ハ、何レモ委員
長報告ノ通り可決アラシコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ第八十九乃至九十三、是ハ委員長報告ノ通
リ可決確定致シマシタ(拍手起ル)次ハ日程第九十二乃至百
六、是ハ同一ノ委員ニ付託シタル建議案デアリマスカラ、一括
議題ニ供シマス、委員長高見之通君

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 免囚差別待遇撤廢ニ關スル建議
案(鮎川盛貞君提出)(委員長報告)

第一百

宇都宮岐阜及和歌山監獄ノ移轉
促進ニ關スル建議案(植竹龍三
郎君外二名提出)
(委員長報告)

第一百四

京都監獄移轉ニ關スル建議案
(竹上藤次郎君外三名提出)
(委員長報告)

第一百五

德島監獄廳舍移轉ニ關スル建議
案(海原清平君外三名提出)
(委員長報告)

第一百六

山形福島高知神戸德島及京都ノ
監獄移轉ニ關スル建議案(戸狩
權之助君外五名提出)
(委員長報告)

○高見之通君 當席ヨリ 告致シマス、第一百二免囚差別
待遇撤廢ニ關スル建議案ハ、執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ア
リタル日ヨリ滿五箇年ヲ經過シタルト云フ事ノ意味ニ於
テ、免囚差別待遇撤廢ノ建議案ノ元ノ趣意デアリマシタノ
ヲ修正シテ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタ者ハ五箇年ヲ經過
スルコトヲ要セス直チニ職工傭入トシテ之ヲ採用セスト云
フ旨ノ規定ヲ削除スルト云フヤウニ、直チニ採用ノ出來ルヤ
ウナ意味ノ建議案ニ修正致シタノデアリマス、ソレカラ第百
三ノ宇都宮岐阜及和歌山監獄ノ移轉促進ニ關スル建議
案、京都監獄移轉ニ關スル建議案、德島監獄廳舍移轉ニ
關スル建議案、山形福島高知神戸德島及京都ノ監獄移
轉ニ關スル建議案ノ中、德島及京都ト云フハ第百四、第
百五ニアリマス、故ニ此「德島及京都」ト云フ文字ダケヲ除
キマシテ、總テ是等ノモノハ最モ必要ニシテ、最モ緊急ナルモ
ノト認メマシテ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ決定シタノデアリ
マス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 日程第一百二ヨリ第百六ニ至ル五案ハ、委員
長報告ノ通り可決アラシコトヲ望ミマス

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、此際日程ヲ變更シテ、下
田勘次君外二名提出地租條例中改正法律案ヲ議題ト
致シマス、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ日程ハ
變更致シマシタ、地租條例中改正法律案第一讀會ノ續ヲ
開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長遠藤良吉君

地租條例中改正法律案(下田勘次君外二
名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)(確定議)

○遠藤良吉君 簡單デアリマスカラ此席デ……

〔登壇々々〕登壇ニ及ハスト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 速記ガ聴キ難イト言ヒマスカラ登
壇ヲ……

〔遠藤良吉君登壇、拍手起ル〕

○遠藤良吉君 只今議題ニナリマシタ地租條例中改正
法律案ハ提出者ノ明晰ナル辯明ヲ聴キ、又政府委員ノ意
見ヲ徵シマシテ、委員會ニ於テハ提出者ノ提案ハ頗ル當
得タモノナリトシテ滿場一致可決致シマシタ、此段御報告
申上ゲマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 本案ニ對スル政府ノ意見ヲ伺ヒタイと思ヒマス

〔松本政府委員登壇〕

○松本政府委員 本案ハ地租條例中ニ認メテアリマスル所ノ荒地免租ノ年額ヲ延長シ、並ニ其繼年期モ延長シタイト云フ案ニナリ居リマスルガ、併ナガラ此荒地ニナリマシタ所ノ地租ノ免租期間ハ、其最初ニ與ヘタル所ノ年額並ニ繼年期、尙ホ繼年期ヲ經過スルモ現狀ニ復シナイ場合ニ於テハ、低價年額ヲ與ヘテアリマスル、是等ノ三期間ヲ通ジマスルト、五十年ト云フ長期間ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、提案者ノ説明ニ依リマス、ト云フ一方此開墾後下年額ガ、最近ノ地租條例改正ニ依テ十年延長セラレテ居ルカラ、鈞合上此荒地免租年額モ延長シテ欲シト云フコトニ聞受ケテ居リマス、レドモ、此開墾後下年額ノ方モ、通ジテ五十年ニシカナッテ居リマセヌ、而モ此開墾後下年額ノ方ニ在リマシテハ其年額中ト雖モ、其土地ノ現地目ニ對スル地租ヲ徵收シテ居ルノデアリマス、之ニ反シテ荒地免租年額間ニ於テ徵收以內ノ地租ヲ徵收スルト云フコトニナリ居リマス、此權衡カラ見マシテモ、荒地ニ對スル免租年額ト云フモノハ、十分至レリ盡セリト云フコトニナリ居ルト認メテ居リマス、隨テ是以上年額ヲ延長スル必要ハ無イト認メマスカラシテ、本案ニ反對致シマス

○岩崎勳君 本案ハ政府モ反對デアリマス、殊ニ會期切迫ノ今日如何トモ致方ガイナリデアリマスカラシテ、延期ノ意味ヲ以テ委員長ノ報告ニ反對シ、第二讀會ヲ開クベカラズト云フコトニ決定セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

〔下田勳次君登壇、拍手起ル〕

○下田勳次君 只今議題ニナリテ居リマス、地租條例改正案ハ、荒地ノ免租年限ノ延長ノ案デアリマス、提案ノ際本委員ハ、免租年限ノ延長ノ必要ニ就テ詳シク申述ベタ積リデアリマシテ、今更此壇上デ申述ベタクハアリマセヌ、只今政府委員ノ反對ノ御論ガアリ、又岩崎君ノ御動議モアリマシタカラ、一應本案ノ必要ヲ述ベ、又其他ニ對シテ諸君ノ公平ナル御判斷ト御考慮ヲ煩シタイと思ヒマス、(拍手起ル)現今ノ地租條例ニ於キマシテ、何故カ此荒地免租年限ダケハ長ラク改正ガ加ヘラレズシテ、所謂時代ニ伴ハヌコトニナリテ居リマス、殊ニ又此地租條例二十條、即チ荒地免租年限ニ關スル規定ヲ適用シマス上ニ於テモ、頗ル不公平ヲ極メテ居ルト云フコトハ是ハ事實ノ上ニ明デアリマス、是ガ

元來ガ改正ヲ要スル所以デアリマス、ソレニ加フルニ大正八年ニ於キマシテ、政府ハ開墾助成ノ爲メニ、頗ル開墾ニ恩典アル開墾助成法ト云フモノヲ制定マシテ、開墾費五分ノ二ト云フガ如キ多額ノ助成金ヲ與ヘタ上ニ、地租條例ノ開墾ニ關スル後下年額ノ規定ヲ改メマシテ、即チ開墾ニ對スル後下年額ヲ四十年ト爲シタノデアリマス、只今政府委員ノ御反對論ニ依リマス、ト云フ、此後下年額ト云フモノハ、地租ノ免租年限トハ其意味ニ於テ異ナル、斯ウ云フ御話デアリマス、成程開墾ニ對シマスル後下年額中ハ、現地租ヲ徵收シテ居ルノデアリマス、併ナガラ諸君、此開墾ト云フモノハ原野其他荒地田畑ニシテ、即チ開墾デアリマス、今日ノ原野其他荒地田畑ニシテ、即チ開墾デアリマス、今日ノ地租ノ爲メニ是ガ恩典デアルト云フコトハ、頗ル故無イ、デアリマス、尙ホ此荒地免租ト云フコトハ、荒地其モノガ元來一草一木モ生ゼナイ所ノ荒地ヲ化シテ田ト爲スノデアアル開墾其モノモ荒地ヲ化シテ田ト爲スノデアアル、其性質ニ於テ其目的ニ於テ同様デアル以上ハ、開墾ニ關スル規定ト荒地ニ關スル規定トハ、姉妹的關係ニ立ッテ、其間不公平ハ無キヤウニ努メネバ、到底此食糧政策ノ充實ヲ期スルコトガ出來ナイ、(拍手起ル)然ルニモ拘ラズ、現行ノ地租條例ハ免租年限ニ對シテハ、十五年後下年額ニ對シテハ四十年ト云フガ如キ、此荒地復舊ニ對シテ頗ル虐待ヲ致シテ居ルノデアリマス、是ガ即チ本改正ヲ要スル一番ノ理由デアル、加フルニ昨日ノ本會議ニ於キマシテ議決セラレマシタ所ノ法律第三十號ノ改正案ハ、彌ガ上ニモ開墾ノ後下年額ヲ十年モ延長シタノデアリマス、即チ昨日ト今日ニ於テスラ、尙ホ此地租條例第二十條改正ノ必要ヲ一層加ヘタノデアリマス、(拍手起ル)本案ハ、幾ニ所得稅改正法律案、法律第三十號改正法律案、其他ノ案ト共ニ同一委員ニ付託サレタノデアリマス、サウシテ其委員會ハ、只今委員長御報告ノ通りニ、悉ク滿場一致デ以テ可決シタノデアリマス、併シ其委員會ノ内容ハ、諸君ニ追テ會議録ノ配付ニ依テ御承知ニナリマセウカ、所得稅法中改正法律案ノ如キハ、政府ガ極力之ガ反對ニ努メラレ、尙ホ昨日本院ヲ通過シタ所得稅中改正法律案ハ、斯ノ如ク所得稅法ヲ改正スルニ於テハ、山林ト云フモノニ對シテハ、殆ド徵稅ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイトマデ極言サレタノデアリマス、(拍手起ル)尙ホ此法律第三十號ノ改正案、即チ開墾後下年額十年ノ延長ト云フ事ニ就キマシテモ、政府ハ極力反對ニ努メラレマシタノデアリマス、之ト又同様ノ程度デ、只今政府委員ノ述ベラレタ如ク、

本案ニモ反對サレタ、而モ此委員會ハ全會一致ヲ以テ、同日同時ニ決シタノデアリマス、本案ハ昨日本議場ニ上程サレマシタ、所得稅法中改正法律案、法律第三十號中改正法律案、其議事ガ昨日ノ日程ニ上程サレマシタコトニ就キマシテ、尙ホ同日ノ委員會ニ於テ可決サレタ所ノ本案ガ上程ニナラナカッタ、此問題ニ就テ私ハ大ナル疑ヲ挾ミ、又憤懣ノ情ニ堪ヘナシタノデアリマス、何故ニ委員長ガ同日ニ決シタ問題ヲ同時ニ上程シナカッタカ、何故ニ此地租條例ダケヲ切離シテ之ヲ上程シナカッタカト云フコトハ、屢、委員長ニ對シテ交渉ヲ重ネタノデアリマス、然ルニ委員長ハ、自分トシテハ此地租條例ヲ上ゲタイガ一杯デアルガ、吾々ノ方即チ政府與黨諸君ノ反對ガアルカラ上程スルコトガ出來ナイ、斯ウ云フ御話デアタ、尙ホ委員長ノミナラズ、此議事課秘書課並ニ議長ニ於キマシテモ、同時ニ可決シタル此案ヲ同時ニ上程サレスト云フコトハ、私ハ其理由ヲ知ルニ苦ムノデアリマス、(拍手起ル)尙ホ總テノ交渉ノ事柄ヲ綜合致シマスレバ、本案ヲ上程シナカッタノハ、政府ガ努メテ反對ナサルカラデアアル、斯ウ云フ事ヲ聞キマシタ、諸君、苟モ現行ノ法律ヲ改正スル案ハ、政府トシテハ反對サル、ノハ無論ノ事デアアル、之ニ同意ヲ與ヘルト云フコトハ、殆ド異例ト謂フモノ宜イノデアリマス、殊ニ四十四議會ノ議場ニ現ハレテ居リマスル所ノ改正案ノ委員會ニ於キマシテ、其大部分ガ政府ガ反對サレテ居ル現ニ先程述べラレタ如ク、本案ノ同日ニ可決サレタ所ノ所得稅法中改正法律案、並ニ法律第三十號ノ改正案ニ就キマシテハ、政府ハ極力反對サレテ居ル殆ト本案以上ニ反對サレテ居ル、然ルニ政府ノ反對スル案ヲ上程スルコトガ出來ストスルナラバ、何故ニ昨日他ノ二案ヲ上程シテ、本案ヲ遅ラシタノデアアルカ、(拍手起ル)吾々ハ實ニ此議場ノ光景ヲ見マシテ、殆ド判斷ニ苦シム、殊ニ又國家並ニ立法部ノ爲メニ、此光景ヲ憂フルモノデアリマス、(拍手起ル)諸君、願クハ總テノ行懸ヲ棄テ、是ハ決シテ地方問題デアリマセヌ、今日之ガ改正セラレタカラト云ウテ、決シテシテ現在ノ水害地ニ適用サル、モノデアナイ、將來ノ水害ニ適用サル、モノデアアル、殊ニ又吾々ガ本議場ニ列シタ以來デモ、年々歲々此水害ノ爲メニ國庫ノ金ガ費サレツ、アルコトハ、一面ニ此荒地ト云フモノガ、不幸ニシテ、全國ニ年々幾何アルヤ、頗ル大キナ面積ニ上リテ居ルト云フコトヲ示スモノデアリマス、此意味カラ致シマシテ、食糧政策ノ上カラ、國法ノ不權衡、不公平ヲ改メル上カラ致シマシテ、ドウカ心機一轉ノ上ニ二讀會三讀會ヲ經テ、本案ヲ可決セラレンコトヲ望ミマス、(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 採決ヲ致シマスガ、唯今下田君ノ

御演說中ニ、本案ヲ日程ニ載セルコトヲ遅レタト云フコト
ガゴザイマシタカラシテ、一言辯解シテ置キマス、昨日ナリ今
朝ノ日程ニ載テ居リマセヌカラ、其事ヲ課長ニ注意シタ或
ル議員ガゴザイマシテ、早速調ベマシタ所、秘書課ニ於キマ
シテ委員長ヨリノ申出ガアツタカラ、昨日ナリ今朝ノ日程ニ
載セナカッタト云フコトデ、ソレハイカナイ、一旦受取ツタ以上
ハ、議長ノ職權デ載セル、サウ云フコトヲ濫リニ扱ウテハイテ
ナイト將來ヲ成飭シテ置キマシタカラ、左様御承知ヲ願ヒマ
ス(拍手起ル)本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開
クヤ否ヤニ就テ採決シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトノ
諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者 起立)

○議長(奥繁三郎君) 起立少數、本案ハ第二讀會ヲ開ク
ベカラザルコトニ決シマシタ

○岩崎勲君 更ニ便宜上茲ニ日程ヲ變更シテ、幾ニ後廻
シニナタル波多野喜右衛門君外一名提出、明治三十年
法律第二十九號中改正ニ關スル建議案ヲ議題ト爲シ、委
員長遠藤良吉君ノ報告ヲ求メ、且ツ其審議ヲ進メラレシ
トヲ望ミマス

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ日程變更ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更サレマシタ、明治
三十年法律第二十九號中改正ニ關スル建議案ヲ議題ト
致シマス、委員長遠藤良吉君

明治三十年法律第二十九號中改正ニ關ス
ル建議案(波多野喜右衛門君外一名提出)
(委員長報告)

(遠藤良吉君登壇、拍手起ル)

○遠藤良吉君 只今議題ニナリマシタル明治三十年法律
第二十九號中改正ニ關スル建議案ノ、委員會ノ結果ヲ申
上デマス、本日午前九時ヨリ之ヲ開キマシテ、而シテ提案者
ノ説明ヲ聽キ、審査ノ結果滿場一致ヲ以テ可決確定致シ
マシタ、此段報告申上デマス

○岩崎勲君 本案ハ委員長ノ報告通り可決確定アラシ
トヲ望ミマス

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、尙ホ一件議案ガ殘リ
居リマスケレドモ、少シク時ヲ經テ貴族院ヨリ回付ノ議案ガ
アルト想像シマス、故ニ只今ヨリ休憩致シマス、併シ尙ホ引續
イテ本日會議ヲ開キマスカラ、諸君ハ控室ニ皆ナ居ラル、コ

トヲ希望致シマス

午後四時八分休憩

午後六時八分開議

○議長(奥繁三郎君) 休憩前ニ引續キマシテ會議ヲ開キ
マス、(定數ナシ)ト呼フ者アリ——定刻ニ達シマシタガ時
間ヲ延長致シマス

(定數ガアリマセヌ)「横暴」ノウ——定刻ガ過ギ
テ居リマス」ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 今發言通告ノ人ニ發言ヲ許シマ
ス、少々御待チ下サイ

(時刻ガ過ギテ居リマスカラ)「鈴ヲ鳴ラシタノハ六
時四分過デス」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○清瀬一郎君 會議ガ始メテ居ルノデスカ、居ラナイノデス
カ、ドウデスカ、始メテ居ルナラバ、通告ニ依テ發言ヲ御許シ
ナサイ始メテ居ラナレバ退席シマス

○議長(奥繁三郎君) 定數ニ達スルヤト云フ御尋ガゴザ
イマシタカラ、今調査シテ居リマス、議長ハ定數ニ達シタリト
認メマス、議事進行ニ就テノ發言ノ通告ガアリマスカラ發言
ヲ許シマス——春日君

(會議ガ開ケマスカ定刻ガ過ギテ居リマス)ト呼ヒ其
他發言スル者多シ

○議長(奥繁三郎君) ソレデハモウ一度宣告致シマス——
休憩前ニ引續イデ會議ヲ開クコトヲ宣告致シマシタガ、定
數ニ達シテ居ラナイ恐虞ガアルト云フ注意ガアリマシテ、調
ベマシタガ、定數ニ達シテ居リマス故ニ會議ヲ開キマス

(會議ハドウシテ開キマス)「時刻ガ過ギテ居リマ
スガ」定刻ヲ過ギテ居リマス」ト呼フ者アリ其他發
言一時ニ起ル

○議長(奥繁三郎君) 靜ニ……

(議長、三本君ハドウシテ許シマシタカ)「定數ガ缺
ケテ居リマス」ト呼フ者アリ

(春日俊文君登壇、拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 議論ガアルナラバ通告シテ發言ナ
サイ

(「登壇シテ居ルデハナイカ」時刻ガ過ギテ居リマス
カラ會議ハ開ケマスマイ」先例ヲ見給ヘ)會期ハ盡
キマシタ」モウ會議デハアリマセヌ」正式ノ會議デハ
アリマセヌ」ト呼フ者アリ其他發言一時ニ起ル

○春日俊文君 非公式ノ會議トハ思ヒマスガ、(降り給

ヘ)會議ニ非ズト呼ヒ其他其他發言スル者多シ併ナガ
ラ——待チ給ヘ、差支ヘナイ——併ナガラ御參考ノ爲メ申上
デマスガ、只今此會ヲ開ク爲メニ呼バレル呼鈴ハ、正ニ此
時計ニ於テ六時四分過ギテ居リマシタ、私ハ六時前カラ入
テ居リマス、六時過ニ呼鈴ハ鳴ラナアル、隨テ此會議ハ議
院法ノ七十四條ニ依テ流レテ居リマス、會議ニナリマセヌ、
私が申スデモナク、諸君モ十分御存ジノ筈デアル、是デケ
ハ多數黨デモ勝手ナ事ハ出來マセヌ、議長ハ宜シク此會議
ヲ開カズ、直チニ流レタト云フコトヲ御宣告ニナルガ至當デ
アルト考ヘマス、(拍手起ル)

(會議デナイ)開クベキデナイ」宣告ハ要ラナイ」ソ
ナ必要ハ要リマセヌ」會議ハ終ヘタ」ト呼ヒ其他
發言スル者多シ

○議長(奥繁三郎君) 諸君……

(議長下レ)「萬歲」ト呼ヒ拍手スル者アリ

○議長(奥繁三郎君) 諸君ニ宣告致シマス、六時ニ振鈴
シテ、休憩前ニ引續キ會議ヲ開クト云フコトヲ宣告シマシタ、
故ニ會議ハ正當ニ開カレテ居リマス

(其宣告ガイカヌ)「ノウ」議長々々々」六時四分
過デス」何ガ正式ノ會議デアルカ」權限ハ無イ」議
長下レ」進行」議長ドウナサル」先例モ何モ無イデ
ヤナイカ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○清瀬一郎君 議長々々……

○議長(奥繁三郎君) 議事ノ進行ニ就テナラバ許シマス
(清瀬一郎君登壇、拍手起ル)

○清瀬一郎君 諸君、私ハ只今ハ帝國ノ衆議院ノ會議ト
ハ思ヒマセヌ、(默レ)「無禮者」ト呼フ者アリ振鈴ガ鳴ラ
ノハ六時四分過ギテ居リマス、(「嘘」言)ト呼フ者アリ六時四
分デアリマス、議論ハ諸君ハ多數決デ決スルガ、事實ハドウ
スルコトモ出來ヌ、是ハ輕卒ニ決スベキ問題デナイ、我國憲
法上ノ重大問題デアリマス、(默レ)「生意氣言フナ」ト呼フ
者アリ)斯様ナル私ハ無謀ナル「ク」データ「ヤル」先例ハ、未
ダ會テ此議會ニ於テハ無イ、明治二十三年以來第一ノ横
暴デアリマス、先例彙纂ニ於テハ、第四十二議會ニ於テ五
時五十四分ニ再び會議ノ延長ヲ宣告シテ、サウシテ延長シ
タ先例ハアルガ、六時ヲ過グルコト四分ニナラズ、如ク會
ヲ開イタコトハ、私ハ覺ナイノデアリマス、吾々ハ之ヲ衆議院
トハ思ヒマセヌ、單純ナル議員ノ集會ト思ヒマス、懲罰ノ制
裁モ無ケレバ言論ノ自由モ無イ、(生意氣ナ事ヲ言ウナ)

「議長ハ議長席ヲ去ルコトヲ忠告シマス」議長ハ議長席ヲ去ルヘシト呼ヒ其他發言スル者多シソレ故ニ私ハ眞實議長ニ勸告シマス、直チニ議長席ヲ去テ、政府委員其他ノ退席ヲ命ジ、亡骸トシテノ衆議院トシテ宣告サレシコトヲ希望スル次第アリマス、私ハ此議場ニ於テ懲罰ノ制裁ハ無イト思ヒマス、(此時發言スル者多シ)

○議長(奥繁三郎君) 諸君休憩シマス

〔拍手起ル「萬歳々々」ト呼フ者アリ〕

午後六時十九分休憩

午後九時四十二分開議

○議長(奥繁三郎君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス、(拍手起ル)一寸宣言ガゴザイマス、本日四時過休憩致シマシタ際ニ、貴族院回付ノ案ガアルカラ、其ノ爲メニ議事ヲ開キマスカラ、諸君ニ御待チテ願フテ置キマシタガ、會議ニ付スベキ案ガ無クナリマシタ、無イコトニナリマシタ、サスレバ是デ總テ所定ノ案件ハ議了致シマシタ、爰ニ内閣總理大臣ヨリ通牒ガアリマシタカラ、之ヲ朗讀致シマス

本月二十七日貴族院ニ於テ帝國議會閉會式執行被仰出候

右御通知申上デスマ(拍手起ル)向ホ貴族院ヨリ回付ノ案其他ノ案件モアルト存ジテ居リマシタ爲メニ何時モ此際ニ於ケル議長ノ挨拶モ其案件ノ數ニ互リマシテ、取調ベル必要ガアリマス、故ニ早速取調ベマシテ速記録ニ載セルコトニ致シマス、向ホ例年ノ如ク書記官長ヨリ諸般ノ報告ヲ致スノデスガ、是モ同様ニ取計ヒマス、是デ本期ノ會議ハ總テ終了致シマシタ、茲ニ諸君連日ノ御苦勞ヲ感謝致シマス

〔拍手萬歳ノ聲起ル〕

議長挨拶

本期議會ハ解散後第一次ノ通常會ニシテ其ノ間本會議ヲ開キタルコト三十六回部會及委員會ヲ開キタルコト四百八十八回政府及議員ヨリ提出セラレタル議案總件數三百八十九件ニシテ其ノ數ニ於テ未タ答テ見サルノ多キヲ示セリ即チ政府提出法律案ノ件數八百八件ニシテ其中ニハ産業獎勵、地方制度ノ改正、社會問題ノ對策及鐵道

ニ關係アル重要ナル議案等頗ル多ク亦多年懸案タリシ陸海軍軍法會議法ノ如キモノヲ悉ク議決シタリ又豫算ニ於テハ實ニ二十五億六千餘萬圓ニ上レル總豫算ノ外各種ノ特別會計追加豫算ニ協賛ヲ與フ議員提出法律案ハ件數五十三件ニシテ地方制度ニ關スルモノ最モ多ク建議案ハ件數百七十九件ニシテ概テ議決シタリ向ホ本會期ノ始ニ於テ議長ヨリ議場ノ靜肅ニ關シ豫メ諸君ノ御諒解ヲ求メタルニ幸ニ諸君ノ容ル、所ト爲リ先ツ靜穩ナルヲ得タルハ議長ノ感謝致ス所ナリ

本會議ニ於ケル議案ノ總數及結果

豫算案	十六件	可決
決算	一件	是認
承諾ヲ求ムル議案	十件	承諾ヲ與フ
政府提出法律案	八百八件	可決
議員提出法律案	五十三件	
內 可決シタルモノ	十一件	
否決シタルモノ	三件	
併合シタルモノ	四件	
撤回シタルモノ	十一件	
未決ノモノ	二十四件	
上奏案	一件	可決
建議案	百七十九件	
內 可決シタルモノ	百二十九件	
併合シタルモノ	十九件	
撤回シタルモノ	四件	
未決ノモノ	二十七件	
重要勸諭	二十一件	
內 可決シタルモノ	七件	
可決シタルモノ	十一件	
撤回シタルモノ	三件	
懲罰事犯	六件	可決
回付案	八件	同意
請願	三千三百四十二件	
內 採擇又ハ採擇ト看做シタルモノ	二千八百二十八件	
政府ニ參考トシテ送付シタルモノ	四百七十七件	

不採擇ニ決シタルモノ

二十七件

未了

十件

質問

七十九件

全部口頭又ハ書面ニテ答辯アリタリ

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ省略セリ〕

一 今二十六日貴族院ヨリ回付セラレタル政府提出案左ノ如シ

借地法案 借家法案
市制中改正法律案

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
北方經營ニ關スル官制改正ノ建議案

提出者 木下成太郎君 岡田伊太郎君
東 武君 栗林 吾朔君
中西六三郎君 伊藤 廣幾君

松實喜伏太君 (以上三月二十六日提出)
黑住 成章君

一 議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
陪審法案撤回ニ關スル質問主意書

提出者 清瀨 一郎君

(以上三月二十六日提出)
一 今二十六日政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員與村千太郎君提出取引所政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員清瀨 一郎君提出朝鮮統治ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員松本君平君提出市制町村制改正法律案提出ニ關スル質問ニ關スル答辯書

衆議院議員清水留三郎君提出蠶絲及織物ノ根本政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員大口喜六君提出窒素化合物ニ對スル政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員壽苗代君提出國有土地森林原野下屋ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員早川龍介君提出關東州ノ漁業制度ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員山道襄一君提出朝鮮人ノ「モルヒネ」注射取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員高柳覺太郎君提出水戸中學校長辭職ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員本田恆之君提出阿片取締ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員中野寅吉君提出磐越西線鐵道事故ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員山道襄一君提出官吏ト政黨員トカ權力ヲ亂用シ官紀ヲ紊リ民心ヲ害ヒ自治ヲ破壞シタル事實ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員森田茂君提出滿洲ニ於ケル取引所政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員八並武治君外一名提出日本興業銀行不當貸付ニ付大藏大臣ノ責任ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員清瀨一郎君提出陪審法案撤回ニ關スル質問ニ對スル答辯書

〔取引所政策ニ關スル質問主意書ハ大正十年三月一日速記録第二十一號四七八頁掲載〕

大正十年三月二十六日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長與繁三郎殿

衆議院議員與村千太郎君提出取引所政策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員與村千太郎君提出取引所政策ニ關スル質問書ニ對スル答辯書

質問事項第一及第二ニ對スル答辯

取引所法ハ之ヲ三月九日貴族院ニ提出セリ

質問事項第三及第四ニ對スル答辯

綿絲布先約取引ニ付テハ取引所法ノ背反ニ陥ルノ虞アルヲ以テ今回ノ取引所制度改正ノ趣旨ニ依リ大體ニ於テ之ヲ取引所内ニ收容シ一定ノ組織ト節制ノ下ニ規律アル取引ヲ爲サシムル見込ナリ

質問事項第五ニ對スル答辯

朝鮮米ヲ格付範圍ヨリ除去スヘキヤ否ヤ及内地米ノ受渡範圍ヲ此ノ際直ニ縮少スヘキヤ否ヤニ付テハ内地及朝鮮ニ於ケル農業政策及食糧ノ需給調節上大ニ考慮ヲ要スヘキモノト認ム

質問事項第六及第八ニ對スル答辯

有價證券ヲ賣買スル市場ハ凡テ取引所法ニ依ラシムル方針ナリ而シテ物産ノ大量取引ニ付テハ特ニ嚴重ナル監督ヲ爲シ取引所外ニ於ケル差金決済ノ施設ハ之ヲ嚴禁スル見込ナリ

質問事項第七ニ對スル答辯

學識經驗アル人々及關係同業者ノ意見ヲ徵シ慎重ノ調査ヲ遂ケタルモノナリ

質問事項第九ニ對スル答辯

現在ノ生絲ニ關スル貿易及經濟狀態ノ下ニ於テハ特ニ蠶絲取引所増設ノ必要ヲ認メス

大正十年三月二十六日

大藏大臣 子爵高橋 是清

農商務大臣 山本 達雄

〔朝鮮統治ニ關スル質問主意書ハ大正十年三月一日速記録第二十一號四八四頁掲載〕

大正十年三月二十六日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長與繁三郎殿

衆議院議員清瀨一郎君提出朝鮮統治ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員清瀨一郎君提出朝鮮統治ニ關スル質問書ニ對スル答辯書

一 理春事件勃發スルヤ政府ハ直ニ外務省ヨリ特ニ調査員ヲ該地方ニ派遣シテ領事館及在留邦人被害ノ實況並事件勃發當時ニ於テ支那當該地方官憲ノ執リタル措置態度等ニ就キ詳細調査ヲ遂ケシメ其ノ結果ニ基キ小幡在支公使ヲシテ支那政府ニ對シ該事件善後處置ニ關スル交渉ヲ開始セシメタル處支那政府ニ於テハ支那側ヨリモ該事件取調ノ爲調査員ヲ派遣シ居ルニ依リ其ノ復命アル迄猶豫アリタキ旨申出アリタルニ付帝國政府ニ於テ可成速ニ右報告ニ接シ交渉カ進捗セシムル様支那政府ニ督促シツツアリ

二 政府ハ理春事件ニ對シ英國政府ヨリ何等干涉ヲ受ケタル事實ナシ

三 我軍ハ殊更ニ無抵抗ノ婦女ヲ殺害シ或ハ無辜ノ良

民ニ危害ヲ加ヘシコトハ既ニ答辯セル所ノ如シ

四 我軍ハ其軍事行動上ノ必要以外ニ教會學校民家等ヲ焼却セルコトナキハ既ニ答辯セル所ノ如シ

五 水町大佐カ「フート」ニ送リタル書面ハ全ク水町個人ノ私信ニシテ政府カ其ノ責ニ任スヘキ所ニアラサルハ既ニ答辯セル所ノ如シ

六 水町大佐ノ行爲カ陸軍刑法ニ牴觸セサルハ既ニ答辯セル所ノ如シ

七 水町大佐ノ書信ノ内容ヲ電報シタルハ當時龍井村ニアリシ新聞通信員ニシテ水町大佐カ打電シタルモノニアラス

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

外務大臣 伯爵內田 康哉

陸軍大臣 男爵田中 義一

市町村制改正法律案提出ニ關スル質問主意書

右成規ニ依リ提出候也

大正十年二月十八日

提出者 松本 君平

贊成者 林田龜太郎

市町村制改正法律案提出ニ關スル質問主意書

第四十三回議會ニ於テ政府ハ市町村制ノ改正、階級選舉撤廢ニ關スル本員ノ質問ニ對シ本議會ニ改正法律案ヲ提出スヘキヲ答辯セラレタリ抑本改正ハ時代ノ要求ニシテ且刻下ノ急務、國民均シク學テ要望スルコトニ屬ス政府ハ該改正法律案ヲ本議會ニ提出スルコト能ハサル何等カノ理由アル乎

右及質問候也

大正十年三月二十六日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長與繁三郎殿

衆議院議員松本君平君提出市町村制改正法律案提出ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員松本君平君提出市町村制改正法律案提出ニ關スル質問ニ對スル答辯書

律案提出ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 市制中改正法律案及町村制中改正法律案ハ去ル三

月五日衆議院ニ提出シタリ
右及答辯候也

大正十年三月二十六日

内務大臣 床次竹二郎

蠶絲及織物ノ根本政策ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月十四日

提出者 清水留三郎
賛成者 下岡 忠治

外二十九人

一 蠶絲及織物ノ根本政策ニ關スル質問主意書
一 帝蠶ニ對スル助成金ノ交付及一般蠶絲業ノ救済
ハ一時の應急手段タルノミ政府ハ進ムテ此ノ際蠶絲
及織物ニ對スル統一の根本政策ヲ定メテ國家百年ノ
大計ヲ確立スルコト必要ナラムト信ス之ニ對スル政府
ノ所見如何

二 日本ノ蠶絲業ハ明治二十三年ニ其ノ生産額伊太
利ヲ超ヘ三十九年ニ其ノ輸出額支那ヲ凌キ年産額
約八十萬捆ニ達シテ實ニ世界第一トナレリ然レトモ
蠶絲業ハ元來機械ノ應用少クシテ専ラ手工ニ由ル依
テ比較的經濟ノ低級ナル半文明國ニ於テ適應スヘキ
特種ノ事業ナルモ文明國ノ特產品ニハ非サルナリ伊
佛ノ蠶絲業カ衰退シ英米ニ起ラサル蓋當然ノ結果ナ
ルヘシ日本モ近來總テノ勞金暴騰シタルカ爲ニ將來ハ
支那ト競争スル能ハサルニ至ルヘシ從テ結局伊佛ノ
如キ運命ニ陥ルノ恐アラサルナキカ之ニ就テ政府ハ如
何ニ研究セラレツツアリヤ若支那ト將來競争スル能ハ
ストセハ之ニ就テノ對策如何

三 人造絹絲ノ發達ハ蠶絲業ノ大敵ナリ政府ハ蠶絲
ヲシテ人造絹絲ノ如ク機械力ヲ以テ製造シ得ラルヘ
キヤ否ヤヲ學術的ニ研究セラレツツアリヤ又人造絹絲
ヲシテ日本ニ於テ製造セシムヘク如何ニ調査セラレツ
ツアリヤ

四 蠶絲ヲ原料ノ儘海外ニ輸出スルハ約四十二萬捆
ニシテ中三十五萬捆ハ其ノ販路米國タリ故ニ不幸ニ
シテ若日米衝突セムカ日本ノ蠶絲業ハ全ク致命傷ヲ
負フニ至ルヘシ日本ノ蠶絲輸出ノ米國ニ偏重セルハ
我カ蠶絲業ノ一大弱點ナリ而シテ米國ハ日本ヨリ蠶
絲ヲ購求シ之ヲ織物トシテ自國並歐洲及南米等ニ

供給ス

日本ハ土地狹隘人口過多而モ非常ナル速力ヲ以テ
人員増加スルニ拘ラス移民杜絶ス從テ早晚農業本位
ヨリ工業立國タラシメサルヘカラス況ヤ人口ノ都市集
中ハ世界文明國ノ通例ナリ政府ハ進ムテ此ノ際原料
ノ儘輸出セシムルヨリハ製品トシテ輸出セシムルノ方
針ヲ立テサルヘカラスト信ス之ニ就テ政府ハ如何ナル
方策ヲ採ラレツツアリヤ

大正十年三月二十六日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員清水留三郎君提出蠶絲及織物根本政策
ニ關スル質問ニ對スル別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員清水留三郎君提出蠶絲及織物ノ根
本政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 蠶絲及織物ニ對シ統一的政策ノ必要ハ固ヨリ論
ヲ俟タサル所ニシテ現ニ其方策ヲ採リツツアリト雖尙
時運ノ進歩ニ伴ヒ一層此ノ點ニ留意スル所アラムト
ス

二 近時ニ於ケル勞銀ノ騰貴ハ蠶絲業ノ經營ヲ困難ナ
ラシムルモノアリト雖斯業ノ内容ニ付幾多改善ノ餘
地アルヲ以テ之カ研究調査ヲ遂ケ專ラ製品ノ改良ト
生産費ノ節約トニ努メ其ノ發達ヲ講スルニ於テハ必
スシモ支那ニ對抗シ能ハサルニ非サルモ尙將來ハ漸次
彼レト共同シテ斯業ノ經營ニ當リ之カ競争ヲ避ケシ
ムルノ方針ヲ採ラムトス

三 蠶絲ヲ機械的ニ製造スルノ研究ハ未タ政府ニ於テ
之ヲ爲シタルコトナシ又人造絹絲ニ關スル研究ハ之ヲ
怠ラサルモ未タ十分ナル結果ヲ得ス

四 蠶絲ヲ加工シ可成製品トナシテ之ヲ輸出スルコトハ
政府モ亦希望スル所ナルニ依リ先年絹業試驗所ヲ創
設シ其ノ獎勵ニ努メツツアリ

五 廣幅織物製造ノ獎勵カ我カ絹織物ノ輸出ニ頗ル
有利ナル影響ヲ及ホスコトハ政府ニ於テモ之ヲ認メ目

下之カ實行方法ニ付調査研究中ナリ
右及答辯候也

大正十年三月二十六日

農商務大臣 男爵山本 達雄

〔窒素化合物ニ對スル政策ニ關スル質問主意書ハ
大正十年三月二十二日速記録第三十二號八一
一頁掲載〕

大正十年三月二十六日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員大口喜六君提出窒素化合物ニ對スル政策
ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員大口喜六君提出窒素化合物ニ對スル
政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

空氣中ノ窒素ヲ利用シテ窒素化合物ヲ製造スル方法ノ
研究ハ眞ニ日進月歩ノ勢ヲ呈シ有望ナル新法ノ發見相
踵テ起ルノ狀況ニ在リ故ニ本事業ニ對シ直ニ特別ノ保
護獎勵ヲ爲スヨリモ政府ハ寧ろ其ノ根源ニ溯リ之ニ關
スル諸種ノ方法ヲ攻究シ其成績ニ依リテ適當ナル方法
ヲ講スルヲ必要ナリト認メ大正七年臨時窒素研究所ヲ
設立シ目下研究中ニ屬ス

大正十年三月二十六日

内閣總理大臣 原 敬

農商務大臣 男爵山本 達雄

〔國有土地森林原野下戻ニ關スル質問主意書ハ大
正十年三月二十二日速記録第三十二號八〇九
頁掲載〕

大正十年三月二十六日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員壽苗代君提出國有土地森林原野下戻ニ
關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員壽苗代君提出國有土地森林原野下
戻ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一舊藩時代ニ於テハ各藩各地時ト處トニヨリ其制度ヲ

異ニシ同一ノ名稱又ハ同一ノ事實ハ官民有ノ區別ニ付常ニ必スシモ一律ニ論スルコトヲ得サルモノニシテ或ハ民有タルコトアリ或ハ官山ニ立入り自由ニ毛上ノ採取ヲ爲シ得タルニ過キサルコトアルヲ以テ單ニ百姓山若ハ百姓林等ノ如キ名稱ノミニ依リ又ハ主產物ノ伐採若ハ賣却等ノ如キ事實ノミニ依リテハ直ニ其ノ所有ノ如何ヲ斷スルコトヲ得ス之ヲ要スルニ官民有ノ區別ハ各箇ノ事實ニ就キ判定スルノ外ナシ

右及答辯候也

大正十年三月二十六日 農商務大臣 男爵山本 達雄

關東州ノ漁業制度ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月二十三日

提出者 早川 龍介
賛成者 淺賀長兵衛

外三十一人

關東州ノ漁業制度ニ關スル質問主意書

一 關東州水產組合ノ統計ニ依レハ明治四十年ニ於ケル同州ノ邦人漁獲高ハ六十七萬二千三百二十三貫ナリシニ爾後衰微ニ傾キ大正八年ニ於ケル同上漁獲高ハ四十三萬八千四百八十八貫ニ激減シ大約三割五歩ノ大退歩ヲ示セリ一般産業ノ駸々乎トシテ進歩發展セルニ反シ獨リ漁業ノ萎靡不振ノ原因ニ關スル政府ノ所見如何

一 關東州ニ一地區、一魚市場、一營業人ノ制度ヲ布キテ魚市場ノ獨占ヲ許シ一株式會社ヲ保護スルハ漁業ノ進歩發展ヲ阻害スル一大原因ナリト認ム政府ハ速ニ此ノ弊害多端ナル惡制度ヲ改革スルノ意思ナキヤ如何

右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 早川龍介君提出關東州ノ漁業制度ニ關スル質問主意書ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 早川龍介君提出關東州ノ漁業制度

一 關東州ニ於ケル邦人漁獲高ハ時ニ増減消長アリト雖是主トシテ魚族生産ノ豐凶並天候及傳染病流行等ノ關係ニ依リ出漁者ノ多少ニ基因スルモノニシテ關東廳ノ調査ニ依レハ關東州ノ漁業ハ別紙統計ノ如ク大體ニ於テ不振ニ陥レルモノト認メス尙關東廳ニ於テハ年々漁場ノ探見並漁獲方法ノ改良ニ努メ漁業ノ發展ヲ期圖シ、アリ

二 關東州內ニ於ケル魚市場ハ設立地區ノ關係水產物集散ノ現況及取引ノ狀態ニ鑑ミ且魚價維持ノ必要上從來一會社ニ許可シタルモノニシテ之カ爲必シモ漁業ノ發展ヲ阻害スルモノトハ認メス然レトモ現在制度ニ關シテハ尙幾分改良ノ餘地アルヤ否ヤニ付キ目下調査考究中ニ屬ス

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

邦人漁獲高調

年次	數量
明治四十二年	七二三、九三九貫
同 四十四年	四三四、一四九
同 四十六年	五二九、六三九
同 四十八年	六一九、五四八
大正元年	四〇七、三七二
同 二年	四〇八、一四二
同 三年	三九四、〇四〇
同 四年	四九四、〇四〇
同 五年	五二二、一四七
同 六年	五〇一、三九五
同 七年	五五四、二五八
同 八年	

朝鮮人ノモルヒネ注射取締ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月二十四日

提出者 山道 襄一
賛成者 安達 謙藏

外三十一人

朝鮮人ノモルヒネ注射取締ニ關スル質問主意書

朝鮮ニ於テモルヒネ中毒患者ヲ出スニ至リタルハ恐ラク大正三年ニ始マリタリト思惟セラル當時ハ全羅南道羅

州郡ニ於テ數名ヲ見タルニ過キサリシヲ大正八年ニ於テハ俄然其ノ數ヲ倍加シタリ之レ全羅南道木浦廣壽院ノ羅州出張所員曹迂鉉カ盛ニモルヒネヲ賣付ケタルニ因ルト云フ爲ニ同地青年修養會ハ中毒患者名簿ヲ作製シ當局官憲ニ對シモルヒネ賣買取締方ヲ願出タルニ拘ラス當局怠慢ノ結果今ヤ羅州郡ニ於テ三百餘名木浦府四百餘名海南郡三百餘名綾州郡八十餘名ヲ始メ咸平靈巖光州等頗ル多キニ至レリ

而シテ當局者ハ阿片吹煙者及阿片販賣人ハ之ヲ取締ルヘキ嚴重ナル法令ヲ設ケナカラ用法簡易ナルヲ以テ傳播シ易ク而モ其ノ害甚シキモルヒネニ關シテハ取締頗ル緩慢ナリ爲ニ地方中毒患者中ニハ死者續出シ生存者ハ殺傷竊盜等ヲ爲シ家庭的ニモ社會的ニモ悲惨ヲ極ム如斯ハ人道ヨリスルモ亦看過スヘカラザル事ニ屬ス政府ハ之カ取締救済ニ對スル考慮ヲ拂ヒ其ノ方策ヲ講スル意思ナキカ

右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 山道襄一君提出朝鮮人ノモルヒネ注射取締ニ關スル質問主意書ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 山道襄一君提出朝鮮人ノモルヒネ注射取締ニ關スル質問主意書ニ對スル答辯書

政府ハ朝鮮ニ於ケル「モルヒネ」ノ取締ヲ緩漫ニ付シタルコト無ク從テ速ニ質問者ノ言フカ如キ多數ノ中毒者ヲ生シタル事實ヲ認メス而モ尙ホ一層之カ取締ノ徹底ヲ期シ併セテ國際阿片條約ノ趣旨ニ合致セシムル爲大正九年十二月二十三日朝鮮總督府令第百九十四號ヲ公布シ現ニ履行シ、アリ

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

水戸中學校長 辭職ニ關スル質問趣意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月二十五日

提出者 高柳覺太郎
賛成者 關 直彦

外二十九人

水戸中學校長辭職ニ關スル質問主意書

一茨城縣水戸中學校長辭職ノ原因如何

一右辭職ハ同校長カ同縣教育會總會及十日會席上ニ於テ爲シタル講演カ當局者ヨリ危險思想ナリトシテ質問應答シタル結果決行サレタルモノノ如シ其經過如何

一政府ハ同校長ノ講演ノ如何ナル部分如何ナル言論カ危險ナリト認ムルヤ
右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奧繁三郎殿

衆議院議員高柳覺太郎君提出水戸中學校長辭職ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員高柳覺太郎君提出水戸中學校長辭職ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一茨城縣水戸中學校長ハ病氣ノ爲依願退職トナリタルモノナリ

一同校長カ同縣教育會及十日會席上ニ於テ爲シタル講演カ世上ノ問題トナリ縣當局者ハ同校長ニ對シテ質問應答ヲナシタル結果同校長ハ此際退職スルヲ以テ適當ノ措置ナリトシ豫テノ病氣ニ依リ辭表ヲ提出シタルモノナリ

一政府ハ未タ同校長ノ十分ナル釋明ヲ聞カサルヲ以テ同校長ノ講演ニ對シ的確ナル斷定ヲナスヲ得ス然レトモ少クモ周密ナル注意ヲ缺キ教育家トシテハ不穩當ナル言論ナリト認ム

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

文部大臣 中橋德五郎

阿片取締ニ關スル再質問主意書
右成規ニ據リ呈出候也

大正十年三月二十四日

提出者 本田 恒之
賛成者 早川 龍介
外二十九人

阿片取締ニ關スル再質問主意書

關東州ニ於ケル阿片拂下ノ問題ハ今ヤ暫々タル政治問題ノ中心ニシテ之ヲ外ニシテハ國際信義ノ疑義ヲ招キ之ヲ内ニシテハ官紀紊亂ノ叫トナリ其ノ底止スル處ヲ知ラサル狀態ナリ以下大要ヲ掲ケ質問シ政府ノ責任アル答辯ヲ求ム

關東廳ハ阿片拂下ニ關シ有名無實ナル宏濟善堂ナル一機關ヲ設ケ之ニ當ラシメ表面上其ノ非違ノ責任ヲ免カレムト裝フト雖其ノ實職員ノ任免拂下ノ監督ハ民政署長中野有光專ラ之ヲ掌リ拂下ノ事務ハ阿片總局理事補小島貞次郎ヲシテ之ニ當ラシメタルモノナリ中野モ小島モ共ニ拓殖局長官古賀康造トハ多年親懇ノ間柄ニシテ常ニ其ノ間ニ出入シ彼等カ今日ノ地位ヲ占メ得タルモ主トシテ古賀ノ盡力ニ基クコトハ世上公知ノ事實ナリトス而シテ彼等ノ間ニ如何ナル密議アリシヤハ茲ニ言明ノ限ニ在ラスト雖何等必要ナキニ拘ラス從來認可セシ阿片小賣人ノ外大正八年ニ至リ新ニ特賣人ナル最怪シムヘキ制度ヲ設ケ無制限ニ阿片ヲ拂下クルニ至リタルハ是レ即チ彼等カ不正ヲ働クニ便宜ヲ謀リシ機關ヲ設ケタルモノト云ハサルヘカラス如何ニ彼等カ不正ヲ働キシカ又働キツアルカ今其ノ一二ノ例ヲ舉クレハ

第一 大正八年七月下旬蒲原基輔ハ大連ニ渡リ小島貞次郎ノ斡旋ニテ支那人杜毓階ヲ名儀人トシテ大々的ニ阿片ヲ特賣シ利益ヲ分配スヘキ契約ヲ締結セリ

該契約ハ大連市外老虎灘奴亭ト稱スル旗亭ニ於テ蒲原基輔小島貞次郎大河平隆敏杜毓階朱春山及通譯范永才等列席ニテ取結ハレ其ノ約旨ハ阿片拂下ノ資金ハ杜毓階之ヲ負擔シ利益分配ノ方法ハ專賣品(三井納付ノベルシヤ産)ニ就テハ總利益ノ八割ヲ蒲原ニ於テ收得シ殘二割ヲ杜二分分配シ密輸入沒收品ハ蒲原七割杜三割ヲ分收ニスヘキモノト規定セリ而シテ大正八年八月三日以降九年三月三十一日迄右契約ニ基キ取引ヲ實行セシ回数ハ專賣品二十九回沒收品十九回ニシテ蒲原ノ收得金ハ約三十五萬圓ナリ其ノ後ノ取引ヲ推算スレハ同人ノ收得金恐クハ百万圓以上ニスヘシ該收得金ハ總テ小島貞次郎ヨリ蒲原基輔ニ宛橫濱正金銀行大連支店ノ爲替又ハ特使ニ現金ヲ携帶セシメ送付セシ趣ナリ

試ニ該取引ニ關シ杜毓階ノ金主朱春山ノ書記鄧漢卿カ記載セシ每次餘利總冊ト題スル帳簿ノ一部ヲ示セハ左ノ如シ

第一回 大正八年八月初三日結
民國八年七月初六日結

收賣邊土金共一萬六千七百四十四圓

重量 二千〇六十二兩八錢五厘 一萬六千四百九十六圓
紙皮四十五兩一 二百四十八圓

付賣邊土金一萬一千五百十三圓十五

重量 二千〇九十三兩三錢五厘

開除買邊土金淨得利益金

金五千二百三十圓〇八十五錢

蒲原七割金三千六百六十一圓五十九

毓階三割金一千五百六十九圓二十五

右ハ沒收阿片ヲ特賣セシ利益分配ノ記載ナリ專賣品ノ利益分配ノ記載モ亦同一ニシテ唯蒲原ノ收得金ヲ八割トセシ相違アルノミ

茲ニ最奇怪ナルハ小島貞次郎ハ杜毓階ニ命シ右帳簿ノ外ニ賣上明細帳ナル別帳ヲ作製シ之ニ特賣利益額ヲ刪減シテ記入セシメシコトナリ蓋シ小島ハ蒲原及其背後ノ人物ヲ欺瞞シ自ラ其金額ヲ橫暴セシモノナラム小島ト蒲原トハ同穴ノ不正漢ナリト雖モ小島ノ惡計驚クノ外ナク上ニハ上アリト云フヘシ今參考ノ爲虛偽帳簿ノ記載ヲ附記ス

第一回 大正八年八月初三日
民國八年七月初六日

一邊土拂下重量二十貫九三三匁每十匁五圓五十錢

拂下金一萬一千五百十三圓十五錢

風袋一貫四百八十一匁

差引正味十九貫五百四十二匁十匁八圓

賣上價一萬五千五百〇六十一圓六十錢

純益金四千〇四十八圓四十五錢

七割 二千八百三十三圓九十一五

三割 一千二百二十四圓五十三五

第二 大正九年九月十六日 梶井盛國枝仁三郎ハ支那人魏長德ト前同一ノ阿片特賣ノ契約ヲ結ヒ資金及ヒ運動費ハ魏ノ負擔トシ而シテ利益分配ハ三分ノ二ヲ梶井ノ收得トシ殘三分ノ一ヲ國枝及魏ニ於テ折半スル約旨ナリ即チ名義人タル魏長德ハ僅ニ六分一ヲ收受スルニ過キサルナリ

以上ノ實例ヲ一瞥スルモノ誰カ其ノ利益分配ノ不權衡ナルヲ怪マサルモノアラムヤ蒲原某梶井某ハ固ト是レ市井ノ一平民ノミ如何ナル權威アレハ資金ヲモ提供セス悠々袖手シテ或ハ八割或ハ三分ノ二ノ巨利ヲ壟斷スル乎又利ニ敏キ支那人カ資金ヲ出シ勞力ニ當リナカラ甘シテ此不利益ナル契約ヲ結ハンヤ而カモ尙ホ茲ニ至リシ所以ノモハ蒲原等ノ背面ニ巨大ナル有力者ノ潛ミ居ルカ故ニ非スヤ即チ彼等ハ或有力者ヲ代表シテ結約セシモノト謂ハサルヘカラス

蒲原某ハ佐賀縣出身ニシテ拓殖局長官古賀廉造ノ腹心者ノ由ニテ古賀長官ノ近親タル平林甚輔カ經營スル大和鑛業株式會社ノ支配人ナリ前掲蒲原杜間ノ契約ヲ起草セシ大河平隆敬ノ書面ニ依レハ蒲原カ渡連セシ時小島貞次郎ハ竊ニ同人ニ告ケテ曰ク蒲原ハ古賀長官ノ密旨ヲ受ケ中野署長及自分ニ打合セノ爲來レリ就テハ君ニ依頼スルカ蒲原ト朱春山トヲ契約セシムル必要アレハ君ハ朱春山方ニ行キ一切ノ事情ヲ打チ明ケテ契約ヲ爲スニ就テ會見ノ場所日時等ヲ取決メ來リ吳レト而シテ同人ノ奔走ニ依リ翌日蒲原杜間ニ契約成立ニ至リシモノナリ以テ古賀蒲原ノ間柄ヲ見ルニ足ルニ非スヤ梶井某モ亦古賀長官原總理大臣ノ門ニ出入シ最其ノ恩顧ヲ受クル人物ナリ

以上ハ阿片賣買ニ關スル不正行爲ノ片鱗ニ過キス山縣關東長官カ豫算分科會ニ於ケル言明ニ依レハ特賣人ハ五十三名アリ而シテ是等特賣人ノ名儀ヲ以テ盛ニ不正ヲ働キシ有力者アリト聞ク政府ハ速ニ一切ノ事實ヲ糾明シ嚴手タル措置ヲ執ラサルヘカラス政府ノ所見如何右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原

敬

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員本田恆之君提出阿片取締ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員本田恆之君提出阿片取締ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

關東廳ハ阿片拂下ニ關シ事實上宏濟善堂ニ命シ一切ノ事務ヲ取扱ハシメアリ質問書中有名無實ナル宏濟善

堂ナル一機關ヲ設ケト言ヒ又表面上非違ノ責ヲ免レムト裝フ云々ト言フカ如キハ事實ヲ誣フルノ甚シキモノナリ尙ホ小島貞次郎ナル者ハ阿片總局ノ一雇人ニ過キスシテ古賀拓殖局長官ト何等懇親ノ間柄ニ非ス又質問書中彼等ノ間ニ如何ナル密議アリシヤハ茲ニ言明ノ限ニ在ラス云々ト言ヒ從來認可セシ阿片小賣人ノ外大正八年ニ至リ新ニ特賣人ナル最怪シム可キ制度ヲ設ケ無制限ニ阿片ヲ拂下クルニ至リタル云々ト言フカ如キハ故ラニ虛妄ノ事實ヲ捏造シタルモノニ外ナラスト思料ス其ノ他ノ事實ニ付テハ目下取調中ノ刑事被告事件ニ牽聯セルヲ以テ他日判明スルノ時期アル可シ今日答辯スルノ限ニ在ラス

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

磐越西線鐵道事故ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月二十五日

提出者 中野 寅吉
贊成者 下岡 忠治
外三十五人

磐越西線鐵道事故ニ關スル質問主意書

大正十年三月二十日磐越西線小島山隧道ニ於ケル鐵道事故ハ燒死者九人重傷者六人輕傷者二十九名ヲ出シ且多數ノ郵便物ト所持品トヲ燒燬シタル一大悲慘事ヲ惹起シタルノミナラス之カ爲一般人民ヲシテ鐵道運輸上ニ不安ノ念ヲ懷カシムル動機ヲ作リタルヲ最遺憾トス鐵道大臣ハ該椿事ニ對シテ如何ナル處置ヲ取ララル方針ナルヤ

一 磐越西線中現在工事不完全ト認ムル箇所ナキカ若シアリトセハ之カ建設改良工事ヲ速ニ實施スルノ意思ナキカ

右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員中野寅吉君提出磐越西線鐵道事故ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員中野寅吉君提出磐越西線鐵道事故ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 大正十年三月二十日磐越西線小島山隧道東口ニ於ケル列車脱線及燒失事故ハ雪混リノ土砂落下シ來リ線路ヲ支障シタルニ因リタルモノニシテ實ニ恨事ナリ政府ハ死者ニ對シテ深甚ナル弔意ヲ表シ傷者ニ對シテハ醫療ニ盡シ尙ホ見舞慰籍ヲナシツツアリ

一 磐越西線中現在工事敢テ不完全ト認ムル箇所ナシト雖モ崩雪山崩等ノ如キ變災ニ對シ將來及フヘ丈ク講究スル考ナリ

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

鐵道大臣 元田 肇

〔官吏ト政黨員トカ權力ヲ濫用シ官規ヲ紊リ民心ヲ害ヒ自治ヲ破壞シタル事實ニ關スル質問主意書〕

ハ大正十年三月十五日速記録第二十七號六六一頁掲載

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奥繁三郎殿

衆議院議員山道襄一君提出官吏ト政黨員トカ權力ヲ濫用シ官規ヲ紊リ民心ヲ害ヒ自治ヲ破壞シタル事實ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員山道襄一君提出官吏ト政黨員トカ權力ヲ濫用シ官規ヲ紊リ民心ヲ害ヒ自治ヲ破壞シタル事實ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 大分縣宇佐郡津房村長ニ當選シタル尾立維忠ニ對シ認可ヲ與ヘサリシハ不適任ナルカ爲ニシテ同人就職不認可ニ對シ助役ヨリ內務大臣宛就職認可申請書ヲ提出シタルヲ郡長ニ於テ之ヲ却下シタルハ當時郡書記ヲシテ村長職務ヲ管掌セシメ居リタルニ由リ助役ヨリ之ヲ申請スヘキモノニアラサリシニ因ル又再選舉ニヨリ大坪重軌ノ當選シタル場合ニ於ケル村會議員ノ誘惑其ノ他暴行脅迫等ノ事實ナシ

(イ)熊本縣阿蘇郡小峯村長認可ノ遲延セシハ就職意思ノ有無及適任ナルヤ否ヤニ關シ調査ノ爲ニ日數ヲ要シタルモノニシテ政友會員ト駐在巡查ト協力シ脅迫云々ノ事實ナシ

(ロ)熊本縣飽託郡川口村助役認可ノ遲延セシハ適任ナルヤ否ニ對スル調査ノ爲ナリ

(ハ)大正九年十二月二十五日熊本縣上益城郡中島村村長選舉ニ當リ偶々盜伐事件證人トシテ村會議員一名ノ出頭ヲ求メタルコトアルモ留置シタルコトナシ尙又同郡長カ郡書記ヲシテ選舉運動ヲ爲サシメタルノ事實ヲ認メマス

(ニ)熊本縣上益城郡名連川村長認可ノ遲延セシハ適否ノ調査ニ日數ヲ要セシ爲ナリ

(ホ)熊本縣菊池郡原水村助役三島弟雄ノ當選認可ニ對シテハ其ノ適否ヲ調査シタル上認可シタルモノニシテ後ニ至リ辭職シタルハ本人ノ自由意思ニ基クモノナリ

(ヘ)熊本縣天草郡津村長認可ノ遲延セシハ同人前任期間中ニ於ケル事務ニ關シ調査ヲ要スル事項アリ其ノ調査中當選辭任ヲ申出タルモノニシテ其ノ後再選ノ趣ナルモ未タ認可申請ナク又第一監督官廳ハ郡書記ヲ派シ再選不可ヲ吹聴云々ノ事實ナシ

(ト)熊本縣八代郡太田郷村收入役認可ノ遲延セシハ前ノ履歷其ノ他ニ付適任ナルヤ否ヤニ關シ調査ヲ遂ケタル爲ニシテ其ノ後病氣ノ故ヲ以テ辭職シタルモノナリ

(チ)熊本縣太田郷村助役片岡伊吉ニ對スル認可ノ指令ナキハ目下其ノ適任ナルヤ否ヲ調査中ナルカ故ナリ

(リ)熊本市八代郡八千把村助役本田嘉市ノ認可ヲ爲ササルハ同人在職中村會ニ關スル文書偽造ノ廉ニテ八代區裁判所ニ起訴セラレ目下事件繫屬中ニ付未タ認可ノ運ニ至ラサルモノナリ

(ヌ)熊本縣八代郡下松求麻村長缺員ナルニ二ヶ年餘其ノ選舉ヲ行ハサルハ村和圓滿ヲ希望シ適任者物色中ニシテ未タ適材ヲ得サルニ依リ已ムヲ得ス村長臨時代理者ヲ選任セルモノナリ

(イ)ヨリ(ニ)迄
中學校建設費飽託郡河内道路及宇土郡松合道路改修費ニ對シ原案執行ヲ爲シタルハ事實ナルモ是等ハ何レモ適當ノ事業ニシテ黨勢擴張ノ用ニ供シタルノ事實ナシ

(ホ)熊本縣葦北郡吉尾村學校建築用材ノ盜難ニ關スル犯人檢舉ト村長ノ政友會タルトハ何等關係ナシ
(ヘ)熊本縣阿蘇郡朝陽村ニ於ケル一級公民中滯納者アルハ事實ナルモ村長ニ於テ滯納セル事實及ヒ公金費消ノ事實ナク又同村ニ於テハ最近學校建築ヲ爲シタル事ナキヲ以テ學校建築決算報告ヲ怠ル等ノ事實ナシ

四 大正十年度豫算內務省所管臨時部出雲大社境內整理費ヲ同神社ノ地元タル杵築町並附近數箇村ノ重立者ニ明示シタル事實ナシ
右及答辯候也

大正十年三月二十六日

內務大臣 床次竹二郎

滿洲ニ於ケル取引所政策ニ關スル質問主意書
右成規ニ依リ提出候也

大正十年三月二十五日

提出者 森田 茂
贊成者 井上 剛一

外五十人

滿洲ニ於ケル取引所政策ニ關スル質問主意書

左記ノ事實ハ政府ハ滿洲ニ於ケル取引所政策ヲ誤リ政治上經濟上幾多ノ害毒ヲ流シ若ハ流サントシ帝國ノ滿蒙經營上甚大ナル不利益ヲ醸生シツツアルモノト認ム政府ノ所見如何

第一 大連株式商品取引所ノ設立

從來關東洲ニ於テハ官營ノ取引所ニ於テ滿洲特產品(大豆、豆粕、高粱等)及錢鈔(銀相場)ノ取引ヲ行ヒタルモ株式及輸入品ニ對シテハ取引所設置ノ必要ヲ認メナリシナリ蓋株式ノ賣買ニ關シテハ大正七年以來大連ニ於テ警察ノ許可ヲ受ケ現物賣買ヲ行フモノアリト雖滿蒙ニ於ケル事業株ナラハハイサ知ラス内地株券ノ定期賣買ヲ大連ノ取引所ニ掛クル必要ナク且滿蒙ニ於ケル事業株ヲ目的トシテ獨立ノ定期取引所ヲ設立スルノ必要

亦其ノ理由ナキニ苦シマサルヲ得ス殊ニ輸入商品(綿絲布、麻袋、砂糖及麥粉)ニ付テハ大連ハ其ノ消費地ニシテ集散地ニ非サルカ故ニ一旦之ヲ滿洲ニ輸入シタル後更ニ取引市場ニ上セテ先物賣買ヲ爲スノ必要ナシ

然ルニ大正八年來森上卯平ナル者政友會代議士小泉策太郎松野鶴平等ト謀リ前掲五品ヲ目的物件トスル定期取引所ノ設立ヲ目論ミ名ハ滿洲開發ノ好題目ヲ掲ケタリト雖實際ニ於テハ當時ノ株熱ノ旺盛ナルニ乘ジ「アレミヤム」ヲ獲得シテ奇利ヲ博セムコトヲ企圖シタリ民政總長杉山四五郎ハ彼小泉一派ト結托シテ之カ實現ニ努力シタルモ取引所ニ關スル勅令改正ニ付政府部內ニ於ケル反對論猛烈ニシテ一時ハ殆ト絶望ニ陥ルノ勢ナリシカ政友派一味ノ運動非常ニ激烈ト爲リ竟ニ大正八年十二月九日ノ閣議ニ於テ改正勅令案ヲ決定シ十三日御裁可ヲ得十五日ノ官報ヲ以テ公布セラレタリ然ルニ設立委員長ハ此ノ閣議ノ秘密ヲ聞クト同時ニ十二月十三日及十四日ノ東京大阪滿洲等ノ各新聞ニ大々公募ノ廣告ヲ出セリ此ノ一事ヲ以テスルモ如何ニ當局者ハ設立發起人トノ間ニ伏在スル情實因縁ヲ推知スルニ足ルヘク官紀紊亂ノ罪過ハ到底蔽フヘカラサル事實ナリ斯クテ愈々大連株式商品取引所ノ設立セララルヤ其ノ資本額ヲ一千万圓トシ之ヲ二十万株ニ分チ其ノ割當ハ内地側九万株滿洲側九万株公募二万株ニシテ内地側九万株中五万株ハ某大政黨ノ先取特權ニ歸シ之ヲ某現物團ニ一株五十圓ノ「アレミヤム」附ニテ賣渡シ此ノ金額二百五十万圓該政黨ノ手ニ歸シ其ノ大部分ハ總選舉ノ費用ニ充當セラレタリト云フコト殆ト公然ノ秘密ト稱セララルニ非スヤ

本來該取引所新設表面ノ理由ハ從來關東州ニ於テ認メラレタル株式現物市場ノ規模狹小ニシテ滿洲繁榮策ノ原動力タリ難キカ故ニ寧ロ大規模ノ取引所ヲ設ケ母國ノ資本ヲ滿洲ニ輸入シテ經濟界ノ振興ヲ圖ラザルヘカラストシ内地ノ企業家又ハ資本家ヲ中心トシテ其ノ計畫ヲ進メタリ然ルニ本取引所ノ目的カ眞ニ滿蒙ノ開發ヲ念トシタルニ非ラスシテ前記ノ如ク一時ノ奇利ヲ占ムルニ在リタルカ故ニ内地人所有ノ大半ハ悉ク「アレミヤム」附ニテ直ニ之ヲ賣飛ハサレ滿洲ノ住民ハ關東廳ノ浮華輕佻ナル政策ニ眩惑セラレテ盛ニ買進ミタル結果現

今ニ於テハ株式二十萬株中十七萬株ハ滿洲在住者ノ所有スル所トナリ當ニ内地ノ資本ヲ吸收スル當初ノ目的ヲ達スルコト能ハサルノミナラス却テ之ト反對ニ折角苦心經營ノ結果蓄積シ得タル同地方ノ資本千數百萬圓ハ悉ク内地ニ奪ヒ去ラルルノ悲運ニ際會セリ加之本取引所ノ設立セラルルヤサナキヲニ投機熱ノ旺盛ナリシ滿洲ノ經濟界ハ俄然トシテ更ラニ其ノ熱度ヲ高クシ有價證券ノ賣買仲介ヲ營業科目トスル信託會社濫設セラレ大連ノミテモ其ノ數三十有餘ニ上レリ鐵道沿線ノ主要地亦風ヲ望ムテ之ニ倣ハムトシ取引所ノ濫設十箇所ノ多キニ達シ今日其ノ反動トシテ滿洲ノ財界ハ實ニ酸鼻ノ極ニ達シ何人モ大連株式商品取引所ヲ咀フノ聲甚大ナル良ニ以ヘアリト謂フヘシ

且ツ本取引所ハ幾ニ五品取引ノ許可ヲ受ケナカラ株式及麻袋ノ外ハ實際上取引ヲ爲スコト能ハス營業細別ニ於テ之ヲ除外セリ株式ニ關シテモ其ノ營業ハ豫想ノ通り甚タ不振ナルヲ以テ茲ニ窮策ヲ廻ラシ最近鐘紡ノ新株ヲ延取引ニ上場スルニ至レリ然レトモ實株ノ受渡ハ容易ニ行ハレサルヲ見越シ取引人ハ該取引ニ付テハ初ヨリ受渡ヲ爲ササルコトヲ契約シ受渡期日ニ至リテ殘玉アルトキハ東京及大阪ノ取引所ニ於ケル右受渡期日ノ前場引上ケ値ヲ平均シタル値段ヲ以テ解ケ合フコトセリ即チ是レ明ニ取引所法營業細別ノ違反ニシテ全クノ賭博ト認ムヘキ不都合ノ行爲ナリト謂ハサルヘカラス

第二 大連取引所民營運動

大連取引所ハ銀及大豆大豆高粱小麥ニ關スル官營ノ取引市場ニシテ別ニ擔保清算受渡ヲ行フカ爲銀ニアリテハ資本金三百萬圓(拂込百五十萬圓)ノ大連取引所錢鈔信託會社大豆其ノ他ノ重要物產ニ關シテハ資本金三百萬圓(拂込二百五十萬圓)ノ大連取引所信託會社之ニ附屬シ兩々相俟テ其取引機能ヲ全ウス固ヨリ取引所ノ業務ハ一ノ公益事業ナレトモ普通一般ニハ民業ニテ之ヲ經營セシメ政府ハ之ニ對シ嚴正ナル監督ヲ行フヲ可ナリト認ムト雖滿洲ノ如キ特殊ノ場所ニ在リテ殊ニ取引人ノ多數カ支那人ナル場合ニ於テ折角官營組織ニ在リテ相當ノ發達ヲナシタルモノヲ強テ彼等ノ意思ニ反シテ之ヲ民營ニ移サムトスルカ如キ慎重ナル考慮ヲ爲ササルヘカラス

所設立ニ依リテ味ヲ占メタル同一ノ目的ヲ達セントスル射利の運動日一日ト盛ナルハ苦々シキ現象ナリト謂ハサルヘカラス其ノ第一ハ大連株式取引所ノ運動ナリ同取引所ハ前述ノ如ク設立以來業務ノ成績舉ラス大ナル資本ヲ擁シテ營業ノ結果ハ世間ノ信望ヲ維持スルニ足ラス當事者ハ百方講究ノ結果錢鈔取引ニ著眼シ大連取引所ヨリ割キテ先ツ之ヲ民營ニ移シ錢鈔信託株式會社ノ業務ト共ニ之ヲ自己取引所ノ營業科目ニ吸收センコトヲ企圖シ昨年十月以來之カ實行方法ニ付苦心スルトコロアリシカ支那人側ノ頑強ナル反對ニ逢ヒ未タ其ノ非望ヲ遂クル能ハサルノ現狀ナリ元來關東州ニ於ケル錢鈔取引ハ關東州カ我カ租借地ニ歸セシ後幾許モナク錢業公所ノ名ノ下ニ現物取引ヲ行ヒ官營取引所新設以後其ノ信託會社ニテ之ヲ引繼キ東洋ニ於ケル一大銀市場ト爲リ支那ノ經濟及金融界ニ於テ重要ナル機能ヲ發揮スルニ至レリ而シテ支那人ハ特ニ官廳ヲ信賴スルノ念強ク此ノ際舊慣ヲ破リテ民營ノ取引所ニ合併セラルルトキハ如何ナル壓迫不公平ヲ被ルヤモ知レストノ危懼心ヲ有スルコト詢ニ無理ナラヌ點アリ殊ニ同會社ハ成立ノ日ヨリ十箇年其ノ營業ヲ繼續スルノ權利ヲ與ヘラルルモノナレハ其ノ存立期限內ニ於テ其意思ニ反シ故ナク之ヲ解散セシメムトスルカ如キハ不當ナリ此ノ故大連株式商品取引所ノ自己本位ノ合併運動ハ斷然之ヲ排斥セサルヘカラス

仲小路廉氏ノ問ニ答ヘテ當分官營ヲ民營ニ移ササルコトヲ明言セラレタリ此ノ際裏面ニ存在スル一切ノ醜事實ヲ一掃シ公明正大ナル政治カ滿洲ノ天地ニ行ハルルニ至ルマテハ斷然取引所ノ組織變更又ハ新設ヲ拒否スルコト政界廓清上ノ一大要務ナリト謂ハサルヘカラス右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奧繁三郎殿

衆議院議員森田茂君提出滿洲ニ於ケル取引所政策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候(別紙)

衆議院議員森田茂君提出滿洲ニ於ケル取引所政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一大連株式商品取引所ハ主トシテ滿洲ニ於ケル事業株ノ定期取引ニ依リテ同地ニ於ケル健全ナル事業ノ發展ニ資セムカ爲ニ設立セラレタルモノニシテ之カ爲ニ政治上並ニ經濟上ニ何等ノ障害ヲ生シタルモノト認メス唯不幸ニシテ設立後幾干ナラスシテ經濟界ノ大變動ニ遭遇シ未タ所期ノ目的ヲ達成スルニ至ラサルカ如キモ財界ノ回復ト共ニ漸次其ノ機能ヲ發揮スルニ至ルヘキヲ信ス

二大連取引所ヲ民營ニ移スヘキヤ否ヤニ付テハ目下慎重ニ考究中ニ屬シ未タ何レトモ決定スルニ至ラス右及答辯候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

日本興業銀行不當貸付ニ付大藏大臣ノ責任ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月二十五日

提出者 八並 武治

贊成者 岡本 幹輔

外四十三人

日本興業銀行不當貸付ニ付大藏大臣ノ責任ニ關スル質問主意書

一日本興業銀行ハ大正九年七月以來兩度ニ金千百萬圓也ノ巨資ヲ日本紙器株式會社ニ貸付ケ之カ援助ヲ爲シタルモ其ノ效果ノ毫モ認ムヘキモノナキノミナラ

ス却テ之カ爲ニ社内ニ紛ヲ起シ益々其ノ經營ヲ困難ナラシメ現狀ニ於テハ到底回收ノ見込ナキニ至レリ

一抑日本紙器株式會社ハ初メ金二百萬圓ヲ資本金トシテ創業シ大正八年金一千萬圓ニ増資シ更ニ同九年三千五百萬圓ニ増資シタルモノナル其ノ事業ノ遂行ニ付テハ頗ル不健實ニシテ經濟界好況ノ時節ハ免二角一朝不況混亂ノ時節ニ至ラハ到底其ノ存立ヲモ完ウシ得サルヘシトハ當時財界ノ事情ニ通スル者ノ均シク憂フル所ナリシ

然ルニ大正九年下半期ニ至リ財界ノ不況極度ニ達シ信用取引其ノ途ヲ絶ユルヤ果然同社ハ一切ノ取引不能トナリ如何トモスル能ハサルニ至リ茲ニ同會社ノ重役鳩山一郎其ノ他ノ人々ハ其ノ苦境ニ處スルノ一策トシテ東洋拓殖株式會社ノ經營ニ係ル北滿洲大海林及北滿林二十七萬七千町歩ノ森林ヲ「ハル」及製材原料ヲ得ルノ目的ヲ以テ買収ノ必要アリトノ理由ヲ具シ之カ買収資金調達ヲ名トシテ日本興業銀行ヨリ金五百萬圓ノ借入ヲ爲シ内金七十五萬圓ハ事實東洋拓殖株式會社ニ支拂其ノ他ノ資金ノ大半ハ所謂配當資金ニ流用シタル

一以上ノ方法ヲ以テ同社ハ一時ヲ彌縫シタルモ尙及ハス茲ニ於テ更ニ事業擴張ヲ名トシテ金六百萬圓ノ借入ヲ申込ミタルニ日本興業銀行ニ於テハ格別ノ調査ヲモ爲サシテ直ニ之カ要求ニ應ジテ其貸付ヲ爲シタル然レトモ元來前記兩度借入ハ財界不況ノ影響ヲ被リタリ同社カ爲シタル一時ノ彌縫策ナルヲ以テ之ニ依テ同社ノ基礎ニハ何等ノ強固ヲ加フルモノナキノミナラス却テ之カ爲ニ其ノ病根ヲ深カラシメ今日ニ於テハ既ニ金千五百萬圓以上ノ缺損ヲ生シ如何トモスル能ハサルニ至レリト云フ

一抑日本興業銀行ハ工業振興ニ關スル補助機關トシテ其ノ業務ノ遂行ニ付テハ最慎重公平ニスヘク苟モ因緣情實等ニ基キ資金ノ借出シ等ヲ爲スヘカラサルヤ論ナシ然ルニ右ニ述フル日本紙器株式會社ニ對スル金一千萬圓ノ貸出ノ如キハ何レノ點ヨリ見ルモ不當背理ノ甚シキモノニシテ斷シテ當業者ノ爲スヘカラサルモノト云ハサルヘカラス

一而シテ大藏大臣ハ官制上日本興業銀行ニ對シテハ一般ノ之カ監督權ヲ有シ右ノ如キ非道ヲ監視匡正ス

ルノ權義ヲ負フモノナルヲ以テ平常之カ任務ニ忠實ナルヘキニ拘ラス毫モ之カ實蹟ノ見ルヘキモノナキハ最モ遺憾トスル所ナリ政府ハ右借出及其後ノ經過ヲ調査シタルコトアリヤ其ノ眞想如何

右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長與繁三郎殿

衆議院議員八並武治君外一名提出日本興業銀行不當貸付ニ付大藏大臣ノ責任ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員八並武治君外一名提出日本興業銀行不當貸付ニ付大藏大臣ノ責任ニ關スル質問ニ對スル答辯書

日本興業銀行カ日本紙器株式會社ニ對シ直接貸付ニ係ルモノ二百九十餘萬圓アリ之ニ對シテハ日本興業銀行ハ日本紙器株式會社ヨリ十分ノ擔保價格アル工場財團等ヲ擔保トシテ微シ居レリ右ノ外尙ホ六百萬圓ヲ貸付ケ居ルモ右ハ信用最確實ナル銀行カ十分ノ擔保ヲ微シ同會社ニ對シ割引シタル手形ヲ該銀行ノ裏書ニ依リ日本興業銀行カ再割引シタルモノニシテ何レモ債權ノ擔保確實ナルヲ以テ質問書ニ云フカ如キ不當背理ノ貸付ニ非ス

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

大藏大臣 子爵高橋 是清

陪審法案撤回ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年三月二十六日

提出者 清瀨 一郎

贊成者 鈴木梅四郎

外二十九人

陪審法案撤回ニ關スル質問

政府ハ陪審法案ヲ樞密院ヨリ撤回スルニ決シタリト傳ヘラル果シテ眞實ナリヤ若眞實ナリトスレハ其眞實如何陪審制度ノ創設ハ政府ノ重大ナル政綱ニ非スヤ恐ラクハ政府ハ之ヲ拋棄シタルニハ非サルヘシ又第四十四議會

終末ニ近ツキタリト樞密院ニ於ケル審議ヲ廢止スヘキ理由アルコトナシ陪審制度ノ如キ國家組織上ノ重大問題ハ我カ國ノ如キ短期議會ニ卒然提出シ驟急議了スルヨリモ會期前豫メ成案ヲ世ニ公示シ世評ノ定マルヲ待テテ上程スルヲ安全トス政府ハ宜シク斯案ノ審議ヲ繼續シ次期議會ニ提出スルノ準備ヲ爲スヘキナリ

依之觀之政府カ這回陪審法案ヲ樞密院ヨリ撤回シタルノ眞意ハ樞密院ニ於ケル否決ノ形勢ヲ看取シ否決ニ係ル面目ノ潰滅ヲ怯レ自ラ進ムテ撤回スルノ外形ヲ以テ事ヲ糊塗セムトスルノ陋手段ヲ採ルモノト見ルノ外ナカルヘシ聞說政府ニ於テ陪審法案ノ編成並説明ノ任ニ當ラシメタル官吏ハ咸ナ内心ニ於テ陪審制度反對ノ意見ヲ抱懷スル者ナリシト此徒ヲ使役シテ陪審案ノ成立ヲ期セムトスルハ恰モ間諜ヲ參謀トシテ戰略ヲ定ムルカ如シ政府ノ失策ヤ重大ナリ政府ハ如斯重要ナル政綱ノ實行ヲ爲ス能ハスシテ猶且政治上ノ責任ヲ感セサルヤ

右及質問候也

大正十年三月二十六日

內閣總理大臣 原 敬

衆議院議長與繁三郎殿

衆議院議員清瀨一郎君提出陪審法案撤回ニ關スル質問ニ對スル別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員清瀨一郎君提出陪審法案撤回ニ關スル質問ニ對スル答辯書

政府ハ陪審法案ヲ樞密院ヨリ撤回ニ決シタルコトナシ該案ノ編成並説明ノ任ニ當リタル官吏ハ法案ニ對シテ反對ノ意見ヲ抱懷シタルコトナシ

右及答辯候也

大正十年三月二十六日

司法大臣 伯爵大木遠吉

一今二十六日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

(第一號)大正十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(第二號)大正十年度歲入歲出總豫算追加案

(特第二號)大正十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(追第三號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スルノ件

(第三號)大正十年度歳入歳出總豫算追加案(第四號)大正十年度歳入歳出總豫算追加案

(特第三號)大正十年度特別會計歳入歳出豫算追加案

軌道法案(政府提出)

住宅組合法案(政府提出)

町村制中改正法律案(政府提出)

郡制廢止ニ關スル法律案(政府提出)

衆議院議員選舉區ニ關スル法律案(政府提出)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)

製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出)

刑法中改正法律案(衆議院提出)

一 今二十六日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ニ對シ承諾スルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

大正八年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正八年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正八年度特別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正八年度特別會計豫備外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正八年度大正三年臨時事件豫備費支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正八年度大正三年臨時事件豫備費外ニ於テ豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正八年度帝國鐵道特別會計積立金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正八年度帝國鐵道特別會計積立金外ニ於テ豫算超過支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

一 今二十六日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ニ對シ第二讀會ヲ開カサルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

治安警察法中改正法律案(衆議院提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一 今二十六日航空事業ノ擴張及其ノ行政機關ノ統一

ニ關スル建議案委員三善清之君松岡俊三君辭任ニ付其ノ補闕トシテ深見寅之助君福井甚三君ヲ議長ニ於テ選定セリ
一 今二十六日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ
所得稅法中改正法律案外四件委員
理事 福井甚三君(岩井平藏君補闕)
午後九時四十五分散會

衆議院議事速記録第三十一號正誤

頁 段 行 誤 正
七〇 上 一〇 衆議 衆議 衆議
七〇 上 一〇 衆議 衆議 衆議